

令和5年第3回定例教育委員会会議

開催日時 令和5年3月20日（月）

午後1時30分

場 所 市役所本庁舎2階 市長公室

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第10号 教育委員会職員の人事について
- 議案第11号 第3次富士見市教育振興基本計画の策定について
- 議案第12号 第4次富士見市子ども読書活動推進計画の策定について
- 議案第13号 史跡水子貝塚保存活用計画の策定について
- 議案第14号 富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第16号 富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の制定について
- 議案第17号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担額に関する規則の制定について
- 議案第18号 富士見市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の制定について

その他

○イベント案内等

- (1) 第50回富士見市子どもフェスティバルについて

議案第11号

第3次富士見市教育振興基本計画の策定について
第3次富士見市教育振興基本計画について、別紙のとおり策定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

教育基本法第17条第2項の規定に基づく、富士見市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、この案を提出します。

令和5年3月10日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士 様

富士見市教育振興基本計画審議会
会長 長堀 善光

富士見市教育振興基本計画について（答申）

令和4年7月20日付け富教政第72号で諮問のありました第3次富士見市教育振興基本計画の策定に関する審議について、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおりとなりましたので答申します。

なお、本審議会やパブリックコメントなどで寄せられた市民の意見を踏まえた計画の推進により、富士見市の教育がさらに発展することを期待します。

(案)

第3次

富士見市教育振興基本計画

(令和5年度～令和9年度)

学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育



富士見市教育委員会

はじめに



本市教育委員会では、「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」を基本理念として掲げ、平成 30 年度から第 2 次富士見市教育振興基本計画に基づき、各施策を推進してまいりました。

この間、児童生徒への 1 人 1 台端末の導入など ICT の利活用の進展をはじめ、人々の生活様式が大きく変化していることから、第 2 次計画の基本理念やめざす市民像を引き継ぎつつ、これまでの実績や課題を整理したうえで、社会状況の動向や SDG s との関係性を考慮し、第 3 次計画を策定いたしました。

新たな施策といたしましては、学校教育におきまして、1 人 1 台端末の効果的な活用、大学などと連携した児童生徒の体力向上の推進や教育相談体制の充実、教職員の働き方改革など、社会教育におきまして、高齢者のデジタル活用支援や Wi-Fi 環境を活用した公民館事業の推進、電子図書館の充実、見せる文化財の推進などを掲げています。

施策の推進にあたっては、教育委員会だけでなく、市長部局との連携により、組織の総合力を活かすとともに、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、富士見市教育振興基本計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民及び関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 4 月

富士見市教育委員会教育長 山口 武士

目 次

第 1 章 富士見市教育振興基本計画について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の推進体制	3
5 計画の進捗管理	3
6 教育を取り巻く社会の動向	3
7 第 2 次富士見市教育振興基本計画の総括	6
第 2 章 富士見市の教育がめざす姿	11
1 基本理念	12
2 めざす市民像	12
3 基本方針	14
4 基本目標	14
5 施策の体系	15
第 3 章 施策の展開	17
基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進	18
基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	18
基本目標 2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進	21
基本目標 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	26
基本目標 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進	29
基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進	32
基本目標 1 家庭・地域の教育力の向上	32
基本目標 2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進	33
基本目標 3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進	37
基本目標 4 郷土遺産の継承	39
基本目標 5 開かれた教育委員会	41
資 料	43

第 1 章 富士見市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

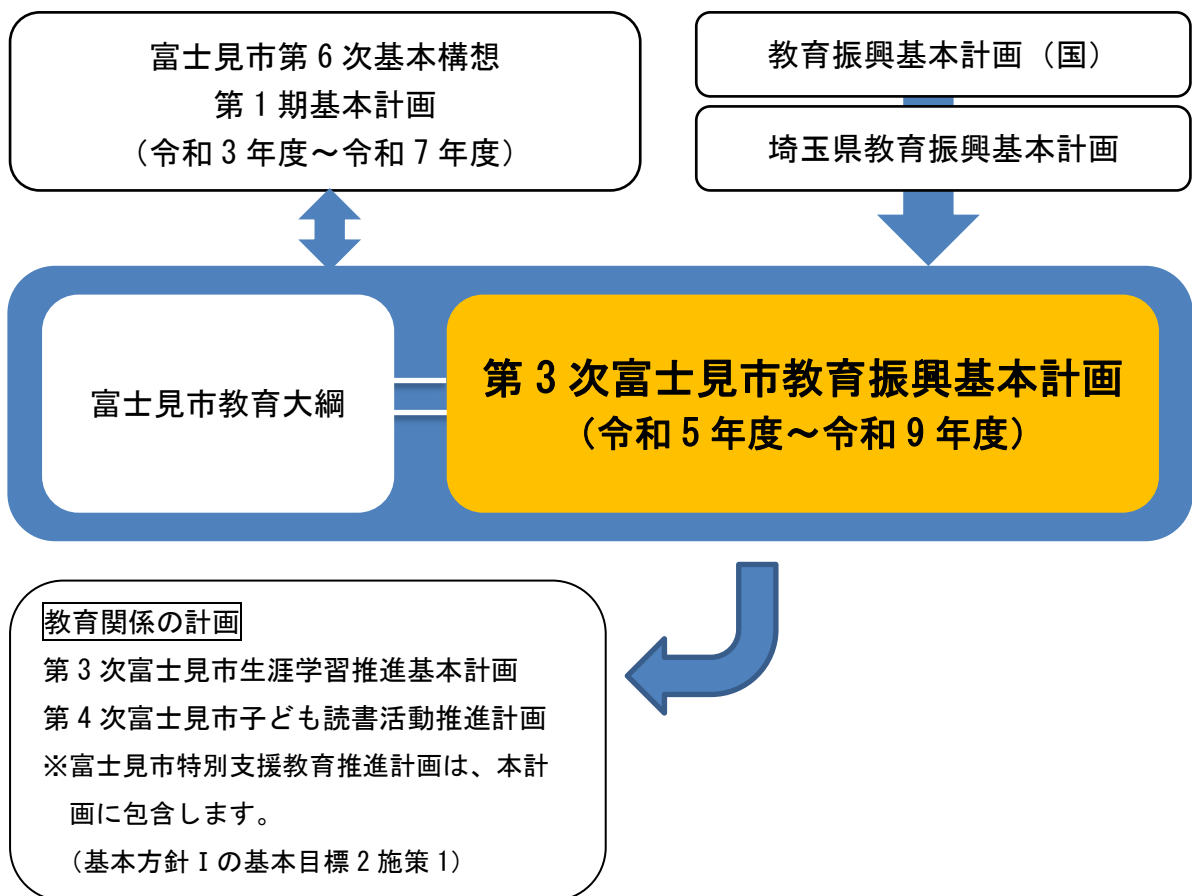
本市においては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年度に第1次富士見市教育振興基本計画を策定し、「学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育」を基本理念として掲げ、学校、家庭、地域が相互に連携と協力を図りながら一体となって教育を推進してきました。

平成30年度には、第1次計画の理念を継承した上で、第2次富士見市教育振興基本計画を策定し、各施策の実現に向け取り組んできました。

本計画は、第2次計画の基本理念やめざす市民像を引き継ぎつつ、この間の教育を取り巻く社会の動向や課題などを踏まえ、今後5年間における方針とそのための施策を定めたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、国や埼玉県計画を参酌しつつ、富士見市第6次基本構想第1期基本計画及び富士見市教育大綱との整合性を図りながら、策定したものです。



3 計画期間

教育を取り巻く社会状況などの変化に対応するため、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



4 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、学校など教育機関を含む教育委員会内部における連携はもとより、市長部局とも教育施策に関する情報や課題などを共有しながら、組織横断的に連携・協力を図ります。

また、多様化・複雑化する課題や時代の変化に適切に対応できるよう職員の育成に努めます。

5 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、事務事業の点検・評価により各施策の実施状況、成果、課題などについて検証し、改善を図りながら教育施策を展開します。また、事務事業の点検・評価にあたっては、第三者の視点による客観性を確保するため、学識経験者による外部評価を実施します。

6 教育を取り巻く社会の動向

(1) 学習指導要領の改訂と学校における働き方改革

新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校において全面実施されました。子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びにより、知識の理解の質を高め、資質・能力を育成することとされました。

令和3年1月には、中央教育審議会から「令和の日本型学校教育」に関する答申がありました。

また、近年、学校における働き方改革が課題となっています。

(2) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の人口は平成 20 年をピークに減少に転じ、高齢化率については 28.9%（令和 3 年 10 月）となっています。

本市の人口は 112,847 人、高齢化率は 24.1%（令和 4 年 10 月現在）です。将来的には、令和 7 年をピークに人口減少に転じる一方、高齢化率については上昇することが見込まれます。

(3) 地域コミュニティの希薄化

核家族化やライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティが希薄になっていることから、地域の中で孤立しがちな家庭への支援が求められています。

(4) 生活様式の多様化

新型コロナウイルス感染症を契機に、リモートワークの進展などにより、人々の生活様式が多様化しています。様々なニーズを的確に把握し、施策を展開する必要があります。

(5) ICT 利活用の促進

児童生徒への 1 人 1 台端末の導入や Wi-Fi 環境の整備が進んでいることから、ICT を効果的に活用した教育が求められています。

(6) グローバル化の進展

ICT 化の進展などにより、文化的な背景や言語の異なる人々との交流が見込まれることから、自国の文化や異なる文化を理解・尊重することが大切です。

(7) 平和と人権の尊重

世界的には紛争や人権の抑圧など、平和や人権に関する様々な問題が見られます。平和や人権意識の醸成に向けた継続的な取組みが重要です。

(8) 脱炭素化と地球温暖化対策

令和 2 年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。本市においても令和 4 年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を表明したことから、脱炭素社会の実現に向けた更なる取組みが必要です。

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、2030年までに達成すべき普遍的な目標として、2015年9月に国連で採択され、国内外において推進されています。



7 第2次富士見市教育振興基本計画の総括

第2次計画においては、第1次計画の基本理念のもと、3つの基本方針、13の基本目標を継承し、様々な事業に取り組んできました。

各基本目標における主な施策の実績と課題は次のとおりです。

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

《基本目標1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成》

(実績)

- 確かな学力の定着
 - ・若手教員育成指導員の配置
- 英語教育、国際理解教育の充実
 - ・AETの配置
 - ・英語検定受験料補助の実施
- 情報教育の充実
 - ・児童生徒に1人1台端末の導入と校内無線LAN環境の整備
 - ・ワイヤレスマイク、Webカメラ、大型テレビモニターの配置
 - ・STEM教育の実施
 - ・ICT支援員の配置
- 進路指導・キャリア教育の推進
 - ・キャリア・パスポートの実施

(課題)

- ・1人1台端末の効果的な活用
- ・医療的ケアの必要な児童生徒に対する看護師の配置
- ・AETの拡充
- ・STEM教育の拡充

《基本目標2 人との交流や感動体験を通じた豊かな心の育成》

(実績)

- いのちを大切にする教育の推進
 - ・「いのちの授業」の実施
- 人権教育の充実
 - ・選択制制服（スラックス）の採用
- 教育相談体制の充実
 - ・医療機関との連携教育相談、出張教育相談

○読書活動の充実

- ・富士見市子ども読書コンクール、ビブリオバトルの実施

(課題)

- ・「いのちの授業」の拡充
- ・LGBTQ など多様な性への理解や、日本語を母国語としない児童生徒への支援
- ・部活動指導員の配置

≪基本目標3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成≫

(実績)

○学校体育の充実

- ・「敏捷性」を向上させる取組みの推進（小学校：大縄8の字跳び、中学校：大縄一斉跳び）

(課題)

- ・児童生徒の体力向上
- ・「富士見スタンダード」、「パワーアップチャレンジ」の活用

≪基本目標4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進≫

(実績)

○教職員の資質向上

- ・スクールサポートスタッフの配置
- ・タイムカードの導入
- ・研究委嘱校補助の拡充

○異校種間連携・小中一貫教育の推進

- ・小中一貫教育における乗り入れ授業の実施

○学校給食の充実

- ・セルビア給食の提供

○学校施設・設備の整備

- ・大規模改造工事
本郷中学校、関沢小学校、勝瀬小学校、西中学校
- ・体育館エアコン設置工事
- ・つるせ台小学校校庭芝生化工事

○教育の機会均等

- ・教育資金利子補給制度の見直し

(課題)

- ・小中一貫教育カリキュラムの作成
- ・小中一貫教育支援員の全中学校区への配置
- ・スクールガードアドバイザーの配置

- ・アレルギー対応食、外国人児童生徒への対応食
- ・学校体育館などにおける暑さ対策

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

《基本目標1 家庭・地域の教育力の向上》

(実績)

- 家庭教育の支援
 - ・家庭学習応援事業の実施

(課題)

- ・公民館事業などにおける担い手の確保

《基本目標2 生涯にわたる学習機会の提供と学びのネットワークの推進》

(実績)

- 人権・平和教育の推進
 - ・人権講座において手話通訳、平和学習において手話通訳及び要約筆記を手配
 - ・戦争体験話者の体験を記録化するため DVD を作成
- 生涯にわたる学習支援体制の充実
 - ・市民人材バンク推進員の会 15 周年企画「人材バンクフェスティバル」の開催
 - ・公共施設予約システムに対する要望項目のカスタマイズ実施

(課題)

- ・公民館事業などにおける担い手の確保

《基本目標3 学びあう地域社会を創る活動の推進》

(実績)

- 地域社会を創る学びあいの機会の充実
 - ・農バルプロジェクトへの支援
 - ・「おうちで楽しむ公民館」動画、公民館のサークル活動紹介動画などを YouTube で配信
- 地域の学習情報の提供、相談機能の充実
 - ・公民館の YouTube チャンネルを開設、施設紹介動画などの配信
 - ・ホームページ、SNS、スマイルなびによる公民館事業の情報発信
 - ・スマホ教室の実施
- 安全・安心な地域拠点としての施設の運営・整備
 - ・鶴瀬公民館 空調設備更新工事
 - ・南畑公民館 大規模改修工事
 - ・全公民館 網戸設置工事、水道の自動水栓化

(課題)

- ・動画配信などによる新たな情報発信
- ・オンライン事業などの推進

《基本目標4 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進》

(実績)

- 地域の情報拠点としての資料・情報の収集と情報提供の充実
 - ・電子図書館の開設
- 子ども読書活動の推進
 - ・富士見子どもビブリオバトル大賞の実施
 - ・小学校1年生を対象にセカンドブック事業の実施
- 図書館サービス網の拡充と快適な読書空間の提供
 - ・来館が困難な方を対象とした図書の宅配サービスの実施
 - ・富士見市子ども読書コンクールの実施

(課題)

- ・電子書籍の拡充

《基本目標5 郷土遺産の継承と文化芸術の振興》

(実績)

- 文化財の保存と活用
 - ・「役行者座像」の市指定文化財への指定
 - ・文化財保存団体連絡協議会30周年記念公演「郷土芸能公演会」の実施
 - ・公民館における埋蔵文化財(遺物)展示解説の実施
- 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実
 - ・市民学芸員20周年記念誌の刊行

(課題)

- ・郷土芸能の各保存団体の高齢化と後継者不足の解消
- ・SNS、動画配信を活用した資料の展示・公開
- ・YouTubeチャンネルを活用したサークル活動の発表機会の提供

《基本目標6 誰もが親しめる生涯スポーツの推進》

(実績)

- 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実
 - ・埼玉県少年少女レスリングリーグ戦、全日本セパタクロークワッド選手権大会などと連携した体験教室の実施

- ・富士見 TOP サポーター制度の創設
- 生涯スポーツ・レクリエーション環境の整備充実
- ・市民総合体育館の利用料金の改訂
- ・市民総合体育館大会誘致事業としてハンドボール、バスケットボール公式試合の誘致
(課題)
- ・富士見 TOP サポーターの運用方法

基本方針Ⅲ 組織の総合力を生かした教育の推進

≪基本目標 1 開かれた教育委員会運営の推進≫

(実績)

- 教育委員会会議及び教育委員協議会の充実
- ・ホームページにおける教育委員活動の公開、教育委員会会議資料の公開

(課題)

- ・教育委員会会議の活性化

第2章 富士見市の教育がめざす姿

1 基本理念

学びあい 人がつながり 一人ひとりが輝く 富士見の教育

私たちは、自らを大切にし、他者も大切にすることを基本としたうえで、学校や社会など、様々な場を通して学んでいきます。学んでいく過程での新しい発見や出会いには、喜びがあります。この学ぶ喜びが、子どもたちには将来への夢と希望をはぐくむこと、大人には自己実現を図ることにつながっていきます。そして、学びの成果がより豊かな生活とまちづくりに生かされることが期待されます。

私たちは、このようにそれぞれの世代で、様々な知識や技能を習得し、学びあいながら、人と人がつながり、ともに励ましあい、高めあい、支えあう人間関係をつくり、一人ひとりが輝く富士見市の教育をめざします。

2 めざす市民像

基本理念の実現に向けて、富士見市の教育がめざす市民像を次のように描きます。

◇生涯にわたって学び、考え、行動し、
心豊かに生きる人

◇学びあいから交流の輪を広げ、信頼しあい、
地域の絆をはぐくむ人

◇学びの成果を生かして、自ら社会に参加し、
郷土(まち)の未来を拓く人

◇ 私たちは、一人ひとりの生涯にわたる学びを通して、自分の力で、ものを考え、判断し、行動するとともに、人を思いやり、個性を尊重しながら、心豊かに生きる人をめざします。

3 基本方針

富士見市の教育がめざす姿の実現に向けて、次の基本方針を掲げます。

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」や、子どもたちの夢と希望がはぐくまれる学校教育を推進します。

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

市民誰もが、いつでも、どこでも学習でき、その学びの成果を分かちあうことで、子どもたちが健やかに育つ環境や人々が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、ともに学びあう地域社会をめざす社会教育を推進します。

4 基本目標

基本方針の下に、今後展開する教育施策の柱となる基本目標を設定します。

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進
------	---

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 家庭・地域の教育力の向上2 生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進3 暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進4 郷土遺産の継承5 開かれた教育委員会
------	--

5 施策の体系

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進	
基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	施策 1 確かな学力の定着
	施策 2 英語教育、国際理解教育の充実
	施策 3 情報教育の充実
	施策 4 伝統と文化に関する学習の推進
	施策 5 進路指導・キャリア教育の推進
	施策 6 コミュニケーション能力の育成
	施策 7 読書活動の充実
基本目標 2 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進	施策 1 特別支援教育の充実
	施策 2 教育相談体制の充実
	施策 3 いのちを大切にす教育の推進
	施策 4 人権教育の充実
	施策 5 道徳教育の充実
	施策 6 生徒指導の充実
	施策 7 異校種間連携・小中一貫教育の推進
	施策 8 教育の機会均等
	施策 9 多様な児童生徒への支援の充実
基本目標 3 自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	施策 1 学校体育の充実
	施策 2 児童生徒の体力向上
	施策 3 食育の推進
	施策 4 学校保健の充実
	施策 5 安全・防災教育の推進
	施策 6 学校給食の充実
基本目標 4 地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進	施策 1 学校・家庭・地域の連携
	施策 2 部活動の充実
	施策 3 教職員の資質向上と働き方改革の推進
	施策 4 防犯・安全体制の整備
	施策 5 学校施設・設備の整備

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標 1 家庭・地域の教育力の向上	施策 1 家庭教育の支援
	施策 2 学校・家庭・地域の連携推進
基本目標 2 生涯にわたる学習機会の提供 と地域づくりの推進	施策 1 多様な学習機会の充実
	施策 2 人権・平和教育の推進
	施策 3 地域をつくる活動の充実
	施策 4 学習成果の発表機会の充実
	施策 5 施設の運営・整備
基本目標 3 暮らしとまちづくりに役立つ 読書活動の推進	施策 1 図書資料の収集と提供の充実
	施策 2 子ども読書活動の推進
基本目標 4 郷土遺産の継承	施策 1 文化財の保存と活用
	施策 2 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実
	施策 3 郷土芸能・伝統工芸の継承
基本目標 5 開かれた教育委員会	施策 1 教育委員会会議及び教育委員協議会の活性化

第3章 施策の展開

基本方針Ⅰ 学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」や、子どもたちの夢と希望がはぐくまれる学校教育を推進します。

基本目標 1 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)		目 標 値 (令和 9 年度)
	県学力・学習状況調査の結果を伸ばした児童生徒の割合 (県学力・学習状況調査)	【小 5 国語】 市 70.0% (県 72.9%) 【中 2 国語】 市 58.5% (県 57.1%)	【小 5 算数】 市 79.1% (県 81.5%) 【中 2 数学】 市 78.0% (県 72.0%)

《施策の内容》

1 確かな学力の定着（学校教育課）

- (1) 全国学力・学習状況調査¹及び埼玉県学力・学習状況調査²の結果を分析し、各校の課題解決に向けた支援を行い、児童生徒一人ひとりの学力の定着を図ります。
- (2) 教員指導力向上研修会を実施し、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」となる授業を展開できるよう教員の指導力向上に努めるとともに、教師用手引き「富士見スタンダード」³の周知を徹底し、児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- (3) GIGA スクール構想⁴に基づく児童生徒 1 人 1 台端末を効果的に活用し、児童生徒の学力向上に努めます。
- (4) 少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員⁵、補習授業協力者や実技指導協力員⁶などの有効活用により、個に応じた指導や支援を行います。

¹ 文部科学省が日本全国の小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象として行う学力調査

² 県内の公立小中学校に在籍する小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象として行う学力調査。一人ひとりの学力の伸びを把握することができる点が特徴

³ 国語、算数（数学）など、各単元における学習の流れをまとめた教師用手引き

⁴ 児童生徒への 1 人 1 台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想

⁵ 習熟度別学習や特別な配慮が必要な子どもへの支援を実施するため配置

⁶ 補習授業における学習指導や、授業における実技（音楽、体育、家庭科など）の指導を行うため配置

【全国学力学習状況調査の結果（全国平均を100としたときの割合）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校 国語	93.1	97.2	中止	95.8
小学校 算数	93.1	96.1	中止	96.9
中学校 国語	98.3	97.5	中止	99.1
中学校 数学	99.0	98.7	中止	97.9

2 英語教育、国際理解教育の充実（学校教育課）

- (1) 英語教育指導助手（AET）を配置し、英語の音声やリズムに慣れ親しむとともに、英語を使用してお互いの気持ちや考えを伝えあう活動などを通して、児童生徒が主体的にコミュニケーションを図る授業を推進します。
- (2) イングリッシュ・サマー・キャンプ⁷など、児童が英語に親しみ、英語を用いて意欲的にコミュニケーションを図る活動に取り組みます。
- (3) 日本及び諸外国の伝統や文化に興味・関心を持たせ、外国人や国際的な視野を持つ日本人との交流を通して児童生徒の国際性を養います。
- (4) 実用英語技能検定受験料補助により、英語に係る学力向上を図るとともに、目標を持って学習する児童生徒を支援し、さらに上級の試験に挑戦する意欲を高めます。

3 情報教育の充実（学校教育課）

- (1) ICTを活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができるよう、体系的な情報教育を推進します。
- (2) 民間企業と連携し、教育に関するビッグデータ⁸を活用した取組みについて研究します。
- (3) ICT推進校⁹を中心に、市内の実践事例を収集した富士見スタンダードを作成するとともに、教員研修の充実により指導力の向上を図り、1人1台端末の効果的な活用をめざします。
- (4) STEM教育¹⁰を柱としたプログラミング教育の充実を図ります。
- (5) 情報社会への適応及び1人1台端末を適切に活用できるように、児童生徒への情報モラル教育を推進します。



レゴを使ったプログラミング教育

⁷ 市内の小学3・5年生を対象として、AETを講師に英語でゲームやクイズなどを行いながら英語に親しむ事業

⁸ 大量かつ多様なデータ

⁹ 水谷小学校、つるせ台小学校、勝瀬中学校においてICTを活用した指導方法などを研究

¹⁰ Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の頭文字であり、これらを統合的に学び、ロボットやIT技術に触れて「自分で学ぶ力」を養う教育方法

4 伝統と文化に関する学習の推進（学校教育課）

- (1) 地域に愛着を持ち、地域社会の一員として貢献しようとする態度を養うため、富士見市の歴史や風土、地域の人々が受け継いできた文化財や芸術などに関する学習に取り組みます。
- (2) 小・中学校等初任者施設体験研修を実施し、水子貝塚資料館や難波田城資料館など地域の施設に関する理解を深め、授業などに活かします。
- (3) 水子貝塚資料館や難波田城資料館を郷土や歴史の学習の場として活用するとともに、富士見市児童・生徒「社会科展」に積極的に参加します。
- (4) 市民文化会館キラリ☆ふじみで実施しているワークショップなどを活用し、多様な伝統文化に触れる機会を設けるとともに、小・中学生の合唱コンクールなどにおいて教育活動の成果を発表します。

5 進路指導・キャリア教育の推進（学校教育課）

- (1) 職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけられるよう、キャリア・パスポート¹¹を有効に活用しながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- (2) 中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観をはぐくむため、はつらつ社会体験事業を実施します。
- (3) 学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。

6 コミュニケーション能力の育成（学校教育課）

- (1) 学校・家庭・地域とのかかわりを大切にした教育活動を推進するため、職場体験、社会福祉体験などの体験活動及び各教科・領域¹²における話しあう活動を通して、コミュニケーション能力の育成を図ります。

7 読書活動の充実（学校教育課）

- (1) 学校において図書ボランティアによる読み聞かせの充実を図ります。また、市立図書館と連携し、学校司書などに対する研修会や、読書コンクールの実施など児童生徒の読書活動を推進します。
- (2) 学校図書館における図書の電子管理などについて検討するとともに、1人1台端末や市立図書館の電子書籍を活用し、読書環境の充実に努めます。

¹¹ 小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育を支援するため、児童生徒が自分自身の学習経験や活動の記録を継続的に記録、蓄積するもの

¹² 総合的な学習の時間、特別活動など

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
「学校に行くのが楽しい」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査)	小 76.6% 中 80.4%	小 90% 中 90%

《施策の内容》

1 特別支援教育の充実（教育相談室）

- (1) インクルーシブ教育¹³システムの構築の理念に基づき、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに即した教育支援を推進します。
- (2) 教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチーム¹⁴などとの連携により、各学校内における特別支援教育体制の充実に努めます。
- (3) 各校において、特別支援学級が中心となり、学習上または生活上の困難を克服するため、障がいの有無にかかわらず、すべての児童生徒に応じた指導・支援を行います。
- (4) 難聴・言語障がい通級指導教室¹⁵や発達障がい・情緒障がい通級指導教室において、在籍校、家庭、関係機関と連携し、通級する児童生徒への適切な指導支援を行います。
- (5) 富士見特別支援学校では、小・中・高等部 12 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加をめざし、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。
- (6) 特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実に努めるとともに、富士見特別支援学校や県立特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で学ぶ支援籍学習¹⁶を充実します。
- (7) 市及び各校の就学支援委員会¹⁷、教育相談室、就学前から支援にあたっている関係機関が連携し、個々の児童生徒に応じた適切な就学支援を行います。
- (8) すこやか支援員¹⁸及び看護師により、障がいのある児童生徒や医療的ケアなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する学校生活及び学習活動上の支援を行います。

¹³ 障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶこと

¹⁴ 小・中・特別支援学校における特別支援教育に対する専門的な支援と若手教員などの人材育成を図るため、市内小・中・特別支援学校教職員、教育相談室職員及び臨床心理士にて組織

¹⁵ 障がい種及び障がいの状態に応じて、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かく行う教室

¹⁶ 障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に籍を置くこと

¹⁷ 特別の支援を要する児童生徒への教育的支援を図るために調査審議する組織

¹⁸ 市内小中学校及び特別支援学校の肢体不自由などの児童生徒を補助支援するため配置

2 教育相談体制の充実（教育相談室）

- (1) 児童生徒や保護者、教職員などの相談に対応するため、一般的な教育相談に加え、特別支援教育相談、言語相談・言語訓練、巡回教育相談、心理相談など医療機関を含めた関係機関との連携により、教育相談体制の充実に努めます。また、相談の窓口を広げるために、出張相談を実施します。
- (2) ふれあい相談員¹⁹や市独自のスクールソーシャルワーカー²⁰を配置し、学校や関係機関との連携により、不登校児童生徒の生活環境を整え、社会的自立を支援します。
- (3) 教育相談室と学校が連携し、児童生徒の出席状況の把握や学校アンケートの活用により、不登校など支援が必要な児童生徒の早期把握・早期支援を行います。
- (4) 大学と連携し、専門的知見を活かして、情緒や発達について支援を必要とする児童生徒を対象に、検査の実施や小学校へのスチューデントサポーター²¹の派遣などを行います。
- (5) 学校において、児童生徒が仲間を思いやり、支えあう活動を通して、相互の人間関係を豊かにする意欲と技能をはぐくみます。
- (6) 教育相談室と学校との連携により、教職員などの研修会や連絡協議会を開催し、教育相談への理解を深めるとともに、効果的な指導・対応能力の向上に努めます。
- (7) 教育支援センター（適応指導教室²²）「あすなろ」や「出張あすなろ」において、保護者や在籍校と連携し、不登校児童生徒の心身の安定を図りながら、個別学習や様々な体験活動、小集団活動、ICT を活用した支援により、社会生活への意欲を高め、自立を支援します。
- (8) 教育相談室と子ども未来応援センターが連携し、小学校就学前から切れ目のない相談・支援に取り組みます。



教育支援センター「あすなろ」

¹⁹ 市内中学校に生徒との日常的、情緒的な関わりを通して相談及び支援を行うため配置

²⁰ 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて生徒やその家庭への支援などを行うため配置

²¹ 心理学などを履修する学生や教員を志望する学生ボランティア

²² 学校に行きたいけれど行けない子どもたちに、教育相談を中心に、自立への支援・援助を行い、学校への復帰が図れるようにする教室

【不登校児童生徒の割合】

(単位：%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	0.62	0.58	0.96	1.07
中学校	2.66	3.14	3.17	3.22

※同一年度内に、連続または断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

【教育支援センター「あすなろ」利用児童生徒の学校復帰率】

(単位：%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
学校復帰率	66.7	52.0	61.0	65.1

※あすなろに通っていた児童生徒が、年度内に学校（教室または保健室や相談室など）に通うことができた率（あすなろを利用しながら通う場合も含む）。

3 いのちを大切にす教育の推進（学校教育課）

- (1) 「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、家庭科、保健の授業との関連を考慮しながら、「いのちの授業」を拡充し、自尊感情をはぐくむ教育を推進します。
- (2) 児童生徒が主体的にいじめのない学校、学級づくりに取り組むことができるよう、作成から 10 年を経過したいじめのない学校づくり子ども宣言を見直し、いじめのない学校づくり子ども会議の充実に努めます。
- (3) 富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員研修を充実するとともに、家庭や地域と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。



いじめのない学校づくり子ども会議

4 人権教育の充実（学校教育課）

- (1) 発達段階に応じた人権感覚を身につけ、自分の人権を守り、他者の人権も守る意識・意欲・態度を育成します。
- (2) 様々な人権課題を解決するために、体験的な学習などを取り入れ、人権意識の啓発に努めます。

5 道徳教育の充実（学校教育課）

- (1) 「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の要として、学校の教育活動全体を通して豊かな心をはぐくむ教育を展開します。
- (2) 道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会を実施し、「特別の教科 道徳」の授業の充実をめざします。
- (3) 富士見市独自の道徳教材を活用し、「特別の教科 道徳」の授業に関する指導法研修会を実施します。
- (4) 望ましい人間関係をはぐくむ特別活動の授業、地域と連携した社会体験活動や自然体験活動の充実に努めます。

6 生徒指導の充実（学校教育課）

- (1) 家庭、地域、関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づき、望ましい人間関係づくりと心豊かな児童生徒の育成をめざします。
- (2) 生徒指導主任等研修会や生徒指導訪問などを通して、問題行動のある児童生徒やいじめの認知、不登校児童生徒などの情報収集を確実にを行い、教育相談室など関係機関と連携して対応します。

7 異校種間連携・小中一貫教育の推進（学校教育課）

- (1) 小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。
- (2) 小中一貫教育についての研究を継続して進め、乗り入れ授業²³の充実、カリキュラムの作成に取り組みます。
- (3) 小1 プロブレム²⁴や中1 ギャップ²⁵の解消に向け、幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携を図り、指導体制の充実に努めます。

²³ 小学校と中学校が連携し、中学校教員が小学校で授業を行うこと

²⁴ 小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話が聞けないなどの状態が数か月継続する状態

²⁵ 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができない状態

8 教育の機会均等（教育政策課、学校教育課）

- (1) 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。
- (2) 高等学校、大学などに修学するため、日本政策金融公庫から教育資金の融資を受けた方に対し、返済利子の一部を助成します。

9 多様な児童生徒への支援の充実（学校教育課、教育相談室）

- (1) LGBTQ²⁶など、性の多様性を尊重し、様々な「ちがい」を「個性」と考え、お互いに認めあう教育を推進します。
- (2) 日本語指導加配教員の配置や日本語ボランティアの協力により、外国人児童生徒や帰国児童生徒の個に応じた支援を適切に行います。

²⁶ 性的マイノリティの総称の1つ

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
新体力テスト ²⁷ の評価 (A+B+C) の児童生徒割合の県平均との比較 (埼玉県教育委員会「学校体育必携」)	小△5.9ポイント 中+0.6ポイント	小±0ポイント 中+3ポイント

《施策の内容》

1 学校体育の充実 (学校教育課)

- (1) 生涯にわたり主体的に運動に親しむ態度を養うため、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。
- (2) 大学などと連携し、科学的な見地から研究を進め、体力向上を図ります。
- (3) 記録の伸びや技能の向上がわかる授業を実践します。
- (4) 大学などと連携し、ラグビーやハンドボールなどを通して、技能や体力向上に取り組めます。
- (5) 体育における基礎基本の定着と運動技能の向上をめざし、教師用手引き「富士見スタンダード」(よい体育授業を目指して) や「パワーアップチャレンジ」の活用により、体育授業の充実を図ります。

2 児童生徒の体力向上 (学校教育課)

- (1) 体力向上推進委員会²⁸を中心に、児童生徒の体力の現状と課題を把握し、研修会や授業研究会を通して、体力向上に関する取組みの改善を図ります。
- (2) 体力向上推進委員会広報紙「いきいき体力」や新体力テストの分析結果を児童生徒や保護者に周知することにより、家庭での体力向上の意識を高めます。
- (3) 体育の授業などで学習した成果を活かし、児童生徒が日頃から運動に親しめるよう努めます。

「敏捷性」を高めるため、長縄を利用した活動「縄チャレ」や外遊びを推進



²⁷ 文部科学省が実施する体力・運動能力調査。各調査項目を点数化し、合計点数によりA～Eの段階で評価するもの

²⁸ 児童生徒の体力の向上を目的とする教職員組織

【新体力テスト 富士見市児童生徒平均値（令和3年度）】

種目	学年	小学校5年生		中学校2年生	
	性別	男	女	男	女
握力 (kg)	市平均	○16.25	15.88	28.61	○24.17
	県平均	16.28	16.29	29.48	24.36
	全国平均	16.22	16.09	28.78	23.38
上体起こし (回)	市平均	○20.33	○19.18	○27.38	○25.05
	県平均	20.89	20.19	28.59	25.53
	全国平均	18.89	18.07	25.89	22.22
長座体前屈 (cm)	市平均	○33.90	○38.22	○46.41	○49.25
	県平均	35.00	39.89	48.04	50.55
	全国平均	33.49	37.92	43.58	46.20
反復横とび (点)	市平均	○40.52	○38.75	○51.42	○46.85
	県平均	42.80	41.09	52.32	47.43
	全国平均	40.36	38.73	51.17	46.25
持久走 (分、秒)	市平均			◎6.18	◎4.41
	県平均			6.29	4.46
	全国平均			6.47	4.58
20mシャトルラン (回)	市平均	○48.76	○39.95		
	県平均	52.17	43.79		
	全国平均	46.85	38.16		
50m走 (秒)	市平均	○9.43	○9.63	◎7.75	◎8.66
	県平均	9.34	9.53	7.90	8.70
	全国平均	9.45	9.64	8.01	8.88
立ち幅とび (cm)	市平均	○153.50	○147.85	◎207.29	◎176.50
	県平均	155.29	150.05	200.64	173.70
	全国平均	151.43	145.22	196.31	168.00
ボール投げ (m)	市平均	○19.80	13.14	◎23.08	◎14.76
	県平均	19.78	13.40	21.14	13.72
	全国平均	20.58	13.30	20.24	12.64

「◎」 全国平均及び県平均の記録を上回るもの

「○」 全国平均または県平均の記録を上回るもの

3 食育の推進（学校教育課）

- (1) 家庭科の授業や学級活動などにおいて、栄養教諭²⁹・学校栄養職員³⁰との連携による「食に関する指導」を推進します。
- (2) 学校ファーム³¹で子どもたちが育てた野菜や米を食材として調理することなどを通して、生命や自然、環境や食物への関心を深め、生きる力をはぐくみます。
- (3) 学校給食において、「彩の国学校給食月間」（6月と11月）などを活用し、地元産の食材や郷土食、セルビア給食³²などへの理解を通して、食に関する関心を高めます。
- (4) SDGs の観点から学校給食などにおけるフードロスについて考える学習を推進します。

4 学校保健の充実（学校教育課）

- (1) 児童生徒の疾病の予防・早期発見に向け、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保健主事・養護教諭部会及び健康増進センターなどと連携し、各種健康診断、歯科保健指導などを円滑に実施します。
- (2) 児童生徒の健康増進のため、学校保健研究大会への参加、講演会開催、富士見市歯・口の健康啓発標語コンクールに取り組みます。
- (3) 警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響に関する指導に取り組みます。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、消毒液など衛生用品の充実に努めます。

5 安全・防災教育の推進（学校教育課）

- (1) 自己の安全と命を守るために主体的に判断し行動できる児童生徒の育成をめざし、安全教育と防災教育を推進します。
- (2) 地域や関係機関との連携により、交通安全教室や避難訓練など、安全・防災に関する取組みを推進します。



水谷東・柏町地域住民合同防災訓練

6 学校給食の充実（学校給食センター）

- (1) 安全・安心な食材を調達し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。
- (2) 女子栄養大学と連携し、地場産食材を取り入れた魅力ある献立を作成します。また、セルビア給食の提供に取り組みます。
- (3) 学校給食センターの建替えについて検討します。また、施設・調理設備の計画的な更新と衛生管理を実施します。

²⁹ 児童生徒への食に関する指導及び学校給食の管理を行う教員

³⁰ 学校給食の栄養管理や衛生管理などを中心に行う職員

³¹ 農業体験活動を通して生きる力を身につけることをねらいとした取組み

³² セルビア共和国シャバツ市と姉妹都市提携を締結した昭和57年10月23日にちなみ、毎年10月に提供

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
「保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加していますか」に「当てはまる」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査)	47.1%	100%

《施策の内容》

1 学校・家庭・地域の連携（学校教育課）

- (1) 学校応援団³³活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を活性化します。
- (2) 彩の国教育の日³⁴や彩の国教育週間³⁵を活用し、児童生徒の学習、体験活動を公開し、家庭・地域の教育活動への関心を高めます。
- (3) 「特色ある学校づくり」「地域とともにある学校づくり」をさらに推進するため、コミュニティ・スクール³⁶への移行など、学校運営支援者協議会³⁷の充実を図ります。
- (4) 各学校が近隣大学などと相互に教育連携を推進し、地域の教育資源を活用した特色ある学校づくりの充実に努めます。

2 部活動の充実（学校教育課）

- (1) 外部指導員の活用を図るとともに、働き方改革・部活動の充実の観点から、部活動の在り方や部活動指導員の配置について検討します。
- (2) 大会等出場補助金事業により、大会出場にかかる諸経費を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

³³ 学校での教育活動を支援する保護者や地域の方々によるボランティアの活動組織

³⁴ 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた日。毎年 11 月 1 日

³⁵ 埼玉県が教育に対する関心と理解を一層深める機会として定めた 11 月 1 日から 7 日までの一週間

³⁶ 保護者や地域住民により構成された組織において教育に対する課題や目標を共有し、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ学校づくりを進める仕組み。文部科学省が推進している

³⁷ 家庭・地域の教育力を活かした「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」を推進するため、保護者や地域住民などにより構成された組織

3 教職員の資質向上と働き方改革の推進（学校教育課、教育相談室）

- (1) 小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員³⁸を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。
- (2) 埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施し、授業参観などを通して教員の授業力向上を図ります。
- (3) 学校研究や共同・個人研究を奨励し、授業力向上をめざす教員を支援するとともに、各種研修会などの充実を図ります。
- (4) 教職員人事評価制度³⁹を適切に活用し、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- (5) 教職員の在校時間を把握、管理し、長時間勤務の縮減に努めるとともに、教職員の健康管理に留意します。また、スクールサポートスタッフ⁴⁰の配置や ICT の活用などによる教職員の負担軽減に取り組みます。
- (6) 研修の充実により、人間性、社会性、コミュニケーション能力など教員の人間力の向上を図ります。
- (7) 教育相談室による教職員向けの相談などにより、職務上の悩みごとなどの軽減に努めます。

4 防犯・安全体制の整備（学校教育課）

- (1) スクールガード⁴¹や学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。
- (2) 学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組みます。



若手教員育成指導員による育成・指導



登下校時の見守り

³⁸ 退職校長などを若手教員の指導力向上のために配置

³⁹ 埼玉県における人事評価制度

⁴⁰ 教職員の負担を軽減するため、事務作業や消毒作業などを行うため配置

⁴¹ 通学路で児童生徒を見守る学校安全ボランティア

5 学校施設・設備の整備（教育政策課）

- (1) 安全で快適な教育環境をめざし、小・中・特別支援学校の体育館などにエアコンを設置します。また、学校トイレの洋式化やバリアフリー化などの改修を進めます。
- (2) 水谷小学校の校舎を増築します。整備にあたっては、環境負荷低減に配慮するとともに、児童への環境教育や意識啓発に資する施設をめざします。
- (3) 公共施設マネジメントの観点から、学校施設の長寿命化工事などを行うほか、校舎の建替えなどについて検討します。
- (4) 障がいのある児童生徒に配慮するとともに、地域に開かれた学校施設としてユニバーサルデザイン⁴²に取り組みます。
- (5) 学校や地域と連携し、つるせ台小学校校庭芝生の維持管理を行います。



つるせ台小学校校庭

《関連する SDGs ゴール》



⁴² 障がい、年齢、性別などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

市民誰もが、いつでも、どこでも学習でき、その学びの成果を分かちあうことで、子どもたちが健やかに育つ環境や人々が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、ともに学びあう地域社会をめざす社会教育を推進します。

基本目標 1

家庭・地域の教育力の向上

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
子育て支援事業の参加率 (公民館で実施する事業の実績)	71.5%	80%

《施策の内容》

1 家庭教育の支援（生涯学習課、公民館）

- (1) 学校、地域、専門機関、ボランティアなどと連携し、家庭教育を支援します。
- (2) 保護者としての学びや育ちを支援するため、保護者同士の学びあいや仲間づくりの機会を設けます。

2 学校・家庭・地域の連携推進（生涯学習課、公民館）

- (1) 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、地域子ども教室⁴³の運営を支援します。
- (2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長をめざし、関係団体による青少年の健全育成活動を支援します。
- (3) 公民館による学校運営支援者協議会や地域まちづくり協議会⁴⁴などへの参画・連携により、各団体の活動が円滑に行えるよう支援します。



青少年の主張

⁴³ 子どもたちの安全・安心な居場所をつくるため、地域の大人が指導者となって週末や放課後などにスポーツや文化活動などの様々な体験活動などを行うもの

⁴⁴ 概ね小学校区を単位とし、町会を中心に地域の各種団体や市民、事業者などが連携して、各種団体だけでは解決できない問題や課題について住民主体で話しあい、解決に向けて地域が一体となって取り組む組織

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
学習活動支援に対する満足度 (市民意識調査)	46.8%	50%

《施策の内容》

1 多様な学習機会の充実（生涯学習課、公民館）

- (1) 子どもたちの知的好奇心をはぐくみ、学ぶ力や生きる力を伸ばすため、大学や NPO と連携し、子ども大学☆ふじみ⁴⁵を開催するなど、子どもたちに多様な学びの機会を提供します。
- (2) 家庭学習の習慣化と基礎学力の定着を目的として、居場所づくりや仲間づくりにつながる、児童生徒への学習支援を進めます。
- (3) 生涯学習情報を集約化した生涯学習ガイドを発行するとともに、ホームページや広報、地域情報紙をはじめとした様々な媒体により、生涯学習情報の提供に努めます。
- (4) 生涯学習にかかわる市民ボランティアの参画を促進します。
- (5) 異世代との交流や郷土愛をはぐくむ取組みとして、富士見市子どもフェスティバルなどの活動を支援します。
- (6) 多様な学習テーマを系統的かつ専門的に学ぶ機会を提供するため、富士見市民大学の開催を支援します。
- (7) 障がいの有無にかかわらず市民同士の交流や学習・文化・スポーツなどの体験活動の場として、ふじみ青年学級を開催します。



子ども大学☆ふじみ



富士見市民大学

⁴⁵ 子どもの学ぶ力や生きる力をはぐくみ地域の教育力を向上することを目的として、平成 24 年度から実行委員会を組織し、民間企業などの協力を得ながら開催

(8) 市民が主体となり、様々な地域課題を学びあい、交流するため、地域・自治シンポジウムを開催します。

(9) 高齢者などのデジタル活用を支援するため、スマホ教室などを開催します。

(10) ボッチャ⁴⁶の体験会を開催するなど、障がいの有無や老若男女を問わず誰でも楽しめるスポーツ活動を推進します。



ボッチャの体験会

(11) 各施設の学習情報コーナーを充実させ、利用者にわかりやすい情報の発信を行います。

(12) 公民館だよりを発行し、学びの機会に関する情報を提供するとともに、身近な地域情報紙として館区内の全世帯へ配布します。また、ホームページなどにより学習・イベント情報を発信します。

(13) 社会教育に関する専門的人材による学習相談や団体活動に対する助言・支援を行います。

2 人権・平和教育の推進（生涯学習課、公民館）

(1) 多様化する人権問題の解決をめざし、人権について考える機会の充実により、人間尊重の理念について理解を深めます。

(2) 富士見市非核平和都市宣言の理念を多くの市民に広めるため、平和・憲法啓発事業としてピースフェスティバルを開催します。また、小学校の社会科授業に戦争体験のある市民話者などを派遣し、子どもたちに戦争の悲惨さを伝え、いのちの大切さを学ぶ機会をつくれます。



小学6年生による平和への想いを込めたメッセージをピースフェスティバルにて展示

⁴⁶ 重度脳性麻痺者または同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ。パラリンピック正式種目

3 地域をつくる活動の充実（生涯学習課、公民館）

- (1) 市民人材バンク制度⁴⁷について、登録者の充実や利用の促進を図るとともに、公民館事業などにおいて市民人材バンクの活用に努めます。
- (2) 公民館、図書館、資料館や交流センターなど社会教育・生涯学習関連施設間のネットワークや近隣大学などとの連携を進め、学習支援体制を整備します。
- (3) 多様な世代が集い、参加する公民館事業の実施により、公民館の新たな利用者呼びこむとともに、各種事業や地域づくりにおける担い手の育成に努めます。
- (4) 大東文化大学と連携し、公民館事業などへの学生の参加・協力を通して、未来の人材育成に努めます。
- (5) 公民館における Wi-Fi 環境を活用したオンライン事業や情報提供、居場所づくりなどの新たな事業展開を図ります。
- (6) 施設の利用促進を図るため、利用者にとって利用しやすい公共施設予約システムの更新に取り組みます。
- (7) 子育ての孤立感を解消するため、子育てサロンなどにおける仲間づくりや、子育て・子育て⁴⁸に関する学びの機会を提供します。



子育てサロン「ちびっこあおむし」



市民人材バンクを活用したお母さんのステップアップ講座（ベイビーダンス）

- (8) 高齢者の健康づくりや介護予防などの学習機会を提供し、高齢者の生きがいづくりや地域に暮らす人同士がともに支えあう地域づくりをめざします。
- (9) 多様なサークル団体活動を支援し、地域住民同士の交流や連携を深める機会の充実に努めます。
- (10) 公民館において町会や地域まちづくり協議会などの活動を支援します。
- (11) 地域コミュニティの醸成を図るため、レクリエーション活動や、地域に伝わる特色ある文化活動を支援します。

⁴⁷ 自分の知識や能力を活かしたい人を学習やスポーツ活動の指導・協力者として登録し、その情報を提供する仕組み

⁴⁸ 子どもが自立し、子ども自身が成長すること

【公民館利用者数（延べ人数）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
鶴瀬公民館	76,268	71,447	19,874	40,490
南畑公民館	38,197	34,596	8,866	21,361
水谷公民館	52,446	59,048	18,139	23,336
水谷東公民館	40,295	32,296	9,437	10,698
合計	207,206	197,387	56,316	95,885

※新型コロナウイルス感染防止のため令和元・2 年度に臨時休館期間、令和 3 年度に夜間休館期間あり

4 学習成果の発表機会の充実（公民館）

- (1) 公民館文化祭・公民館まつりなどの事業における発表の機会を積極的につくるとともに、公民館における展示スペースの充実・活用により、市民文化の醸成を図ります。



公民館文化祭

5 施設の運営・整備（公民館）

- (1) 誰もが使いやすく、安全で快適に利用できる公民館として、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めます。
- (2) 市長部局との連携により、災害時における避難所や情報収集拠点としての機能の充実を図ります。

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
図書資料の満足度 (図書館利用者アンケート)	79.9%	85%

《施策の内容》

1 図書資料の収集と提供の充実（生涯学習課）

- (1) 図書館利用者のニーズや情報拠点としての役割を踏まえ、資料の収集、保存及び提供を行います。また、電子図書館の利用促進を図るため、電子書籍の充実に努めます。
- (2) 幅広い世代の利用者がくつろぎながら快適に読書を楽しめる空間の提供に努めます。また、レファレンスサービス⁴⁹の充実や、本に親しむ事業を展開することで、図書館の利用促進に努めます。
- (3) すべての市民が図書館を利用できるよう、公共施設での予約資料受取り・返却や障がい者向け宅配サービスなどを実施します。

【図書館の利用者数（延べ人数）と貸出点数】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	221,126	213,531	167,747	216,278
貸出点数	751,959	697,045	531,752	711,923

※新型コロナウイルス感染防止のため令和元・2年度に臨時休館期間あり



テーマ展示

⁴⁹ 調べものの相談や資料を探す手伝いをするサービス

2 子ども読書活動の推進（生涯学習課）

- (1) 読書を通じて乳幼児期から中高生までの各世代が豊かな心をはぐくみ、知る喜びを得られるよう、本にふれる機会と読書情報の提供を充実します。
- (2) 保護者やボランティア向けの読み聞かせ講座の開催や読み聞かせ絵本リストの作成などを行い、子どもの読書に関する啓発に努めます。
- (3) 読書意欲の向上を図るため、市民ボランティアや学校などと連携し、おはなし会、読みきかせ、ブックトーク⁵⁰などを行うほか、読書コンクールなどを開催します。



屋外での読み聞かせ

⁵⁰ テーマを決め、様々な分野の本を関連を持たせながら紹介すること

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
「富士見市で魅力ある資源」としての、「歴史・史跡等」の回答割合 (市民意識調査)	7.4%	25%

《施策の内容》

1 文化財の保存と活用（生涯学習課、資料館）

- (1) 市内に残る文化財の散逸や消失を防ぐため、貴重かつ重要なものは市指定文化財に追加するとともに、良好な保存状態で後世に残していけるよう、文化財の適切な保護・管理に努めます。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地⁵¹内での開発行為に対し、開発事業者への指導と発掘調査を実施し、埋蔵文化財を適切に保護します。
- (3) 文化財や郷土の歴史への理解を深めるため、遺跡見学会やホームページなどを通して、発掘調査の成果など様々な文化財情報を提供します。
- (4) 公共施設や商業施設を利用した文化財の展示解説や体験活動などにより、市内に残る貴重な文化財の魅力を発信する「見せる化」に努めます。
- (5) 市内に所在する古文書などの歴史資料や民具などの民俗資料の調査・収集・保存を行い、企画展などで積極的に公開します。
- (6) 文化財を適切に整理・保存できるよう、文化財整理室及び文化財収蔵庫の移転・整備及び活用について検討します。



役行者座像

⁵¹ 先人の住居跡や土器・石器などの文化財が埋蔵された土地

2 水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実（資料館）

- (1) 国指定史跡である水子貝塚公園について、観光資源や地域資源としての魅力度の向上と活用の充実を図るため、再整備に向けた計画づくりに取り組みます。また、難波田城公園の古民家などの施設について、良好な状態で維持できるよう、計画的な補修に努めます。
- (2) 観光資源や地域資源としての活用を図るため、ホームページなどを通して、史跡と自然が一体となった歴史公園である水子貝塚公園や難波田城公園を積極的にPRします。
- (3) 市民との協働により、市の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着や誇りを持つよう、ジュニア考古学クラブ⁵²など各種講座や体験イベントなどの事業を展開します。また、学校教育と連携し、施設の特徴を活かした体験学習などを実施します。

【資料館の入館者数（延べ人数）】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
水子貝塚資料館	48,514	40,691	22,803	34,948
難波田城資料館	51,428	29,163	24,124	42,577

※令和元年度は改修工事のため、令和元・2年度は新型コロナウイルス感染防止のため臨時休館期間あり

3 郷土芸能・伝統工芸の継承（生涯学習課、資料館）

- (1) 扇だこやほうき、竹かごなどのかつて市内で盛んだった工芸品・民芸品を伝承する団体の活動を支援します。
- (2) 郷土芸能を知り、郷土への愛着を深めるため、郷土芸能の動画公開など民俗文化財に関する情報提供に努めます。
- (3) 郷土芸能をはじめとした民俗文化財の保存・継承のための支援を行います。



旧大澤家住宅



ほうき作り伝承会活動

⁵² 小学4～6年生を対象に考古学の基礎学習や体験などを実施

《成果指標》

指 標	現 状 値 (令和 3 年度)	目 標 値 (令和 9 年度)
教育委員会のホームページアクセス数 (教育行政についてのページ)	1,007 件	1,300 件

《施策の内容》

1 教育委員会会議及び教育委員協議会の活性化（教育政策課）

- (1) 教育委員による学校や社会教育機関への訪問などにより、多様な教育課題を把握し、研究を進めることで、教育委員会会議の活性化を図るとともに、教育行政への反映に努めます。
- (2) ホームページなどを活用し、教育委員活動の周知に取り組みます。

《関連する SDGs ゴール》



資料

1 富士見市教育振興基本計画審議会

- ・根 拠 富士見市教育振興基本計画審議会条例
教育委員会の諮問に応じ、富士見市教育振興基本計画について審議し、答申する。
- ・設置日 平成 29 年 4 月 1 日
- ・任 期 令和 4 年 7 月 20 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

【委員名簿】

役 職	氏 名	所属など
会長	長堀 善光	富士見市いじめのない学校づくり委員会
副会長	高橋 さかえ	富士見市学校応援団支援本部
委員	富士 伸	富士見市社会教育委員
委員	小林 勝夫	富士見市公民館運営審議会
委員	石川 京子	私立幼稚園協会
委員	秋元 節子	富士見市青少年育成市民会議
委員	八木橋 覚	富士見市地域子ども教室連絡協議会
委員	金子 典江	富士見市 PTA 連合会
委員	坂田 紀子	富士見市 PTA 連合会
委員	小栗 知実	公募委員

2 策定の経過

(1) 富士見市教育振興基本計画審議会

	開催日	主な内容
第 1 回	令和 4 年 7 月 20 日	諮問 第 3 次計画の策定方針について 第 3 次計画の策定スケジュールについて
第 2 回	令和 4 年 8 月 25 日	第 2 次計画の進捗状況について 第 3 次計画の施策体系について
第 3 回	令和 4 年 10 月 12 日	第 3 次計画の施策について（学校教育分野）

第4回	令和4年10月24日	第3次計画の施策について（社会教育分野） 成果指標とSDGsについて
第5回	令和5年2月27日	第3次計画（案）のパブリックコメントの対応について
答申	令和5年3月10日	答申

(2) 富士見市教育振興基本計画庁内策定委員会

	開催日	主な内容
第1回	令和4年5月24日	第3次計画の策定方針について 第3次計画の策定スケジュールについて 第2次計画の進捗状況について
第2回	令和4年6月23日	第3次計画の策定方針について 第2次計画の進捗状況について
第3回	令和4年7月14日	第2次計画の進捗状況について 第3次計画の施策体系について
第4回	令和4年8月19日	第3次計画の施策について（学校教育分野）
第5回	令和4年8月24日	第3次計画の施策について（学校教育分野）
第6回	令和4年9月22日	第3次計画の施策について（社会教育分野）
第7回	令和4年10月3日	第3次計画の施策について（社会教育分野）
第8回	令和4年10月11日	第3次計画の成果指標、SDGsについて
第9回	令和5年2月14日	第3次計画（案）のパブリックコメントの対応について

(3) 教育委員会会議及び教育委員協議会

	開催日	主な内容
協議会	令和4年11月14日	第3次計画の素案について
協議会	令和5年3月9日	第3次計画（案）のパブリックコメントの対応について
会議	令和5年3月20日	第3次計画の策定について（議決）

(4) パブリックコメント

- ・意見募集期間 令和5年1月4日から2月3日まで
(2人・17件のご意見をいただきました)
- ・周知方法 市ホームページ、広報富士見及び公共施設での掲示など
- ・意見提出方法 市ホームページ、持参、郵送及びFAX

第3次富士見市教育振興基本計画

発行 令和5年4月 富士見市教育委員会

編集 富士見市教育委員会教育部教育政策課

〒354-0021 富士見市大字鶴馬 1873-1

TEL 049-251-2711 FAX 049-255-9635

<https://www.city.fujimi.saitama.jp>

議案第12号

第4次富士見市子ども読書活動推進計画の策定について
第4次富士見市子ども読書活動推進計画について、別紙のとおり策定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく、富士見市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、この案を提出します。

(案)

第4次

富士見市子ども読書活動推進計画

～みんなで育てる 本で育てる～

(令和5年度～令和9年度)



★富士見市★
マスコットキャラクター
ふわっぴー

はじめに



富士見市では、まちづくりの基本的な指針である第6次基本構想において、目指す理想の未来として「自らの歩みで充実した日々を送ること」を掲げております。

読書は、この目標を実現するための重要な活動のひとつであり、特に、子どもの頃から読書に親しむことは、自らの歩みで日々を充実させていくための基礎となります。

本市では、平成20年度以降、第1次から第3次まで、子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する取組みを進めてまいりました。そして、このたび、子どもたちの読書活動を今後も継続して推進していくため、「第4次富士見市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

今回策定いたしました第4次計画につきましては、読書に親しむための機会の提供や、読書の習慣づくりなど、現在実施している取組みの充実を図るとともに、スマートフォンの普及や学校における1人1台端末の導入など、子どもたちを取り巻く生活環境の変化を踏まえたICTの活用を新たに追加いたしました。

また、図書館では、令和3年度に電子図書館サービスを開始し、距離や時間的な問題で図書館利用が難しい場合におきましても、読書が可能となる環境づくりを行ってまいりました。

今後は、子どもたちが紙の本と電子書籍を状況に合わせて使いこなし、読書が生活の一部となることによって、自ら生涯を充実させていく力を身に付けていくことを心から願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様方に心から御礼を申し上げます。

令和5年4月

富士見市長 星野 光弘

計画の策定にあたって



読書は、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするために欠かせないものです。携帯電話やパソコンなどICTの進展により、現在の子どもたちは、様々な媒体から多種多様な情報を素早く手にしています。しかし、読書活動は単に情報を得るだけではなく、多くの本を比較しながら自分で情報を探す力、幅広い考え方を知ることによって他者の気持ちを理解する力などを身に付けることができ、子どもたちの心の成長につながります。

本市では、平成20年度から「富士見市子ども読書活動推進計画」を策定し、継続して子どもの読書活動の推進に努めてまいりました。

第3次計画までの期間、時代や社会状況の変化などを考慮し、様々な取組みを行ってきた結果、子どもたち自身がより主体的に読書に関心を持つような機会を提供することができました。そして、国や県の子ども読書活動の推進に関する計画を参酌しつつ、今回新たに「第4次富士見市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画においては、「みんなで育てる 本で育てる」という合言葉を掲げ、市民、学校、図書館などの連携・協力によって子どもの読書活動を推進していくという思いを示しております。また、取組み内容につきましては、年齢・発達の段階に応じた取組みや読書に親しむための環境整備など、現在実施している取組みの充実を図るとともに、学校の1人1台端末や電子図書館を活用した新たな取組みを追加し、子どもたちの読書に関する興味や関心を高めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や提言を賜りました図書館協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和5年4月

富士見市教育委員会教育長 山口 武士

目次

第 1 章 富士見市子ども読書活動推進計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の対象.....	2
5 計画の推進・管理	2
6 第 3 次計画期間における実績・課題	2
第 2 章 子どもの読書活動推進に向けて	7
1 基本方針	7
2 施策体系	8
3 数値目標	9
第 3 章 施策の展開	10
基本方針 1 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進	10
1 未就学児を対象とした読書活動の推進	10
2 小学生を対象とした読書活動の推進	12
3 中学生・高校生を対象とした読書活動の推進	15
4 特別な支援を必要とする子どもたちへの読書活動の推進	16
基本方針 2 子どもの読書環境の整備と情報提供	17
1 子どもが読書に親しむための環境の充実	17
2 子どもの読書活動にかかわる市民への情報提供	18
基本方針 3 市民・学校・図書館などの相互協力と連携体制の確立	19
1 市民・学校・図書館などの相互協力と連携	19
資 料	20

第1章 富士見市子ども読書活動推進計画について

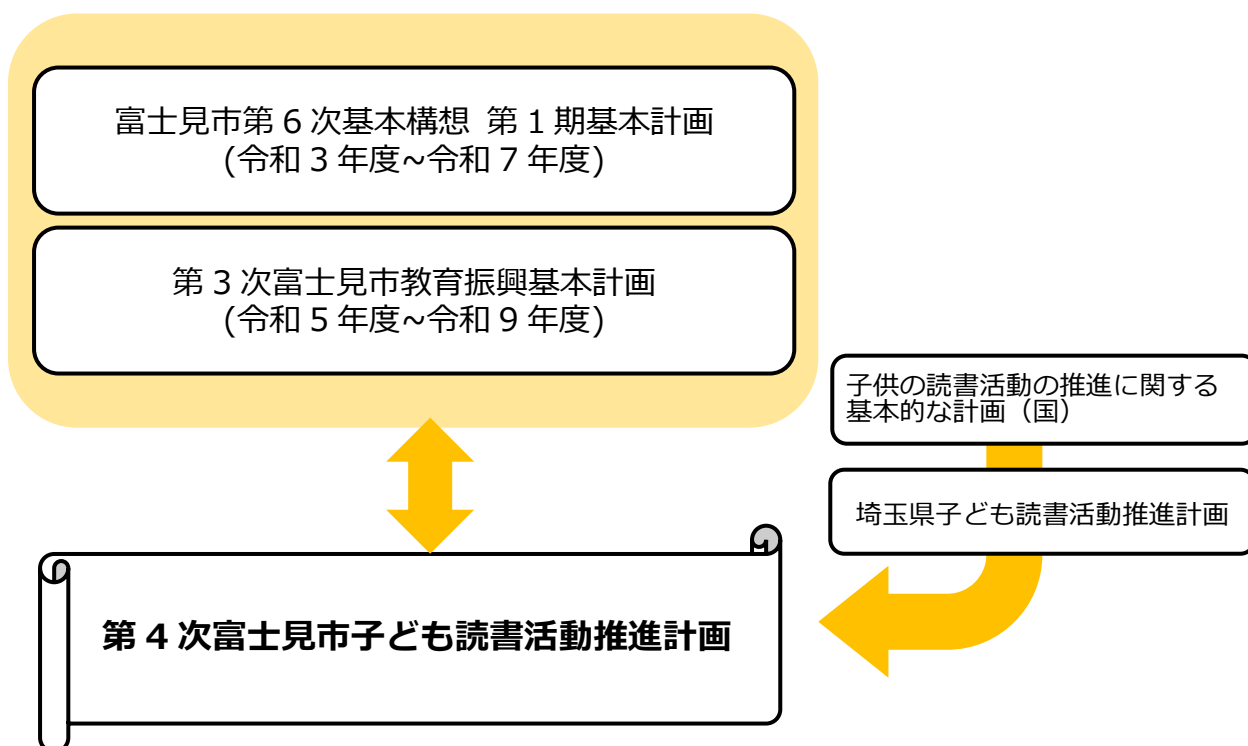
1 計画策定の趣旨

本市においては、子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進するため、平成20年に「富士見市子ども読書活動推進計画」を策定して以降、5年ごとに計画を改訂しながら子どもが読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実に努めてきました。

本計画は、第3次計画の基本方針の趣旨を引き継ぎつつ、スマートフォンの普及や学校における1人1台端末の導入など子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後5年間における読書活動の推進に関する取組みを定めたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども読書活動の推進に関する法律に基づく計画として、国や埼玉県計画を参酌しつつ、富士見市第6次基本構想第1期基本計画及び第3次富士見市教育振興基本計画との整合性を図りながら、策定したものです。



3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象

概ね 18 歳以下の子ども¹とその保護者、子どもの読書活動の推進を行う関係者とします。

5 計画の推進・管理

計画の推進にあたっては、図書館、学校などの関係機関・団体が情報や課題を共有し、連携・協力を図ります。また、本計画の推進状況について、毎年確認するとともに、学校、図書館、教育委員会の連絡会議において点検を行います。

6 第 3 次計画期間における実績・課題

(1) 数値目標達成状況

① 児童書の貸出冊数（1 人当たり）²

	平成 28 年度	R 3 年度	目標値
富士見市	2 冊	2 冊	2.5 冊
(参考) 埼玉県	1.9 冊	1.9 冊	—

② 本を読むことが好きな子どもの割合³

	平成 28 年度	令和 3 年度	目標値
小学 5 年生	83%	78%	88%
中学 2 年生	74%	71%	79%

※「富士見市子どもの読書活動に関するアンケート調査（令和 3 年度実施）」より

③ 不読率⁴

	平成 28 年度	令和 3 年度	目標値
小学 5 年生	8%	14%	6%
中学 2 年生	16%	21%	11%

※「富士見市子どもの読書活動に関するアンケート調査（令和 3 年度実施）」より

¹ 子どもの読書活動の推進に関する法律において、子どもを「概ね 18 歳以下の者」と定義

² 市立図書館における児童書の貸出冊数と、市の人口を基に算出

³ アンケート調査において、本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合

⁴ アンケート調査において、調査時の前の月に読んだ本の冊数が 0 冊と答えた子どもの割合

(2) 第3次計画の実績と課題

基本方針 1 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

- (実績)
- ・おはなし会、読み聞かせ講座などの実施
 - ・わらべ歌講座、リトミックなど月齢や年齢に応じた事業の実施
 - ・ブックスタート事業⁵の充実、セカンドブック事業⁶の開始
 - ・子ども読書コンクール⁷、ビブリオバトル⁸の実施
 - ・調べる学習講座、読書感想文講座の実施
 - ・関係機関が連携し、子ども食堂、公民館などにておはなし会や講座などの実施
 - ・図書館まつりにてタイムカプセル開封と封入（市制施行 50 周年記念事業）
- (課題)
- ・年齢に応じた読書に親しむきっかけづくりの充実

基本方針 2 子どもの読書環境の整備・読書推進のための情報提供

- (実績)
- ・電子図書館⁹の開設
 - ・市立図書館における蔵書の整備、パパママコーナーの整備
 - ・おすすめ本のリスト発行など情報提供の充実
 - ・関係部署と連携したテーマ展示¹⁰の実施
 - ・子育て応援情報モバイルサイトなどを活用した情報提供の実施
 - ・中央図書館における託児サービスの開始
- (課題)
- ・電子図書館の拡充
 - ・児童生徒用に配備した 1 人 1 台端末の活用
 - ・効果的な情報発信
 - ・学校図書館における効率的な蔵書管理

基本方針 3 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携体制の確立

- (実績)
- ・学校、図書館、教育委員会の連絡会議の開催
 - ・読み聞かせボランティアなどの育成
- (課題)
- ・関係機関・団体の連携強化

⁵ 乳幼児健診時に読み聞かせの実施と絵本を 2 冊プレゼントする事業

⁶ 新小学 1 年生へ市立図書館の利用カードと本を 1 冊プレゼントする事業

⁷ おすすめ本を絵と短い文章で紹介する掲示物（POP）の作品コンクール

⁸ 発表参加者がおすすめ本を紹介し、一番読みたくなった本を参加者の投票で決定する書評ゲーム

⁹ ウェブサイトを通じて電子書籍を読むことができるサービス

¹⁰ 定期的にテーマを決めて本を紹介する展示

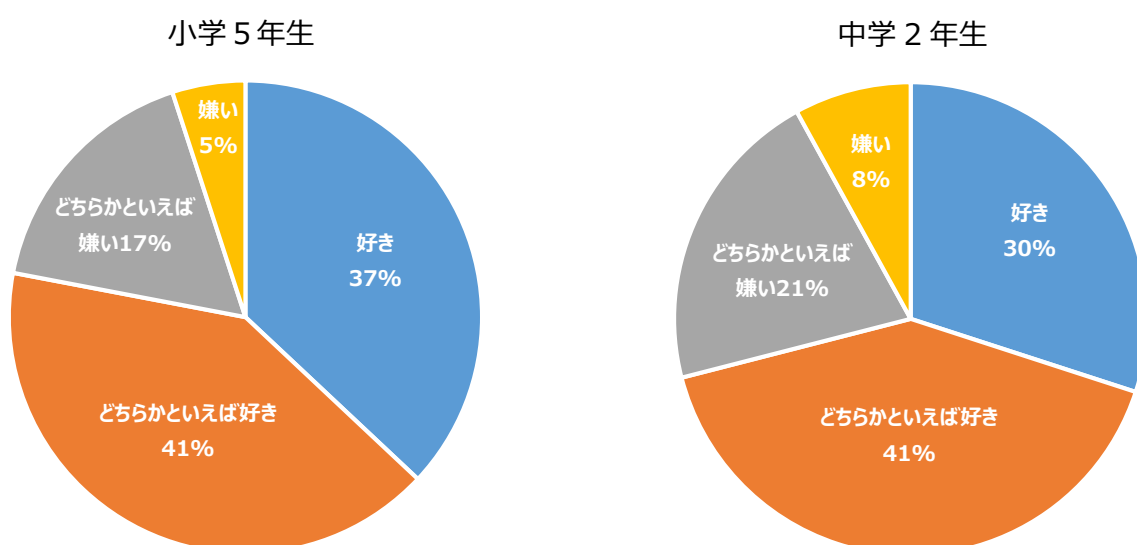
(3) アンケート結果

《概要》

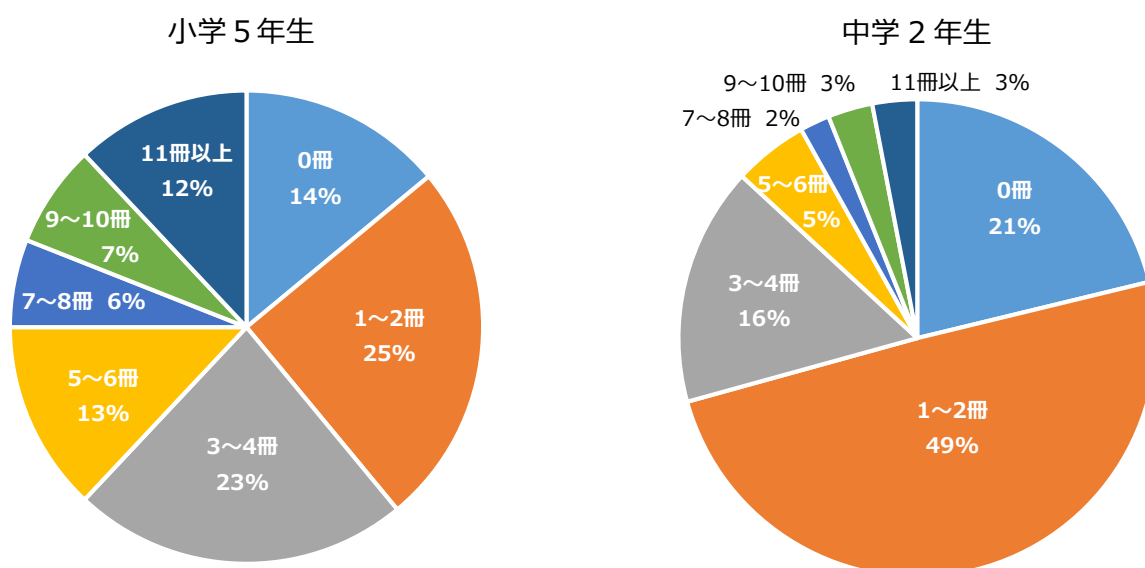
- ・調査期間 令和3年9月1日～9月30日
- ・調査対象 市内小中学校に通う小学校5年生又は中学校2年生のうち、各校1クラスを対象に実施
- ・調査回答数 小学校11校(320人) 中学校6校(175人)

《結果》

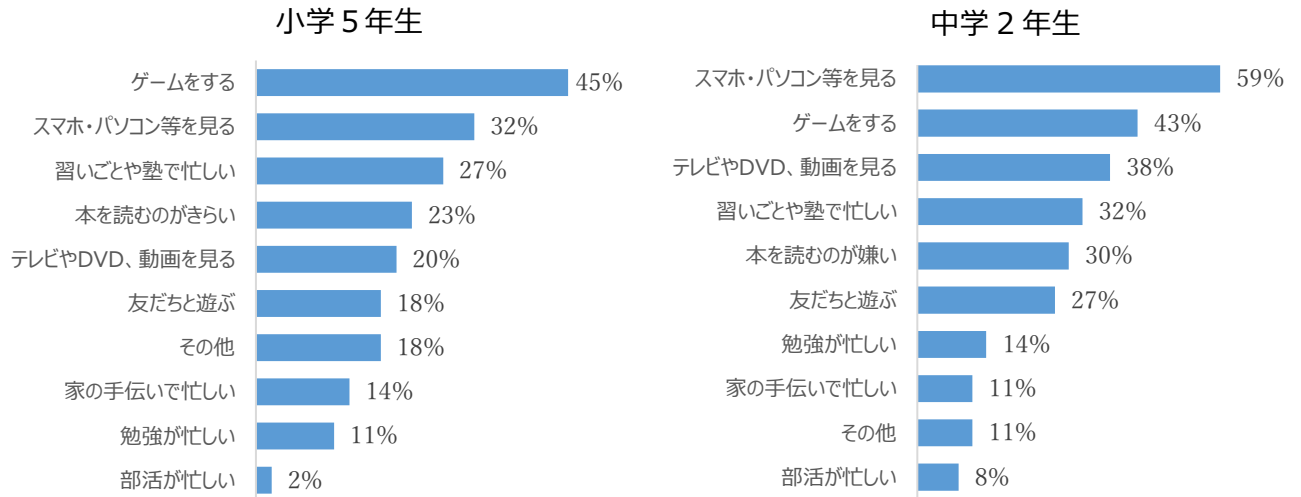
Q1 本を読むことが好きですか？



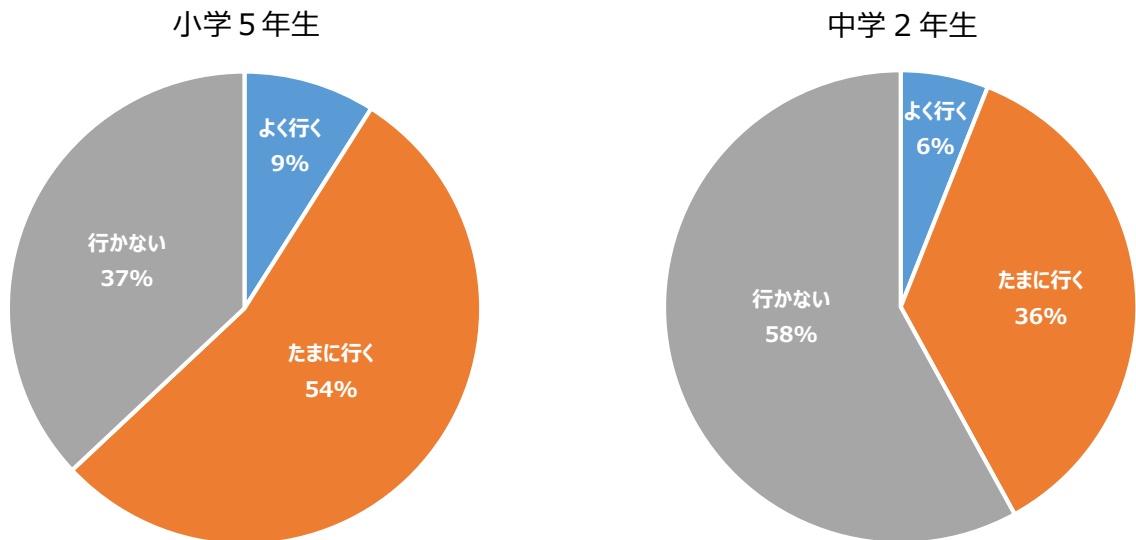
Q2-1 先月読んだ本の冊数 (教科書、マンガ、雑誌を除く)



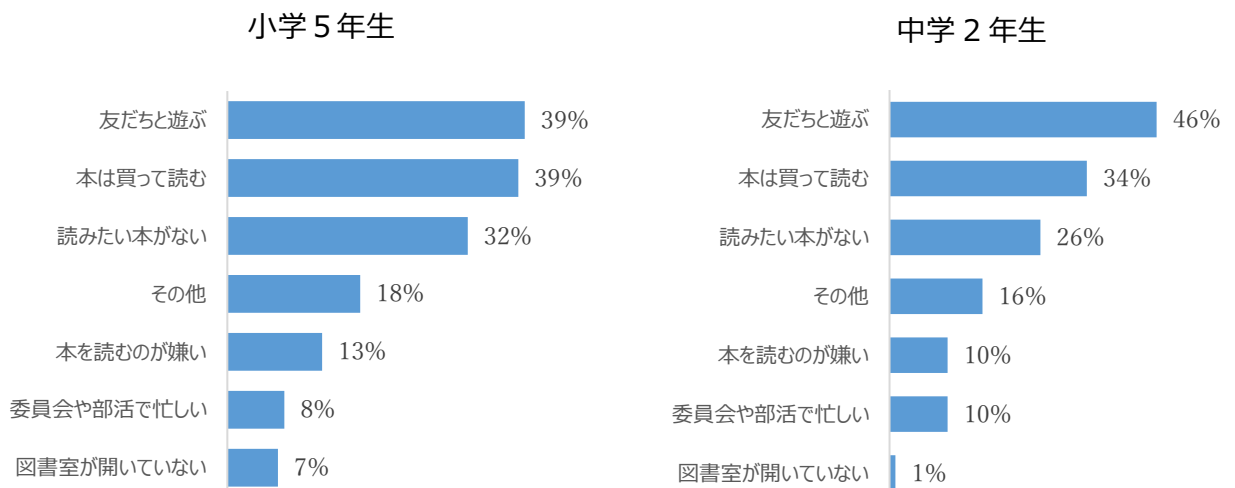
Q2-2 0冊の理由（複数選択可）



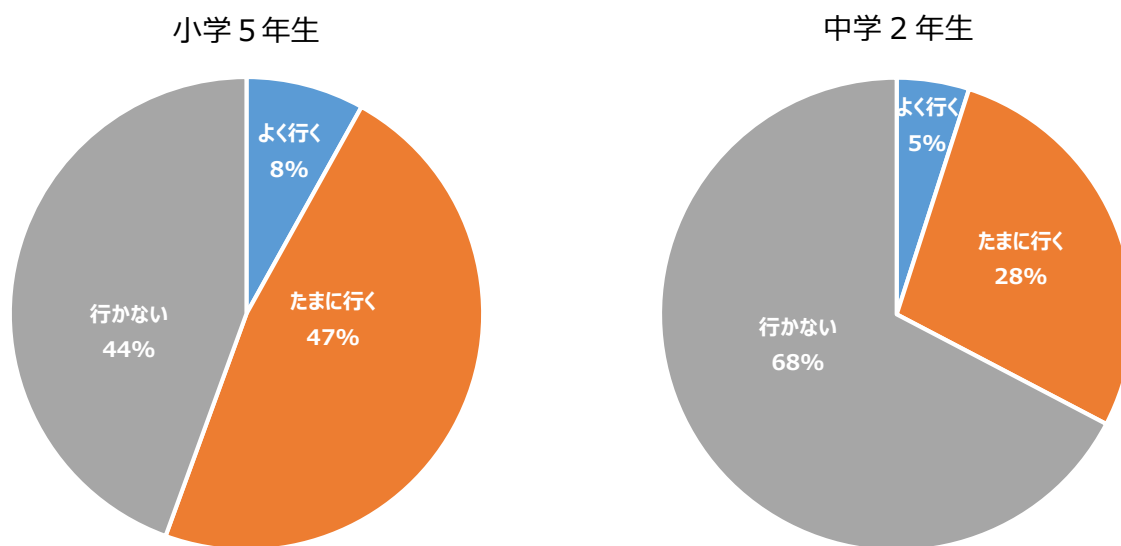
Q3-1 休み時間や放課後に学校の図書室に行きますか？



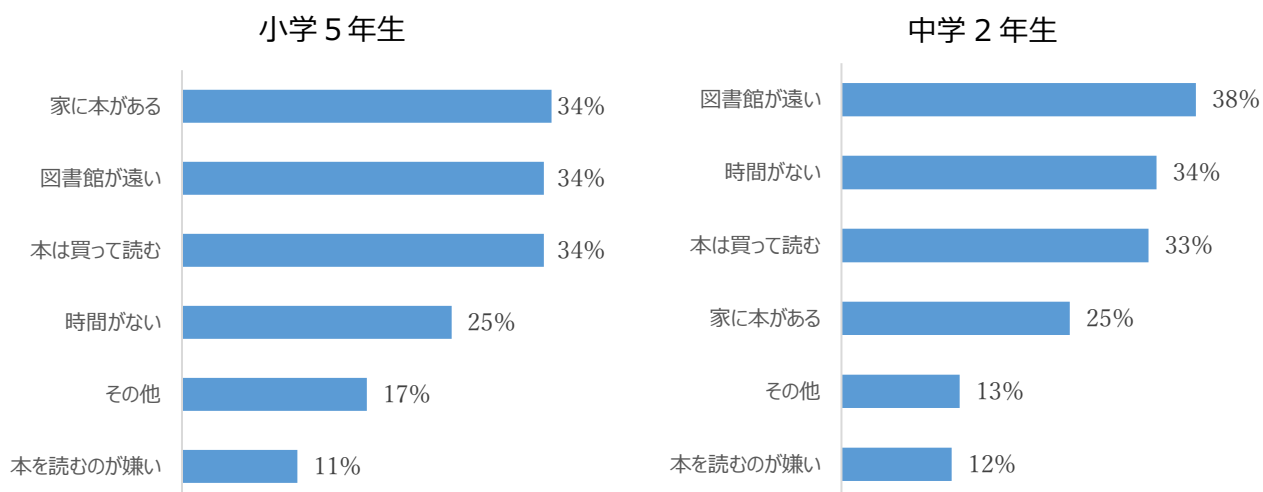
Q3-2 行かない理由（複数選択可）



Q4-1 市の図書館に行きますか？



Q4-2 行かない理由（複数選択可）



《結果からみた課題》

- ① 子どもの年齢や興味に合わせた本の充実
- ② 気軽に本が読める環境づくり

第2章 子どもの読書活動推進に向けて

第4次富士見市子ども読書活動推進計画においては、3つの基本方針に基づく施策体系のもと、子どもの読書活動を推進します。

1 基本方針

基本方針1 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

乳幼児（妊娠期を含む）から小・中・高校生に至るまで、読書に親しむ機会の提供などを通して、子どもたちの読書習慣づくりや、図書を活用した学習を支援します。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と情報提供

時代の変化を踏まえ、子どもたちが快適に読書や学習ができる環境づくりや情報提供をめざします。

基本方針3 市民・学校・図書館などの相互協力と連携体制の確立

保護者をはじめとする市民、学校、図書館、その他関係団体が連携し、市全体で子どもたちの読書活動を支援します。

2 施策体系

基本方針	施策
1 年齢・発達の段階に 応じた読書活動の推 進	1 未就学児を対象とした読書活動の推進 (1) 家庭で読書に親しむ習慣づくり (2) 本にふれる機会の充実
	2 小学生を対象とした読書活動の推進 (1) 家庭で読書に親しむ習慣づくり (2) 読書に親しむ機会の充実 (3) 読書習慣の確立 (4) 読書による学ぶ力の育成 (5) 1人1台端末の活用 【新規】
	3 中学生・高校生を対象とした読書活動の推進 (1) 読書に親しむ機会の充実 (2) 読書習慣の確立 (3) 読書による学ぶ力の育成 (4) 1人1台端末の活用 【新規】
	4 特別な支援を必要とする子どもたちへの読書活動の推進 (1) 読書に親しむ機会の充実 (2) 家庭で読書に親しむ習慣づくり
2 子どもの読書環境の 整備と情報提供	1 子どもが読書に親しむための環境の充実 (1) 読書に親しむための環境整備 【拡充】 (2) 電子図書館の充実 【新規】 (3) 学校図書館の充実 【新規】
	2 子どもの読書活動にかかわる市民への情報提供 (1) 子どもの読書活動にかかわる市民への情報提供
3 市民・学校・図書館 などの相互協力と連 携体制の確立	1 市民・学校・図書館などの相互協力と連携 (1) 市民・学校・図書館などの相互協力と連携

3 数値目標

①市立図書館における子ども1人あたりの児童書貸出冊数¹¹

実績（令和3年度）	目標値（令和8年度）
15.6冊	16.6冊

（埼玉県図書館協会による市町村図書活動調査）

②1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合¹²

	実績（令和3年度）	目標値（令和8年度）
小学生	14.9%	11.2%
中学生	17.5%	13.1%

（埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査）

③小・中・特別支援学校に対する配本サービス¹³の実施

	実績（令和3年度）	目標値（令和8年度）
学校数	1校/年	18校/年
回数	3回/年	18回/年
冊数	270冊/年	1,800冊/年

¹¹ 図書館では、乳幼児から中学生向けまでの児童書を配置していることから、市の児童書の貸出冊数と0～15歳の人口（1月1日現在）を基に算出

¹² 教科書、参考書、漫画や雑誌は除く。小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生が対象。

¹³ 学校や市内保育所等に貸出図書を届けるサービス

第3章 施策の展開

基本方針1 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

乳幼児（妊娠期を含む）から小・中・高校生に至るまで、読書に親しむ機会の提供などを通して、子どもたちの読書習慣づくりや、図書を活用した学習を支援します。

1 未就学児を対象とした読書活動の推進

(1) 家庭で読書に親しむ習慣づくり（図書館、子ども未来応援センター）

①ブックスタート事業の推進

乳幼児健診時に絵本を配布し、読み聞かせを行う「ブックスタート事業」の充実に努めます。

②図書館や本の紹介の充実

図書館における児童向け広報紙の作成、読み聞かせ用ブックリストの発行、テーマ展示などを通して、本や読書に関する情報を提供します。

また、パパママ準備教室¹⁴などの講座や近隣の産婦人科において、絵本の紹介や図書館利用案内などを配布します。

③子どもの読書に関する講座などの開催

図書館において、読み聞かせ講座などを実施するほか、子ども読書の日（4月23日）を中心とするこどもの読書週間（4月下旬～5月上旬）や富士見市子ども読書月間（11月）などにおいて、子どもの読書に関する事業を実施します。

また、各種事業を通して、妊娠期から家庭における読み聞かせの大切さを伝えます。



関係部署と連携した企画展示

¹⁴ はじめての出産を迎える方を対象として実施

(2) 本にふれる機会の充実（図書館、保育施設¹⁵、児童館ほか）

①おはなし会・読み聞かせの充実

図書館においておはなし会を実施するほか、普段図書館を利用しない子どもたちへのきっかけづくりとして、公園でのおはなし会やぬいぐるみおとまり会など月齢や年齢に応じた事業を実施します。

②保育施設との連携

保育施設などに対し、読み聞かせ用ブックリストの配布、団体貸出し¹⁶や配本サービス、出張によるおはなし会を実施します。

また、図書館と、保育施設、子育て支援センター、児童館などが連携し、本にふれる機会の充実に努めます。



リトミックなど月齢や年齢に応じた事業



公園でのおはなし会



季節に応じたおはなし会

¹⁵ 保育所・園、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設、みずほ学園など、未就学児が通園する施設

¹⁶ 団体利用者に対して、図書館の図書を貸し出すこと

2 小学生を対象とした読書活動の推進

(1) 家庭で読書に親しむ習慣づくり（図書館、学校）

①図書館や本の紹介の充実

図書館における児童向け広報紙の作成、読み聞かせ用ブックリストの発行、テーマ展示などを通して、本や読書に関する情報を提供します。

夏休みには、低・中・高学年別の広報紙「ほんのくにたんけん」を作成し、読書感想文におすすめの本などを紹介します。

②子どもの読書に関する講座などの開催

図書館において、読み聞かせ講座などを実施するほか、子ども読書の日（4月23日）を中心とするこどもの読書週間（4月下旬～5月上旬）や富士見市子ども読書月間（11月）などにおいて、子どもの読書に関する事業を実施します。

また、各種事業を通して、家庭における読み聞かせの大切さを伝えます。

③家読（うちどく）の紹介

図書館や学校において、家族と本を読み、コミュニケーションを深める「家読」について周知し、家庭における読書のきっかけづくりに努めます。

また、図書館において、家読向けの本の展示や家読ノート¹⁷の配布などを行います。

④ボランティアの養成

図書館において、読み聞かせやストーリーテリング¹⁸の講座を実施し、ボランティアの養成に努めます。

(2) 読書に親しむ機会の充実（図書館、学校、児童館、放課後児童クラブほか）

①読書に親しむきっかけとなる事業の実施

図書館、学校、ボランティアなどが連携し、各種事業を実施します。

つるせ台小学校に併設する図書館鶴瀬西分館や、ふじみ野交流センター内にある図書館ふじみ野分館などにおいては、施設の特長や地域性を生かした事業を展開します。

《主な取組み》

(ア) 富士見市子ども読書コンクール

小・中学生を対象に、短い文章や絵で本を紹介するポップ作品を募集し、優秀作品について展示・表彰します。

(イ) ビブリオバトル

学校において、子ども同士が本を紹介しあい、本の楽しさを共有するため、図書館と連携し、ビブリオバトルを実施します。

また、各学校の代表者によるビブリオバトルを実施し、1位に選ばれた本については、

¹⁷ 家族で同じ本を読み、自分と家族が感想を文章や絵で自由に書くノート

¹⁸ 語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること

富士見子どもビブリオバトル大賞として認定し、表彰します。

(ウ) ブックトーク¹⁹

学校において、図書館職員のほか、学校司書や図書委員によるブックトークを実施します。

(I) 朝読²⁰

学校において朝読を継続します。

(オ) 図書館まつり

毎年 11 月、中央図書館にて、おはなし会、コンサート、講演会、読書コンクール表彰式などを行います。

(カ) セカンドブック事業

小学 1 年生に本をプレゼントする「セカンドブック事業」の充実を図り、読書や図書館利用のきっかけを作ります。

(キ) おはなし会

図書館や児童館において、ボランティアと協力し、季節に合わせたおはなし会のほか、英語やセルビア語など多言語によるおはなし会を実施します。

また、ぬいぐるみが図書館に泊まって持ち主に本を選ぶ「ぬいぐるみおとまり会」や、つるせ台小学校の芝生化された校庭を利用したおはなし会などを実施します。

(ク) 映画会

図書館において、図書館をあまり利用しない子どもたちが来館するきっかけとなるよう、映画会を実施します。併せて関連本の紹介などを行います。

(ケ) 読み聞かせ・ストーリーテリング

各学校において、ボランティアと協力し、読み聞かせやストーリーテリングを実施します。

また、放課後児童クラブや児童館における読み聞かせなどに対し、図書館職員による支援を行います。



ぬいぐるみおとまり会



学校司書による読み聞かせ

¹⁹ テーマを決め、様々な分野の本を関連づけながら紹介すること

²⁰ 朝の会などの前に 10 分程度読書をする

(㉑) 工作会、科学講座

図書館において、夏休みなどに工作会や科学講座を実施し、来館のきっかけづくりを行います。

図書館ふじみ野分館においては、交流センターの調理室を利用し、絵本に出てくるお菓子づくりと絵本の紹介を行います。

(㉒) スタンプラリー・読書マラソン

楽しみながら本に触れる機会を増やすため、来館するごとにスタンプを押し、回数が多い子どもを表彰するスタンプラリーや、読んだ本の冊数をもとにゴールをめざす読書マラソンを行います。

(㉓) 子ども司書講座

図書館において、図書館の仕事や本について深く学ぶ子ども司書講座や、図書館の仕事体験を実施します。

(3) 読書習慣の確立（図書館、学校）

学校における朝読や、家庭における家読の推進などにより、読書習慣の定着を図ります。

(4) 読書による学ぶ力の育成（図書館、学校）

① 調べる学習講座・読書感想文講座

図書館において、調べる学習向け講座や調べる学習コンクールのほか、読書感想文講座を実施します。

学校において、図書館と協力し、本を使った情報の収集や活用のほか、図書館の活用方法について周知します。

② 学習用の本の整備

学校図書館においては、授業に関連する本などの収集と充実のほか、探しやすい配架に努めます。

図書館においては、調べる学習に役立つ本の収集や郷土資料の電子化のほか、団体貸出しや配本サービスなどにより、児童の学習を支援します。



調べる学習用図書セット
(図書館鶴瀬西分館)

(5) 1人1台端末の活用（学校） 新規

学校において導入された1人1台端末や大型モニターなどを活用し、朝読や読み聞かせなど読書活動の充実をめざします。

3 中学生・高校生を対象とした読書活動の推進

(1) 読書に親しむ機会の充実（図書館、学校ほか）

①本や図書館に親しむきっかけとなる事業の実施

図書館、学校、ボランティアなどが連携し、各種事業を実施します。

《主な取組み》

(ア) 富士見市子ども読書コンクール（再掲）

(イ) ビブリオバトル（再掲）

(ウ) ブックトーク（再掲）

(エ) 朝読（再掲）

(オ) 図書館まつり（再掲）

(カ) 職場体験の推進と図書館サポーターの育成

図書館において中学生による職場体験を実施します。

また、中学生・高校生を図書館サポーターとして育成し、各種事業への参加・協力を促すとともに、図書館サポーターによるイベントの企画・実施をめざします。



子ども読書コンクール

(2) 読書習慣の確立（図書館、学校）

学校における朝読などにより、読書習慣の定着を図ります。

(3) 読書による学ぶ力の育成（図書館、学校）

①調べ物の際の本や図書館の利用方法の説明

学校において、図書館と協力し、本を使った情報の収集や活用のほか、図書館の利用方法について周知します。

②学習用の本の整備

学校図書館においては、授業に関連する本などの収集と充実に努めます。

図書館においては、調べる学習に役立つ本の収集や郷土資料の電子化のほか、団体貸出しや配本サービスなどにより、生徒の学習を支援します。

(4) 1人1台端末の活用（学校） **新規**

学校において導入された1人1台端末や大型モニターなどを活用した朝読などのほか、家庭学習などでの活用を促進します。

4 特別な支援を必要とする子どもたちへの読書活動の推進

(1) 読書に親しむ機会の充実（図書館、学校）

①本にふれる機会の充実

図書館による富士見特別支援学校への配本サービスなどにより、本にふれる機会の充実に努めます。

図書館において、点字図書²¹、デージー図書²²、L Lブック²³など、障がいのある子どもたちが読みやすい本の充実に努めます。

②読書に親しむ事業の実施

読み聞かせ、ブックトークのほか、関係機関と連携し、手話付きおはなし会などの事業を実施します。

③職場体験の推進

図書館において特別支援学級等の生徒による職場体験を実施します。



LLブック



職場体験

(2) 家庭で読書に親しむ習慣づくり（図書館、学校）

図書館における児童向け広報紙の作成、読み聞かせ用ブックリストの発行、テーマ展示などを通して、本や読書に関する情報を提供します。

また、各種事業を通して、家庭における読み聞かせの大切さを伝えます。

²¹ 活字図書を点字に変換した図書

²² 音声によるデジタル録音図書。デージー（DAISY）は、Digital Accessible Information System の略

²³ 誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、やさしく読みやすい本。LLは、スウェーデン語のレットラスト（LättLäst）の略

基本方針 2 子どもの読書環境の整備と情報提供

時代の変化を踏まえ、子どもたちが快適に読書や学習ができる環境づくりや情報提供をめざします。

1 子どもが読書に親しむための環境の充実

(1) 読書に親しむための環境整備（図書館、学校、保育施設、児童館、生涯学習課、学校教育課）

①蔵書の整備・充実

子どもの年齢や興味に合わせた図書資料の整備・充実（廃棄含む）に努めるとともに、長く読み継がれている本の買換えや複本購入を進めます。

おはなし会や読み聞かせで活用する紙芝居や大型絵本のほか、外国語図書、布絵本などの充実に努めます。

②図書のリサイクル推進

図書館まつりなどにおいて、図書館のリサイクル本を無償頒布するほか、学校、保育施設、児童館などに対し、リサイクル本を積極的に提供します。

③子どもが利用しやすい読書環境の充実

図書館及び学校図書館において、児童生徒が読書をしやすい快適な環境づくりに努めます。

テーマ展示や掲示物などにより親しみのある図書館づくりに努めます。

日本語を母語としない児童生徒に配慮し、英語など多言語による館内表示に努めます。

図書館において、学習スペースを提供し、気軽に利用できる空間づくりを行います。

マイナンバーカードやスマートフォンを図書館利用カードとして活用することにより、利便性の向上を図ります。



児童書テーマ展示



学習スペース

④団体貸出し等の推進 **拡充**

学校への団体貸出しについて、司書教諭や学校司書と協力しながら、公共施設における受取・返却の仕組みなどを活用し、利便性の向上を図ります。

また、学校への朝読用図書などの配本サービスについて検討します。

(2) 電子図書館の充実（図書館、学校、生涯学習課、学校教育課） **新規**

令和 3 年度に開設された電子図書館について、コンテンツの充実に努めるとともに、1 人 1 台端末の朝読での活用などにより、児童生徒による電子図書館の利用を促進します。

(3) 学校図書館の充実（図書館、学校、教育政策課、学校教育課） **新規**

学校図書館における図書の電子管理について検討します。



学校図書館

2 子どもの読書活動にかかわる市民への情報提供

(1) 子どもの読書活動にかかわる市民への情報提供（図書館、学校、生涯学習課）

広報紙やチラシ、ポスター、ホームページ、子育て応援情報モバイルサイト、ココシル☆ふじみなどにより、図書館の各種事業を周知します。

1 人 1 台端末の活用による情報発信に取り組みます。

基本方針 3 市民・学校・図書館などの相互協力と連携体制の確立

保護者をはじめとする市民、学校、図書館、その他関係団体が連携し、市全体で子どもたちの読書活動を支援します。

1 市民・学校・図書館などの相互協力と連携

(1) 市民・学校・図書館などの相互協力と連携（図書館、学校、保育施設、児童館、生涯学習課、学校教育課ほか）

学校、図書館、教育委員会の連絡会議や学校司書研修会を通して、図書館と学校図書館（学校司書）における情報共有や人材育成を図ります。

また、関係機関・団体が連携し、図書館や学校のほか、保育施設、児童館、子ども食堂などにおいて、子ども向けの事業やボランティア向けの講座を実施します。



セルビア語のおはなし会



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



富士見市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



資 料



1 策定の経過

(1) 富士見市子ども読書活動推進計画策定委員会

【委員】

役 職	所属等
委員長	教育部 生涯学習課長
副委員長	教育部 学校教育課長
委員	政策財務部 政策企画課長
委員	協働推進部 ふじみ野交流センター所長
委員	子ども未来部 保育課長
委員	子ども未来部 子ども未来応援センター所長
委員	子ども未来部 みずほ学園長
委員	教育部 教育政策課長
委員	教育部 鶴瀬公民館長
オブザーバー	富士見市立中央図書館長

【委員会の開催】

	開催日	主な内容
第1回	令和4年 7月 8日	第4次計画の構成案について 第4次計画の策定スケジュールについて
第2回	令和4年 10月 28日	第3次計画の評価について 第4次計画の施策について 今後のスケジュールについて
第3回	令和4年 11月 22日	第4次計画の施策について
第4回	令和5年 2月 24日	第4次計画（案）のパブリックコメント対応について

(2) 図書館協議会

開催日	主な内容
令和4年 9月 30日	第4次計画の構成案について
令和4年 12月 9日	第4次計画の施策について
令和5年 2月 24日	第4次計画（案）のパブリックコメント対応について

(3) 教育委員会会議及び教育委員協議会

	開催日	主な内容
協議会	令和4年12月20日	第4次計画の素案について
協議会	令和5年3月9日	第4次計画(案)のパブリックコメント対応について
会議	令和5年3月20日	第4次計画の策定について(議決)

2 パブリックコメント

パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 令和5年1月16日から2月15日まで
(4人・65件のご意見をいただきました)
- ・周知方法 市ホームページ、広報富士見及び公共施設での掲示など
- ・意見提出方法 市ホームページ、持参、郵送及びFAX



第4次富士見市子ども読書活動推進計画

発行 令和5年 月 富士見市教育委員会

編集 富士見市教育委員会教育部生涯学習課

〒354-0021 富士見市大字鶴馬 1873-1

TEL 049-251-2711 FAX 049-255-9635

<https://www.city.fujimi.saitama.jp>

議案第13号

史跡水子貝塚保存活用計画の策定について
史跡水子貝塚保存活用計画について、別紙のとおり策定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

文化財保護法第129条の2の規定に基づく、史跡水子貝塚の保存及び活用に関する計画としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、この案を提出します。

令和5年3月3日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士 様

富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会
委員長 阿部 芳郎

史跡水子貝塚保存活用計画について（答申）

令和4年9月7日付け富水資第43号で諮問のありました史跡水子貝塚保存活用計画の策定に関する審議について、本委員会で慎重に審議した結果、別添のとおりとなりましたので答申します。

史跡水子貝塚保存活用計画 (案)



令和5年3月
富士見市教育委員会

史跡水子貝塚保存活用計画

令和5年3月

富士見市教育委員会

はじめに

富士見市は、緑地や湧水などの自然環境に恵まれ、古より人々の生活の舞台として利用されてきました。市内には、その営みを現在に伝える数多くの遺跡が残されています。特に、10カ所以上の遺跡において縄文時代前期の貝塚が確認されており、中でも最大規模を誇るのが水子貝塚です。

水子貝塚は、70カ所以上の小貝塚が環状に分布することが大きな特徴です。当時の集落の規模や形態を推測できる遺跡として学術上価値が高く、保存状態も良好であることから、昭和44年9月に国史跡に指定されました。昭和45年度から史跡指定地の公有地化に着手し、平成3年度から3カ年計画で実施した史跡整備工事を経て、平成6年6月に水子貝塚公園として開園いたしました。

開園以来、歴史学習や憩いの場として多くの方々に利用されてきましたが、このたび将来の再整備を見据えつつ、今後も適切な状態で保存管理し、観光資源や地域資源として積極的に活用するため、「史跡水子貝塚保存活用計画」を策定いたしました。これからも多くの人々に親しまれ、楽しい学びの場として愛される存在となるよう計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会の委員各位をはじめ、ご指導・ご助言をいただきました文化庁及び埼玉県教育局並びに貴重なご意見をいただきました市民及び関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和5年3月

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

例 言

- 1 本書は、埼玉県富士見市大字水子に所在する史跡水子貝塚の保存活用計画です。
- 2 本計画は、令和4年度に「富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会」に諮問し、審議の上、富士見市教育委員会が策定しました。
- 3 本計画の策定に関わる事務は、富士見市立水子貝塚資料館が担当しました。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局市町村支援部文化資源課の指導・助言を得ました。

目 次

はじめに

例言

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	委員会の設置	2
第4節	市の計画との関係	3

第2章 史跡の環境

第1節	地理的環境	5
第2節	歴史的環境	7
第3節	都市的環境	18

第3章 史跡の概要

第1節	史跡の立地と環境	20
第2節	史跡指定に至る調査	20
第3節	史跡の指定と公有地化	36
第4節	史跡の整備計画	39
第5節	史跡の整備と活用	43
第6節	管理と活用の経過	49

第4章 史跡の本質的価値

第1節	史跡としての価値	53
第2節	史跡公園としての価値	55
第3節	都市公園としての価値	56

第5章 史跡の現状と課題

第1節	保存の現状と課題	57
第2節	活用の現状と課題	58
第3節	整備の現状と課題	60
第4節	管理運営の現状と課題	68

第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節	計画の方向性	69
第2節	基本方針	69

第7章 史跡の保存と管理

第1節	保存の方向性	70
第2節	保存の具体的な取組	70
第3節	現状変更の取扱基準	71
第4節	管理の方向性	73
第5節	管理の具体的な取組	73

第8章 史跡の活用

第1節	活用の方向性	74
第2節	活用の具体的な取組	74

第9章 史跡の整備

第1節	整備の方向性	76
第2節	整備の具体的な取組	76

第10章 史跡の運営

第1節	運営の方向性	79
第2節	運営の具体的な取組	79

第11章 実施計画

第12章 経過観察

資 料

- 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例
- 史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会設置要綱
- 富士見市歴史の広場条例・施行規則
- 富士見市立資料館条例・施行規則
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

水子貝塚は、縄文時代前期に最高位に達したといわれる縄文海進の時代に、内陸部に形成された代表的な貝塚であり、当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好であることから昭和44年（1969）9月に国史跡に指定されました。

富士見市では、水子貝塚を保存し、後世に継承するとともにまちづくりに活かすため、指定の翌年度から土地の公有地化を開始し、昭和54年（1979）に保存管理計画を、昭和59年（1984）に保存整備基本計画を策定しました。

平成3年（1991）からは3カ年計画で、国庫補助事業「史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）」の採択を受けて環境整備工事を実施し、平成6年（1994）6月に「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として供用を開始しました。

平成10年（1998）には史跡隣接地に考古館を移転し、史跡と自然、資料館が一体となった野外博物館的な施設として管理運営を行っています。

現在、水子貝塚公園・資料館は、歴史学習と憩いの場として多くの来園者があります。一方、供用を開始してから28年が経過し、園路や復元住居の修理工事などを随時行いながら施設の維持管理につとめていますが、経年の変化により施設の劣化、樹木の高木化、展示内容の固定化などの課題も浮上しています。

そこで、水子貝塚を適切な状態で保存管理し、後世に残していくとともに観光資源や地域資源として積極的に活用するため、将来の再整備を見据えた保存活用計画を新たに策定することとしました。

第2節 計画策定の目的

少子高齢化・都市化などを背景とする地域の文化財の滅失や散逸を防止し、地域社会総がかりで継承に取り組み、観光やまちづくりなどに活用するなど、計画的な保存・活用を促進するために、平成31年4月に文化財保護法が改正されました。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定でき、市町村は地域内の文化財の保存・活用に関する総合的な計画と国指定重要文化財等の個別の保存・活用計画を作成し、国の認定を申請することができるようになりました。

本計画は、水子貝塚の本質的価値を改めて認識し、公園として供用を開始してから28年が経過した現状の課題を整理した上で、より良好な状態で未来へ継承するための保存、整備、管理、そして周辺環境や文化遺産も含んだ地域資源、観光資源として活用をすすめるための方向性と具体的な取組を定めることを目的とします。

第3節 委員会の設置

計画策定にあたり、水子貝塚の保存、整備及び活用に係る審議会として、「富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例」を令和4年4月に施行しました。本委員会は、本計画のみならず今後予定している整備基本計画や整備基本設計をはじめ、教育委員会の諮問に応じて各計画等を審議する組織として再整備の完了まで設置します。

本委員会は、考古学などの学識経験者と関係市民によって構成し、指導・助言者として文化庁文化財第二課及び埼玉県教育委員会も同席しました。委員名簿及び会議記録は以下のとおりです。

■富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会

(任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日)

氏名	所属等
阿部 芳郎	明治大学文学部教授
岩村 沢也	淑徳大学経営学部教授
佐々木 由香	金沢大学古代文明・文化資源学研究所特任准教授
大島 仁	富士見市立水谷小学校長
佐々木 眞理子	富士見市文化財審議会議長
井上 麻美子	水子貝塚資料館市民学芸員
鈴木 光男	地域団体「ふれあいTAP」代表
古澤 立巳	公募市民

■オブザーバー（指導・助言）

氏名	所属等
浅野 啓介	文化庁文化財第二課
尾崎 沙羅	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課

■会議記録

期日	議事内容
令和4年9月7日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について
令和4年11月9日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について
令和5年3月3日	史跡水子貝塚保存活用計画（案）について

富士見市第6次基本構想などの行政計画との整合や関係部局との連絡・調整のために、「史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会」を設置しました。

また、市民から意見を募集するパブリックコメントを令和5年2月に実施しました。



図1 第1回史跡水子貝塚保存整備委員会



図2 現地視察

第4節 市の計画との関係

本市では、水子貝塚を重要な歴史・文化資産として保存・継承し、地域資源として活用を推進するために、各種計画に位置付けています。

上位計画である「富士見市第6次基本構想 第1期基本計画」や「第3次富士見市教育振興基本計画」、関連計画である「第3次富士見市生涯学習推進基本計画」「富士見市都市計画マスタープラン」などとの整合を図りながら計画を進めます。

①富士見市第6次基本構想 第1期基本計画（令和3年度～令和7年度）

分野9 文化芸術・文化財

基本政策 14 地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる

14-3 文化財の活用

市民が郷土の歴史、文化をまちの魅力と感じられるように、文化財の活用事業を充実します。

【主な取組】歴史公園・資料館施設の活用

②第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）

基本目標B 「暮らし」にやさしい富士見市～選ばれるまちとなるために～

基本施策2 地域の魅力を感じ暮らせるまち

取組① 公園・湧水の活用

公園や湧水を本市の貴重な地域資源と捉え、その活用を進め、市の魅力向上を目指します。

【具体的な取組事業】水子貝塚公園や難波田城公園等、特色ある公園の活用

③第3次富士見市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標4 郷土遺産の継承

○文化財の保存と活用

○水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実

④第3次富士見市生涯学習推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

基本目標② 地域資源や地域の人材を活かした生涯学習をすすめます

ア 地域資源を活かした生涯学習の提供

水子貝塚資料館・難波田城資料館で実施する各種事業の充実

⑤富士見市文化芸術振興基本計画（平成26年度～令和5年度）

基本目標1 「育む」 感性や創造性を高め、心豊かなひとや豊かな地域を育むまちづくりをすすめます。

施策の柱4 地域の文化資源の活用と継承

基本目標2 「繋ぐ」 仲間づくりをすすめ、やりがいや生きがいを創るまちづくりをすすめます。

施策の柱1 公民館や交流センター、資料館、図書館などを活かした地域での文化芸術活動の充実

⑥富士見市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和23年度）

第1章 全体構想

第1節 まちづくりの理念と都市計画の目標

3 目指すべき都市像

自然・交流拠点

- ・難波田城公園、水子貝塚公園など市民や周辺都市の住民が自然や歴史などをはじめとした地域資源とふれあい、交流を促進する拠点を形成します。

第2節 分野別方針

4 水と緑の方針

①水と緑の軸の形成

- ・水子貝塚公園、難波田城公園、新河岸川、榛名神社などを鎌倉道や花の道などでつなぎ、自然資源や歴史資源を巡る散策路として維持・活用します。

第2章 地域別構想

5 水谷地域

④水と緑の方針

- ・水子貝塚公園など既存公園の適切な維持・管理を行います。
- ・水子貝塚公園などの歴史性を有する公園の活用を進めます。

⑦富士見市シティプロモーション戦略

基本政策 富士見市のファンが増え、賑わいが生まれる

基本施策 インナープロモーションにより、市民の愛着を醸成

1 市のイメージアップ

水子貝塚公園や難波田城公園、びん沼自然公園や湧水などの地域資源に加え、地域に埋もれている新たな資源の発掘と活用により、市のイメージアップを図ります。

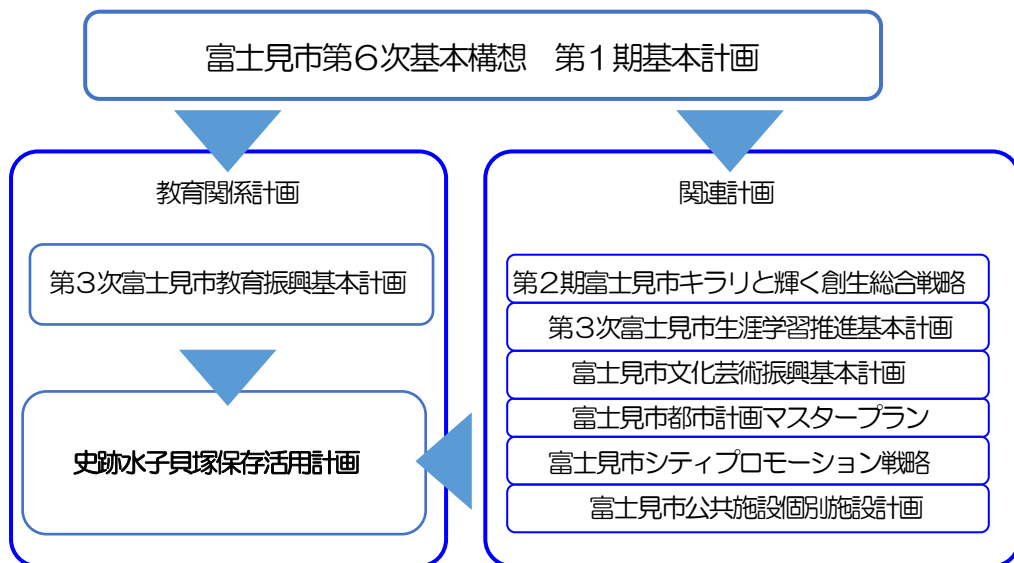


図3 富士見市の計画と関係性

第2章 史跡の環境

第1節 地理的環境

富士見市は埼玉県南部に位置し、規模は東西約7.0 km、南北6.8 km、面積は約19.77 k m²で、東は荒川を境にしてさいたま市と、南は柳瀬川を境にして志木市と、北はふじみ野市、川越市と、西は三芳町と接します。

富士見市の地形は、東部が標高5 m前後の荒川低地、西部が標高20 m前後の武蔵野台地からなります。低地部には市内のほぼ中央を縦断するように新河岸川が流れ、その流域には自然堤防が発達しています。台地縁辺部は、新河岸川に向かう富士見江川、権平川、砂川堀といった小河川や湧水によって大小の谷がいくつも刻まれる複雑な地形をしています。

水子貝塚は、富士見市の南部、武蔵野台地水子支台に位置しています。

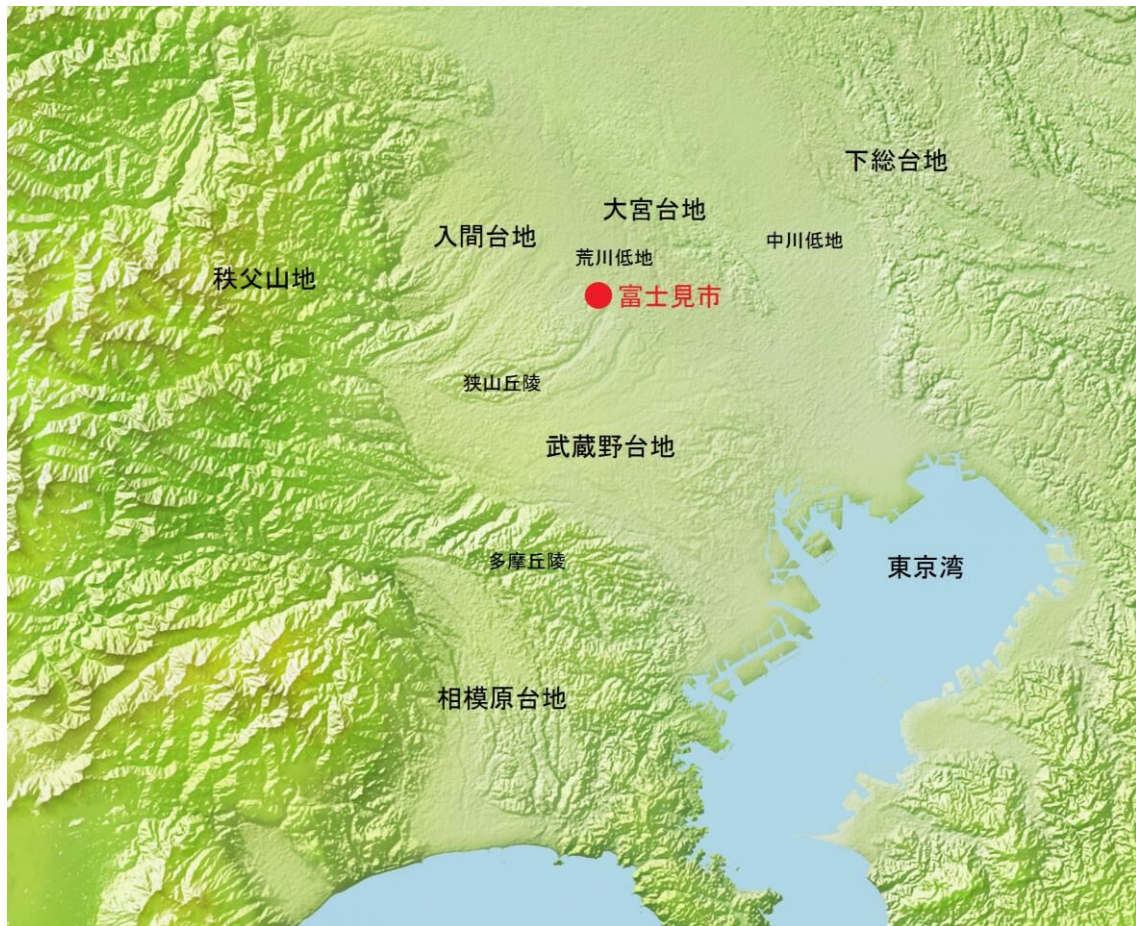


図4 関東地方の地形と富士見市の位置



図5 富士見市の位置



図6 富士見市の範囲

第2節 歴史的環境

1 富士見市の歴史

・原始・古代

市内には多くの遺跡が存在しますが、そのほとんどは日当たりが良く、水の得やすい台地縁辺部に連なるように分布しています。

市内最古の遺跡としては谷津遺跡があり、旧石器時代の約 35,000 年前の石器が出土しています。

縄文時代の遺跡は、水子貝塚をはじめ、八ヶ上遺跡（草創期）、打越遺跡（早期～後期）、羽沢遺跡（中期）、松ノ木遺跡（中期）、栗谷ツ遺跡（早～中期）など市内各所に多数存在します。羽沢遺跡出土の獣面装飾付土器を含む 10 点の土器は、埼玉県指定有形文化財となっています。

弥生時代後期から古墳時代前期の遺跡は、南通遺跡や北通遺跡をはじめ柳瀬川流域の低地に面した台地上に集中して認められるようになります。台地上に集落を営み、低地で水稻耕作を行っていたようです。また、低地の自然堤防上にも集落が営まれるようになり、この頃から低地部の開発が本格化したようです。北通遺跡の方形周溝墓から出土した鉄剣、ガラス玉、土器が市指定有形文化財となっています。

古墳時代中・後期になると遺跡は少なくなり、水谷地域に小規模な集落が存在するのみとなります。古墳は、渡戸地区にかつて貝塚山古墳があり明治時代に調査され、鉄刀が出土しています。また、水谷地区の氷川前遺跡と観音前遺跡からは、円墳の周溝が発見されています。

奈良時代に律令国家が成立すると、当市の地域は武蔵国入間郡に属しました。奈良・平安時代の遺跡は、市内各所に点在していますが、水谷地域の東台遺跡以外には大規模な集落は存在しません。

・中世

遺跡では、埼玉県指定旧跡難波田氏館跡（難波田城跡）が良く知られており、現在は難波田城公園として整備されています。中世の代表的な資料である板碑は、勝瀬・護国寺や南畑新田・慈光院跡の市指定有形文化財の大型板碑をはじめ市内各所に存在しており、市内の古寺、古社もこの頃の創建とされています。また、通称「鎌倉道」といわれる所沢方面とさいたま市方面を結ぶ古道が柳瀬川流域の崖線に残っています。

史料では、戦国時代の「市場祭文」に水子の地名をみることができ、永禄 2 年（1559）に後北条氏が作成した「小田原衆所領役帳」には、大窪、勝瀬、鶴間、難波田、水子といった現在も残る市内の地名が記録されています。

・近世

寛永 17 年（1640）の川越東照宮の再建資材の運搬をきっかけに新河岸川の舟運が開始され、市内にも 6 カ所の河岸場が設置されました。それによって、江戸と川越を結ぶ江戸道のほかに周辺の村々と河岸場を東西に結ぶ河岸道も整備されました。

当時の市域は、台地部の鶴馬村、勝瀬村、水子村、針ヶ谷村、低地部の大久保村、上南畑村、下南畑村、南畑新田にわかれていました。江戸時代の地誌「新編武蔵風土記稿」には、各村の戸数は鶴馬村 280 戸、勝瀬村 88 戸、水子村 59 戸（259 戸の誤り）、

針ヶ谷村 30 戸、大久保村 140 戸、上南畑村 150 戸、下南畑村 200 戸、南畑新田 59 戸と記されています。

・近代から現代

明治 22 年 (1889)、町村制の施行により町村合併が進められました。鶴馬村と勝瀬村が合併し鶴瀬村に、大久保村、上南畑村、下南畑村、南畑新田が合併し南畑村に、水子村と針ヶ谷村が合併し水谷村になりました。当時の各村の規模は、鶴瀬村が 403 戸、2,459 人、水谷村が 315 戸、1,843 人、南畑村が 541 戸、3,371 人でした。

大正 3 年 (1914)、東上鉄道の池袋・川越間が開通し、鶴瀬駅が開設されました。以後、鉄道が主要輸送手段として発展し、新河岸川の舟運は衰退することになりました。

昭和 31 年 (1956) に 3 村が合併し、富士見村となりました。翌年には日本住宅公団鶴瀬第 1 団地への入居が始まり、宅地開発が本格化しました。昭和 31 年に約 11,000 人だった人口も昭和 46 年 (1971) には約 54,000 人に達し、昭和 39 年 (1964) の町制施行を経て、昭和 47 年 (1972) には富士見市が誕生しました。

昭和 52 年 (1977) にはみずほ台駅が、平成 5 年 (1993) にはふじみ野駅が開設されました。同時に駅周辺の大規模な土地区画整備事業も実施され、都市的な街並みへと姿をかえました。現在の市の人口は、約 113,000 人を数えるに至っています。

2 縄文海進時の環境

荒川低地は標高 4～6 m の沖積地ですが、約 20,000 年前の最終氷期の頃は荒川と利根川を合わせた古期利根川が流れており、その谷底面は現地表から約 40m 下だったと推定されています。氷期の終焉による海面上昇により、この溪谷に海水が侵入し「古入間湾」となりました。最奥部は川越市、上尾市周辺にまで達しました。これがいわゆる「縄文海進」で、約 8,000 年前に海水準の上昇がゆるやかになると、古期利根川の堆積作用で水深が浅くなることで干潟が発達し、台地から注ぐ小河川や湧水により汽水域を形成しました。

富士見市周辺に海が存在し貝塚が残される縄文時代早期の終末から前期後半 (約 7,500 年前～約 6,000 年前) の遺跡のあり方から、海進時の環境の変遷を辿ってみます。埼玉県内にはこの頃の貝塚が約 100 カ所確認されていますが、そのうち 14 カ所が富士見市内に存在します。

縄文時代は、縄文土器の形や模様の変化から草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の大きく 6 期に区分されています。時間的・空間的にまとまりがある特徴的な縄文土器を「型式」として分類しています。型式名称は、その土器が発掘された遺跡名をとって付けられます。型式を時系列に沿って並べたものを編年といい、実年代がよくわからない縄文時代では、遺跡の時期の決定などに使用されています。

前期の編年は、古い方から^{はなづみかそう}花積下層式、^{せきやま}関山式、^{くろはま}黒浜式、^{もろいそ}諸磯式、^{じゅうさんぼだい}十三菩提式に区分されています。

・縄文時代早期終末 (約 7,500 年前)

縄文時代早期終末の遺跡として、^{おっこし}打越遺跡、山室遺跡、谷津遺跡、宮廻遺跡、水子貝塚に隣接する氷川前遺跡があります。

打越遺跡では、竪穴住居跡が 58 軒発掘されており、このうち 1 軒は貝塚を伴っていました。土坑（地面に掘った穴）も 30 基見つかり、このうち 4 基は貝塚を伴っていました。発掘調査されてから 40 年以上経過していますが、この規模を上回る当該期の遺跡は関東地方では見つかりません。また、打越遺跡から出土した特徴的な土器は「打越式土器」と命名されています。

山室遺跡では貝塚を伴う竪穴住居跡 2 軒、谷津遺跡では貝塚を伴う竪穴住居跡 1 軒、氷川前遺跡では竪穴住居跡 2 軒と貝塚を伴う土坑 1 基が見つかりました。

宮廻遺跡は、他の遺跡が標高 18m 前後の台地上にあるのに対して、標高 7m の微高地にあります。竪穴住居跡が 8 軒確認されていますが、貝塚はありませんでした。

この時期の貝塚の特徴は、規模が小さく、主体となるヤマトシジミも小型であることがあげられます。

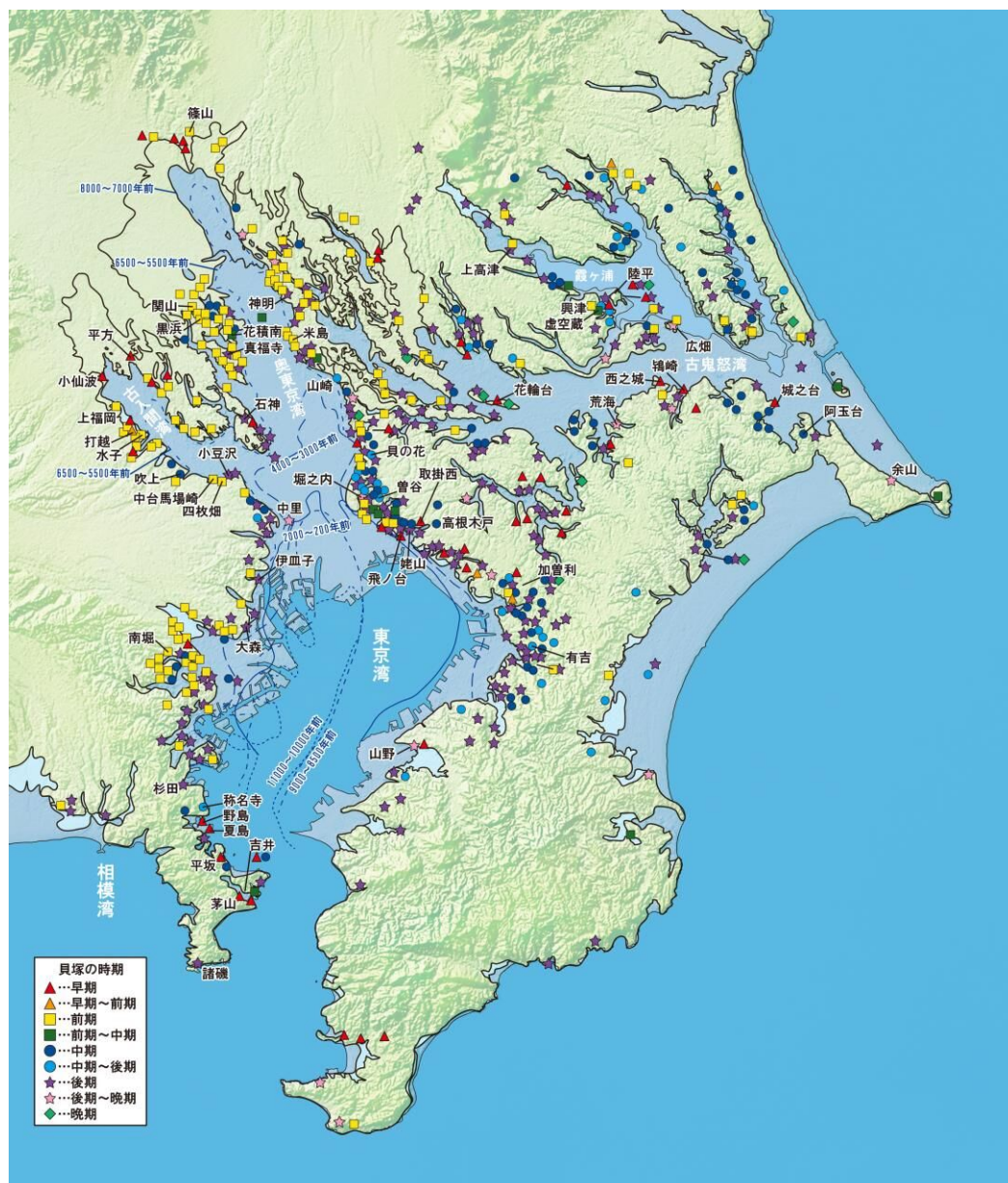


図7 関東地方の縄文時代の貝塚の分布



ふじみ野市

- 1 川崎遺跡
- 2 上福岡貝塚
- 3 長宮遺跡
- 4 鷺森遺跡

富士見市

- 5 宮廻遺跡
- 6 貝塚山遺跡
- 7 山室遺跡
- 8 平塚遺跡
- 9 殿山遺跡
- 10 黒貝戸遺跡
- 11 宮脇遺跡
- 12 谷津遺跡
- 13 御庵遺跡
- 14 山崎遺跡
- 15 打越遺跡
- 16 松山遺跡
- 17 八ヶ上遺跡
- 18 水子貝塚・氷川前遺跡
- 19 栗谷ツ遺跡
- 20 北通遺跡
- 21 南通遺跡

志木市

- 22 城山遺跡
- 23 新邸遺跡
- 24 西原大塚遺跡

年代	遺跡名 編年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		川崎	上福岡	長宮	鷺森	宮廻	貝塚山	山室	平塚	殿山	黒貝戸	宮脇	谷津
7500年前	早期末					○		●					●
7000年前	花積下層式期	○					●						
6500年前	関山式期	●	●	○					○	●			
6300年前	黒浜式期	○	●			○				●	●	●	○
6000年前	諸磯式期	○			○	○							

遺跡名 編年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	御庵	山崎	打越	松山	八ヶ上	水子	栗谷ツ	北通	南通	城山	新邸	西原
早期末			●			○						
花積下層式期			●									
関山式期	●		●	●				●	●			
黒浜式期	○		●	●	●	●	●				●	○
諸磯式期		○				○			○	●		

●貝塚あり ○貝塚なし ※水子貝塚には隣接する氷川前遺跡を含む

図8 富士見市周辺の縄文時代早期終末から前期後半の遺跡の分布



図9 打越式土器（富士見市指定有形文化財）

・縄文時代前期初頭花積下層式期（約7,000年前）

花積下層式期の住居跡が確認されている遺跡はまばらです。富士見市では、打越遺跡で41軒発掘されており、うち3軒が貝塚を伴っていました。ただし、この時期の貝塚は少量で、主体となるヤマトシジミも2cm程度と小型です。その他に貝塚山遺跡で5軒の住居跡が確認されています。近隣では、ふじみ野市川崎遺跡、新座市池田遺跡、和光市白子宿上遺跡・市場峡遺跡などがありますが、いずれも1～3軒程度と小さな集落です。



図10 花積下層式期の遺跡の分布



図11 打越遺跡の花積下層式期の竪穴住居と貝塚

・縄文時代前期前半関山式期（約 6,500 年前）

関山式の古段階にあたる二ツ木式期の遺跡は、富士見市打越遺跡以外には目立った遺跡が存在しません。打越遺跡は花積下層式期から継続していると思われます。次の関山Ⅰ式期には、打越遺跡、北通遺跡、平塚遺跡、ふじみ野市上福岡貝塚などで住居跡が発掘されています。遺跡数は増加しますが、打越遺跡、北通遺跡以外の遺跡は1～2軒程度の規模にすぎません。関山Ⅱ式期になると集落や貝塚が急激に増加していきます。打越遺跡、北通遺跡に御庵遺跡や殿山遺跡、南通遺跡などを加え7遺跡に増加します。

打越遺跡は、関山式期の竪穴住居跡が63軒確認されています。内訳は、二ツ木式・関山Ⅰ式期44軒、関山Ⅱ式期13軒、Ⅰ式かⅡ式か半別できないもの6軒となっています。そのうち20軒の竪穴住居に貝塚が残されていました。二ツ木式・関山Ⅰ式期の竪穴住居跡は台地全域に広がりを見せますが、関山Ⅱ式期の竪穴住居跡は台地の東側に偏る傾向がうかがえます。

御庵遺跡は、富士見江川とその支流である権平川によって区画された標高約20mの舌状台地上に位置しています。これまでの調査で、関山Ⅱ式期の竪穴住居跡が10軒以上確認されており、そのうち5軒は貝塚を伴っています。黒浜式期の竪穴住居跡も1軒ありますが、貝塚はありませんでした。

北通遺跡では関山Ⅰ式期6軒、関山Ⅱ式期3軒、南通遺跡では関山Ⅱ式期5軒の竪穴住居跡が見つっています。

長宮遺跡は、武蔵野台地と荒川低地の中間にあたる標高9～10mの微高地に位置しています。これまでの調査で15軒の関山Ⅱ式期の竪穴住居跡が発掘されています。立地的に海に近いはずですが、貝塚をまったく伴わないという特徴が認められます。



図12 関山式期の遺跡の分布



図13 打越遺跡の竪穴住居跡と貝塚



図14 御庵遺跡の竪穴住居跡と貝塚

・縄文時代前期中頃黒浜式期（約 6,000 年前）

この時期になると遺跡はさらに増加します。関山式期には台地縁部に集中していた集落が、この時期になると古入間湾に流れ込む河川に沿って内陸部にも認められるようになります。貝塚は、八ヶ上遺跡のように河口から奥に入った場所にも残されています。黒浜式期の古い段階の集落は宮廻遺跡がありますが、集落数が増加するのは中頃からです。水子貝塚や上福岡貝塚のように貝塚が環状に分布する大規模な遺跡がみられるようになる反面、内陸部の遺跡は、竪穴住居跡が5軒未満の小規模で短期的な集落です。

殿山遺跡は、富士見江川左岸の標高約 18mの舌状台地に位置しています。関山Ⅱ式期3軒、黒浜式期14軒の竪穴住居跡が調査されています。

宮廻遺跡は標高約 7mの微高地上に位置しています。6軒の竪穴住居跡が調査されていますが、貝塚はありません。

上福岡貝塚は、新河岸川を臨む標高約 16mの武蔵野台地の東縁に位置しています。昭和 12 年（1937）に陸軍造兵廠福岡工場の建設の際に発見されました。貝塚は北側4カ所と南側20カ所の計24カ所が確認され、南側のものは環状に分布していました。調査されたのは北側の2カ所と南側の5カ所の計7カ所で、貝塚の下には竪穴住居跡が存在しました。調査の結果、北側4カ所は関山Ⅰ式からⅡ式期、南側の環状貝塚は黒浜式期のものでした。また、平成 19 年（2007）の発掘調査では、南側で貝塚を伴う2軒の竪穴住居跡が確認されています。

この時期の最大規模の貝塚が水子貝塚です。水子貝塚では、環状に分布する 76 カ所の貝塚の存在が確認されており、他の遺跡と比較しても群を抜いた存在であることがわかります。



図 15 黒浜式期の遺跡の分布



図 16 殿山遺跡の竪穴住居跡



図 17 宮廻遺跡の竪穴住居跡

3 水子貝塚周辺の文化財等

水子貝塚から柳瀬川沿いの台地上は、古来より人々の生活の舞台となり、それを象徴する文化財が残されています。

①打越遺跡

旧石器、弥生、古墳、奈良、室町・戦国の各時代の遺跡で、富士見市を代表する遺跡です。

②神井戸

かつては豊富な水量を誇った湧水のひとつで、生活用水として利用されていました。傍らには地域の人々によって祀られた江嶋神社と弁財天があります。

③氷川神社

水子上組の氏神で、高さ1mほどの小さな富士塚があります。

④甲子大黒天灯籠

大黒天の信仰に基づく美しい灯籠です。

⑤大應寺

水光山不動院と号する真言宗智山派の寺院で、建立年代は不明ですが中世までさかのぼると考えられています。山門は立派な構えの鐘楼門で、歴史を感じさせます。

⑥水宮神社

江戸時代は、魔訶山般若院という修験寺院でした。神社の前にあるのは、狛犬ならぬ狛蛙で、境内のあちこちで蛙が迎えてくれます。六蛙堂には江戸時代初期に製作された役行者像が安置されています（富士見市指定有形文化財）。

⑦水子貝塚資料館

市内の遺跡から出土した約500点の埋蔵文化財を展示しています。埼玉県指定有形文化財の羽沢遺跡出土縄文土器をはじめ、富士見市指定有形文化財の打越式土器、北通遺跡方形周溝墓出土土器など、市の歴史を知る上で貴重な資料が展示されています。

⑧新河岸川コスモス街道

地元市民の皆さんが新河岸川の堤防上にコスモスの種を蒔き大切に育てています。秋風に揺れる色とりどりのコスモスが道行く人の心を和ませてくれます。



図20 神井戸



図21 甲子大黒天灯籠



図22 大應寺鐘楼門



図23 水宮神社役行者像



図24 羽沢遺跡出土獣面裝飾付土器

⑨天保の道しるべ

川越方面と志木方面を結ぶ江戸道と所沢方面と新河岸川にあった山下河岸を結ぶ河岸道の交差点にある道しるべです。天保 15 年（1844）に山下河岸の廻船問屋山田屋佐平治によって建てられました。四面には、山下河岸三丁、ひき又十五丁、所さわ三里、川こへ三里半と刻まれています。

⑩観音前遺跡

遺跡全体の 2 割ほどの発掘調査しか行っていませんが、弥生時代後期の竪穴住居跡が約 30 軒確認されています。弥生時代後期の遺跡は、南通遺跡や北通遺跡がありますが、それらに匹敵する規模の集落となると予想されます。また、古墳時代後期の竪穴住居跡も 10 軒以上発掘されており、当該期の集落としては市内最大規模となります。

⑪御嶽塚

北東向きの斜面を登山道に見立てた塚で、斜面の中腹をテラス状に整地して火山岩を敷き詰めています。明治 28 年（1895）銘の御嶽山大神の石碑が建てられています。

⑫東台遺跡

これまでの発掘調査で平安時代の竪穴住居跡が約 90 軒見つかっています。当該期の遺跡としては市内最大です。

⑬鎌倉道

柳瀬川に面した台地の崖線を通る古道で、一部が残っています。鎌倉から上州方面に向かう鎌倉街道上道と奥州方面に向かう鎌倉街道中道を結ぶ脇道だったといわれています。

⑭お井戸

台地下から流れ出る湧水で、傍らには弁財天が祀られています。

⑮性蓮寺

日蓮宗の寺院で、戦国時代にこの地を治めていた上田氏の供養塔があります。

⑯正網遺跡

市内唯一の縄文時代晩期の竪穴住居跡が見つかっている遺跡です。



図 25 天保の道しるべ



図 26 御嶽塚



図 27 鎌倉道



図 28 お井戸



図 29 正網遺跡の縄文晩期の住居跡

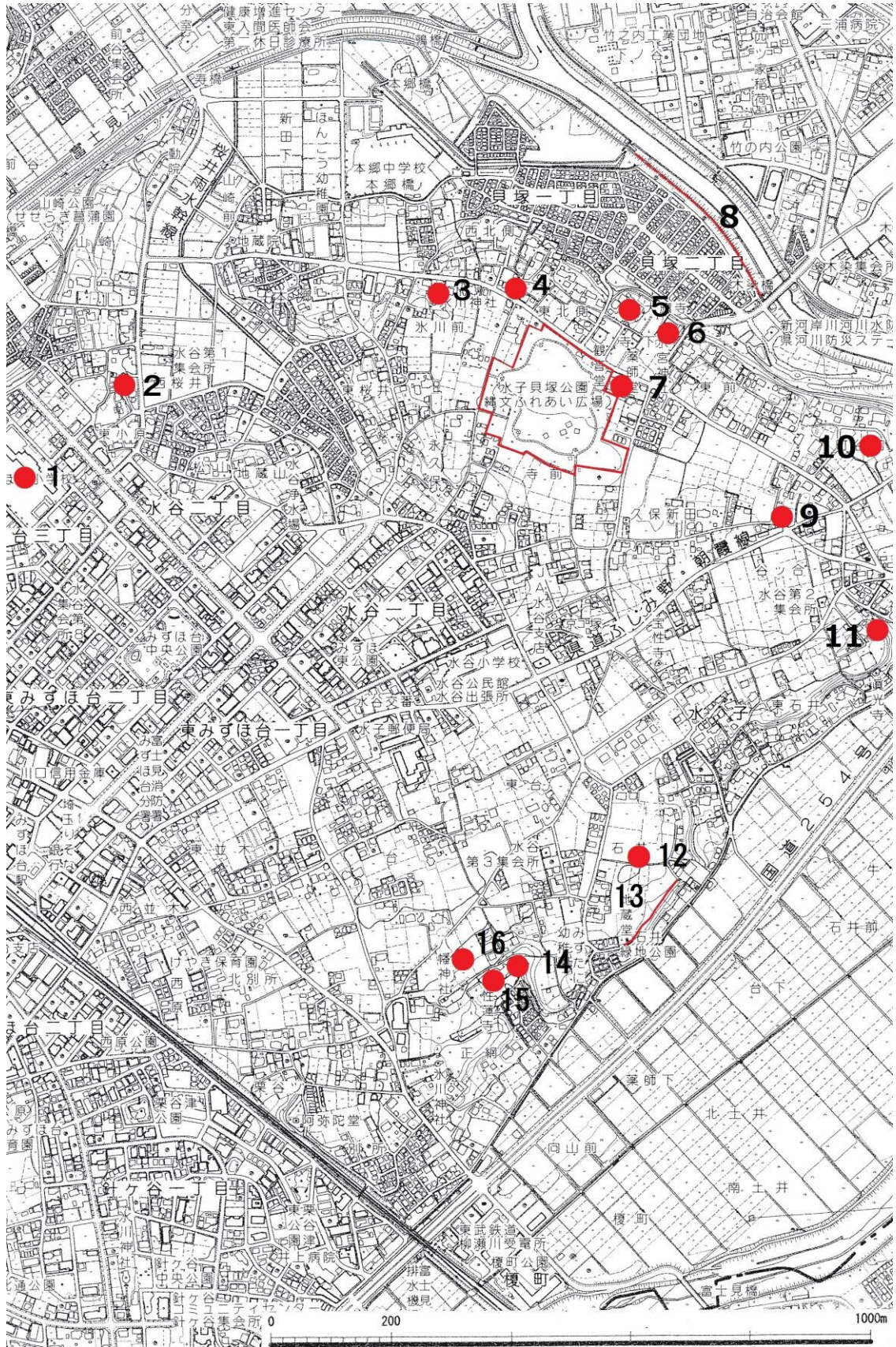


図30 水子貝塚周辺の文化財等

第3節 都市的環境

水子貝塚の周辺は、都市計画によって市街化区域、第1種低層住居専用地域に指定されています。水子貝塚公園が開園した頃は、周囲は畑地でしたが、近年宅地開発が進み景観が大きく変化してきています。この傾向は、水谷地域の南部に顕著で、若い世代を中心に人口も増加しています。こうした中で、水子貝塚公園は市街化区域にある身近な公園・緑地として貴重な存在となっています。

周辺の道路は、東には国道254号（富士見川越道路）、南には国道254・463号（浦和所沢バイパス）が通っており、両道から自動車ですら約1分とアクセスはしやすい環境にあります。国道254号（富士見川越道路）は東京外環自動車道方面への伸長工事が現在進んでいます。また、公園の北は都市計画道路のみずほ台駅東通線も計画されています。これらの道路が開通することにより、利便性が増し遠方からの来園者の増加も期待できます。

水子貝塚公園は、みずほ台駅から約1.5kmの距離にあり、徒歩でも約15分で到着することができます。路線バスは、みずほ台駅からは市内循環バスが1時間に1便、志木駅から東武バスが1時間に4便が運行されています。バスを利用される方には志木駅からの乗車を薦めています。



図31 みずほ台駅東口から水子貝塚方面をのぞむ（中央の道がみずほ台駅東通線、その先に見える森が水子貝塚公園）

●水谷地域 まちづくり方針図

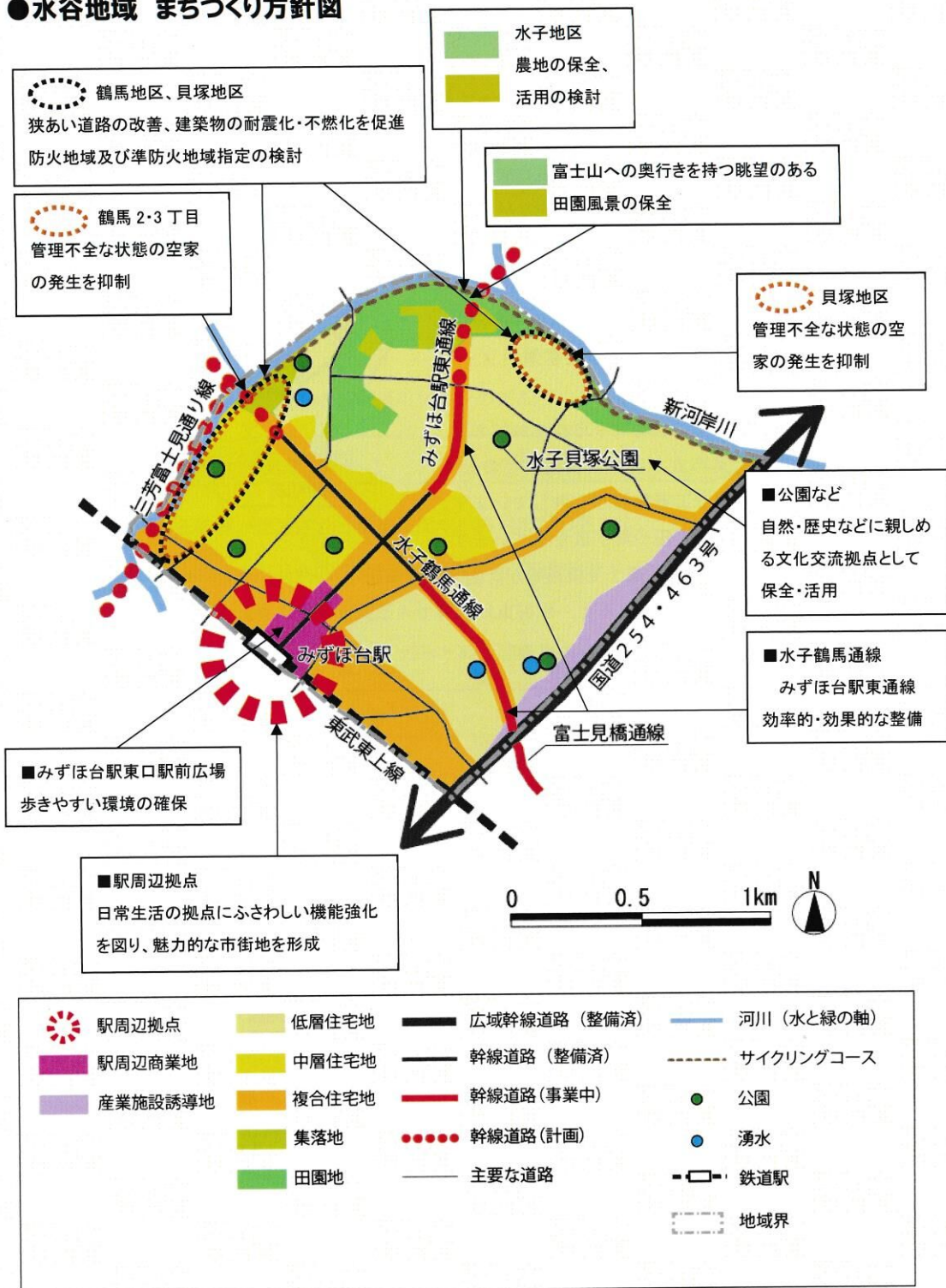


図 32 水谷地域のまちづくり方針図 (富士見市都市計画マスタープランから転載)

第3章 史跡の概要

第1節 史跡の立地と環境

富士見市の地形は、西半分が標高 20m前後の武蔵野台地、東半分が標高 6 m前後の荒川低地からなっています。原始・古代の頃は、台地には森が広がり、動物や木の実などの食料、建築材や薪などの資源が豊富だったと推定されています。また、台地下には多くの湧水や河川が流れ、生活に欠かせない水の入手も容易でした。こうした自然環境を背景に、富士見市内には台地の縁に沿って、旧石器時代から多くの遺跡が残されています。

さらに、今から約 8,000 年前から 6,000 年前には地球の温暖化により、荒川低地に沿って海水が内陸部まで入り込み、「古入間湾」を形成しました。従来からの資源に加え海産資源を獲得可能となった当地域には、多くの人々が集い、集落を営みました。人々は、海で採取した魚やシジミ・カキなどの貝を食料とし、残った骨や貝殻を廃棄となった竪穴住居にまとめて捨てました。積み重なった貝殻は、主成分であるカルシウムによって腐食しないため、数千年の時を経てもそのままの状態です。「貝塚」として残りました。富士見市内には、16 遺跡で貝塚が発見されており、その中でもっとも大規模なものが水子貝塚です。

水子貝塚は、東武東上線みずほ台駅から北東に直線距離で約 1km、新河岸川を見下ろす武蔵野台地上に位置しています。今から約 6,000 年前の縄文時代前期の遺跡で、明治時代には存在が確認されています。昭和 13 年 (1938) から数回の発掘調査が実施され、約 50 カ所の小さな貝塚が直径 160mの環状に分布する遺跡であることが明らかとなりました。昭和 44 年 (1969) 年に「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状態も良好である。このため、遺跡の全域を指定するものである」として国史跡に指定されました。

第2節 史跡指定に至る調査

1 明治・大正期の発見

水子貝塚は、明治 27 年 (1894) 10 月に、この地を訪れた阿部正功^{あべまさこと}によって発見され、『東京人類学会雑誌』第 10 巻第 106 号に貝塚山遺跡とともに紹介されました。

阿部は、陸奥国棚倉藩最後の当主で、廃藩置県後に華族 (子爵) に列せられた人物です。幼い頃から学問好きで、遺物・遺跡に深い関心を持ち、明治 20 年代に主に東京・埼玉・神奈川の遺跡を踏査し、人類学会で発表しました。坪井正五郎や鳥居龍蔵等の当時の学会の人々とも交流し、自宅に収集資料を展示していました。

阿部の残した『入間郡志木町近傍搜索記』によると、阿部は 10 月 25 日に浦和駅から人力車で志木に至り、そこから歩いて水子まで来ると、大應寺前の畑に貝塚があること

を聞き、現地を訪れました。畑を歩き、100m四方以上に広がる貝塚の分布を確認しました。そして、農夫に試掘を依頼し、厚さ 30 cmほどの黒土の下に貝塚があり、貝はシジミ、ゴウラ（タニシ、カワニナ等の巻貝）、カキであったと記しています。

大正6年（1917）の『日本石器時代人民遺物発見地名表』には、貝塚山、勝瀬、水子・大應寺前貝畑、針ヶ谷、南畑の5カ所の富士見市内の遺跡・遺物が掲載されています。報告したのは川越地方の知識人であった安倍立郎^{あべたつろう}です。安倍は、郷土史家としての一面も有し入間郡内の考古資料や板碑などの資料を精力的に収集していました。



図33 史跡の位置

2 昭和前期の発掘調査

関東地方の貝塚を主に研究していた酒詰仲男^{さかづめなかお}は、昭和12年(1937)に安部立郎の報告をもとに水子貝塚の存在を確認し、昭和13年(1938)12月16日から26日にかけて、東京考古学会縄文式部会として和島誠一^{わじませいいち}とともに、貝塚を伴う竪穴住居跡2軒を発掘しました(1次調査)。竪穴住居跡からは縄文前期の土器、磨製石斧や打製石斧などの石器、シジミを主体としカキが混じる貝殻、シカなどの動物の骨、スズキなどの魚の骨が出土したことが報告されています。また、馬蹄形に分布する16カ所の貝塚も確認されています。



図34 史跡の範囲

酒詰と和島は、昭和 14 年 (1939) にも貝塚を伴う竪穴住居跡 1 軒を発掘しました (2 次調査)。2 次調査は、10 月 18 日から 31 日に東京帝国大学人類学教室による発掘として行われました。調査した貝塚は「12 号貝塚」とされた最大の地点貝塚で竪穴住居の外まで広がっていました。10 月 22 日には、東京人類学会の水子貝塚見学遠足会が開催され、約 60 人の人類学会員やその家族が発掘に参加しました。

これらの調査によって、縄文時代前期の貝塚は埋まりかけた竪穴住居跡の窪地に遺棄されたものであることが確認されました。水子貝塚は、貝塚の分布により集落の全容を明らかにする見通しがたてられた遺跡として評価されています。

和島は、昭和 23 年 (1948) に『原始聚落の構成』を発表し、縄文時代から古墳時代における集落の変遷を論じました。後に「和島集落論」と呼ばれるもので、縄文時代中期の尖石遺跡、姥山貝塚とともに、前期の水子貝塚を事例にあげ、中央に広場をもつ馬蹄形・環状集落の成立を前期としました。

酒詰は、一般向けの解説書『貝塚の話』や『考古学辞典』で水子貝塚の調査成果を紹介しています。

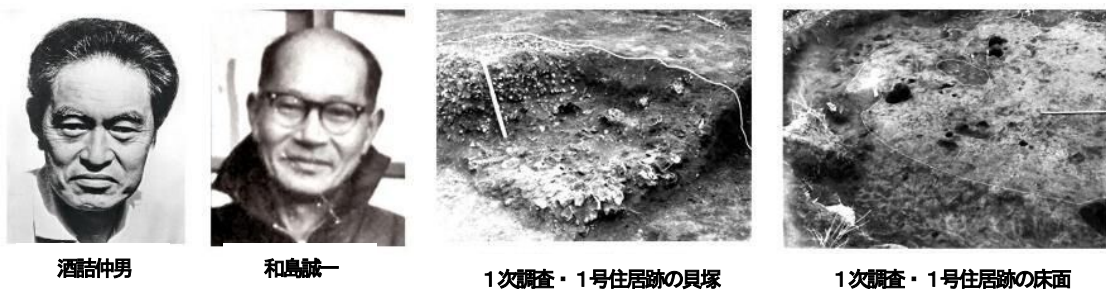
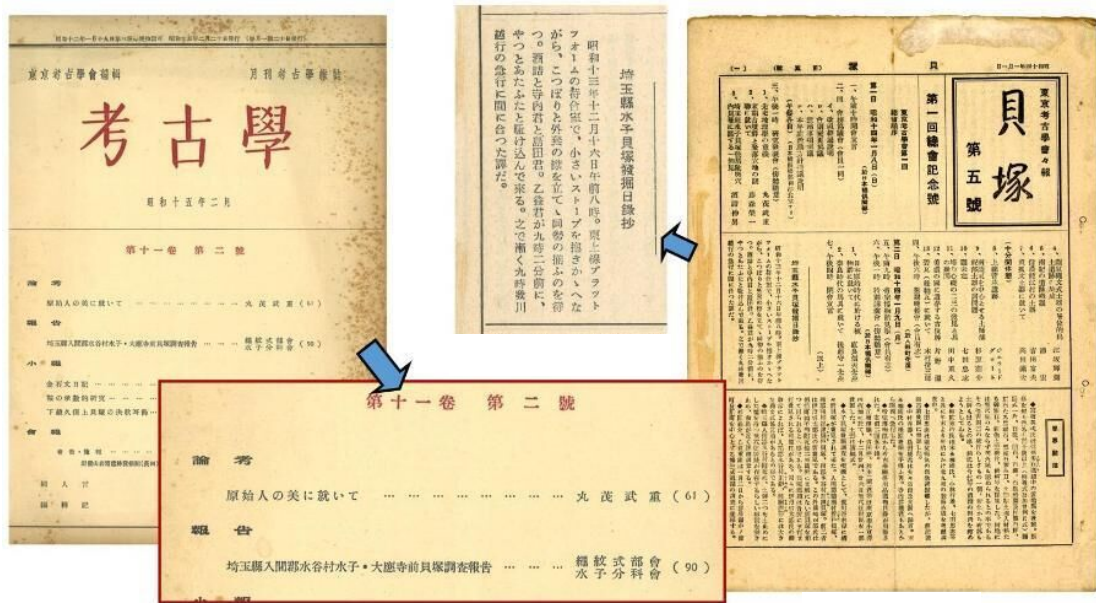


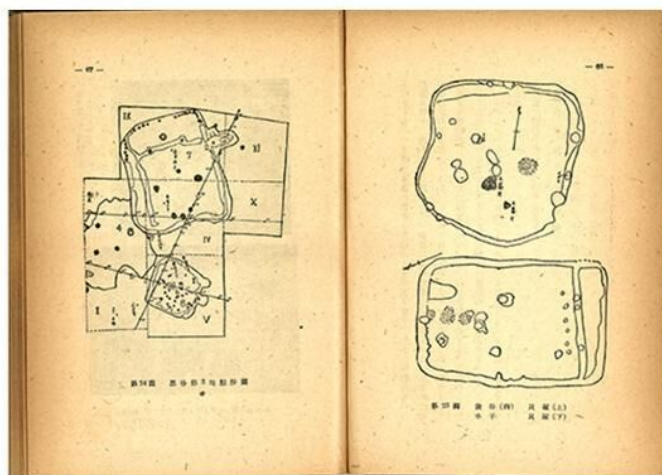
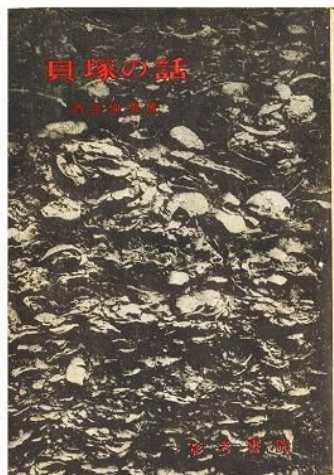
図 35 1 次調査



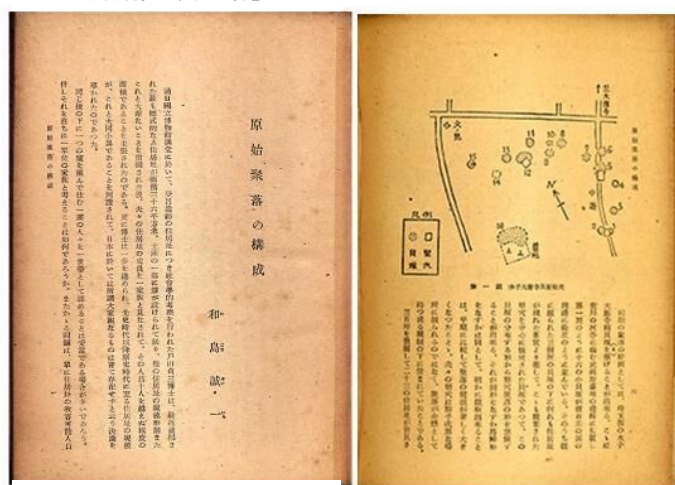
「考古学」第 11 巻第 2 号

「貝塚」第 5 号

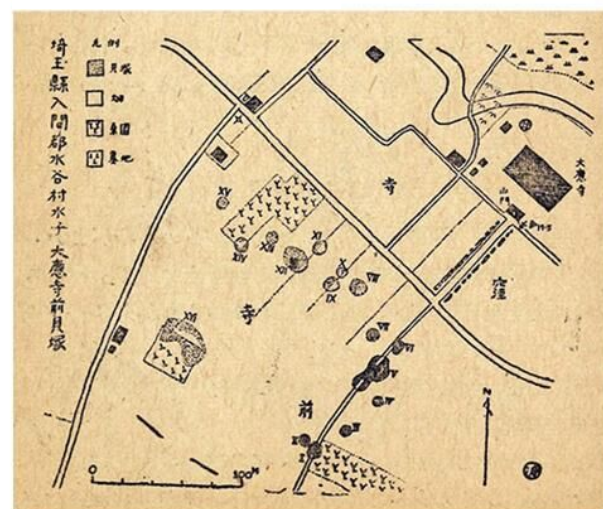
図 36 1 次調査・2 次調査の記録



酒詰仲男「貝塚の話」



和島誠一「原始聚落の構成」



酒詰仲男・篠達嘉彦・平井直志編「考古学辞典」

図37 水子貝塚が紹介された図書

3 史跡指定前の発掘調査

昭和42年(1967)1月3日から11日に農地改良(天地返し)に伴う記録保存のための発掘調査が富士見町教育委員会により実施されました(3次調査)。

3次調査は、財団法人資源科学研究所に属していた和島を調査担当とし、貝塚を伴う黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡1軒、中期住居跡1軒などが調査されました。また、ボーリングによる貝塚の分布調査も併せて実施され、環状に巡る50カ所の小貝塚が確認されました。

発掘調査終了後、富士見町では、水子貝塚の学術的価値を認識し、積極的に保存措置の手続きを進め、昭和42年(1967)5月に国史跡申請書を提出し、昭和44年(1969)9月9日に国史跡に指定されました(昭和44年9月9日付文部省告示第317号)。



3次調査の頃の大應寺付近

写真中央奥には大應寺の山門と本堂が見えます。

写真左の標柱は、富士見町の頃に設置されたもので、

「富士見村指定史跡大應寺貝塚」とあります。



3次調査・6号住居跡調査風景



貝塚の分布状況



6号住居跡出土土器

図38 3次調査

4 史跡指定後の発掘調査

昭和52年(1977)に「史跡水子貝塚保存管理計画」策定のための地表観察とボーリング調査を実施しました(4次調査)。これにより新たに16カ所の貝塚を確認し、昭和42年調査時のものと合せ計67カ所の貝塚が存在することが明らかとなりました。

昭和59年(1984)3月には「史跡水子貝塚保存整備基本計画」策定のための基礎資料の調査として、過去の調査地点を確認するためのトレンチ、貝塚を横断するトレンチなどを設定しました(5次調査)。横断トレンチでは縄文時代の小貝塚を伴う住居跡2軒、小貝塚を伴わない住居跡6軒(前期諸磯式期5軒、中期加曾利E式期1軒)、土坑・ピット10基、平安時代の住居跡・溝・土坑を確認しました。また、縄文時代の遺構配置については、おおむね最外郭に貝塚を伴う黒浜式期の住居跡があり、その内側に諸磯式期の住居跡があり、中心部は周囲より深く土坑が集中する様相が明らかとなりま

した。さらに、国家座標を基準として方眼を設け、1 m間隔のボーリングにより 58 カ所の小貝塚を確認しました。

平成2年(1990)からは3カ年計画で史跡整備に伴う基本資料の収集を目的とした発掘調査を実施しました(6次調査)。

平成2年12月から平成3年6月にかけて、史跡西部の遺構確認を行いました。縄文時代前期黒浜式期の住居跡2軒、古墳時代の住居跡等が確認されました。

平成3年(1991)9月から平成4年1月にかけては、ガイダンス施設(現水子貝塚展示館)建設予定地の発掘調査を実施しました。縄文時代前期黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡5軒、中期加曽利E式期の住居跡2軒、平安時代の住居跡1軒などが発見されました。引き続き史跡南部の貝塚を伴う2軒の住居跡の調査に着手し、平成4年12月まで約1年間実施しました。保存状態良好な貝塚から多量の土器や石器などの遺物が出土したほか、住居跡内に埋葬された人と犬の骨も発見され、水子貝塚を理解する上で貴重な資料を得ることができ、その成果は史跡整備や展示に反映されました。また、屋外トイレ建設予定地からは、古墳時代後期の住居跡などが発見され、水子貝塚は縄文時代前期黒浜式期・諸磯式期、中期加曽利E式期、弥生時代後期、古墳時代後期、平安時代の複合遺跡であることも明確となりました。

5 史跡整備に伴う発掘調査(6次調査)の成果

史跡整備に伴う基本資料の収集を目的として、15号、16号、17号の3軒の竪穴住居跡を発掘調査しました。15号住居跡と16号住居跡内は貝塚を伴っていました。また、3軒は重複関係にあり、17号→16号→15号の順で構築されていました。

①15号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸7.7m、短軸6.5m、深さ70cmを測ります。東側が出入口となり、西側の奥壁近くに炉が設置されています。4本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低4回の改築が認められる拡張住居です。

貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は70cmです。ヤマトシジミを主体とし、マガキ層、ハマグリ層、オオタニシ層を間に挟んで、28段階の堆積過程が認められ、堆積所要時間は数年間と推定されています。また、貝層中には焚火の痕跡もありました。

住居南西部の貝塚下から頭部を出入口(東)方向にした屈葬状態の人骨が出土しました。人骨を葬るための掘り込みや人骨を覆うための貝層は認められませんでした。人骨は壮年女性で推定身長は146.3cmです。出土したときには左を向いていましたが、やや手足がずれており、元々は仰向け姿勢だった可能性があります。また、骨の鑑定所見から葬送からしばらくは遺体がむき出しの状態であったとの指摘もあります。

さらに、人骨の南側に位置する柱穴の中から犬骨が出土しました。柱穴を利用して埋葬されたものと考えられます。

多量の土器片が出土し、復元可能なものが10個体以上ありました。中には甲信地方のものも含まれていました。近年実施したレプリカ法による圧痕調査によりシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体はイノシシ、シカ、タヌキなどの哺乳類、タンチョウなど鳥類、トビエイなどの魚類、炭化種実はおニグルミ、炭化材はクリ、おニグルミが出土しています。

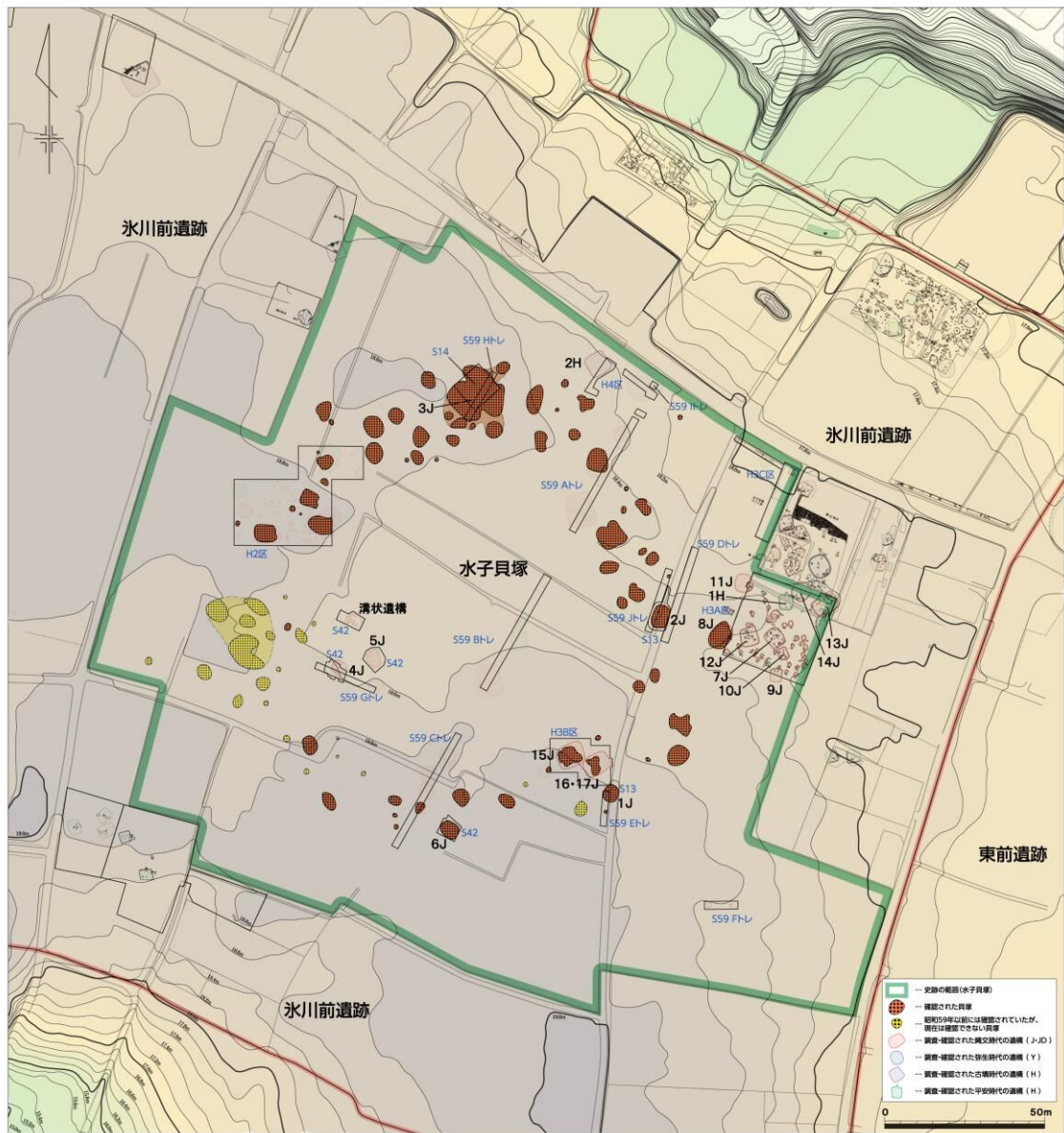


図 39 遺構配置図

番号	時代	時期	貝塚	調査年	番号	時代	時期	貝塚	調査年
1 J	縄文	前期・黒浜式	有	S13	11 J	縄文	中期・燧刷式	無	H3
2 J	縄文	前期・黒浜式	有	S13	12 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
3 J	縄文	前期・黒浜式	有	S14	13 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
4 J	縄文	中期後半	無	S42	14 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3
5 J	縄文	前期・諸磯式	無	S42	15 J	縄文	前期・黒浜式	有	H4
6 J	縄文	前期・黒浜式	有	S42	16 J	縄文	前期・黒浜式	有	H4
7 J	縄文	前期・諸磯式	無	H3	17 J	縄文	前期・黒浜式	無	H4
8 J	縄文	前期・黒浜式	有	H3	1 H	平安			H3
9 J	縄文	中期・燧刷式	無	H3	2 H	古墳	後期		H4
10 J	縄文	前期	無	H3					

表 1 発掘調査住居跡一覧

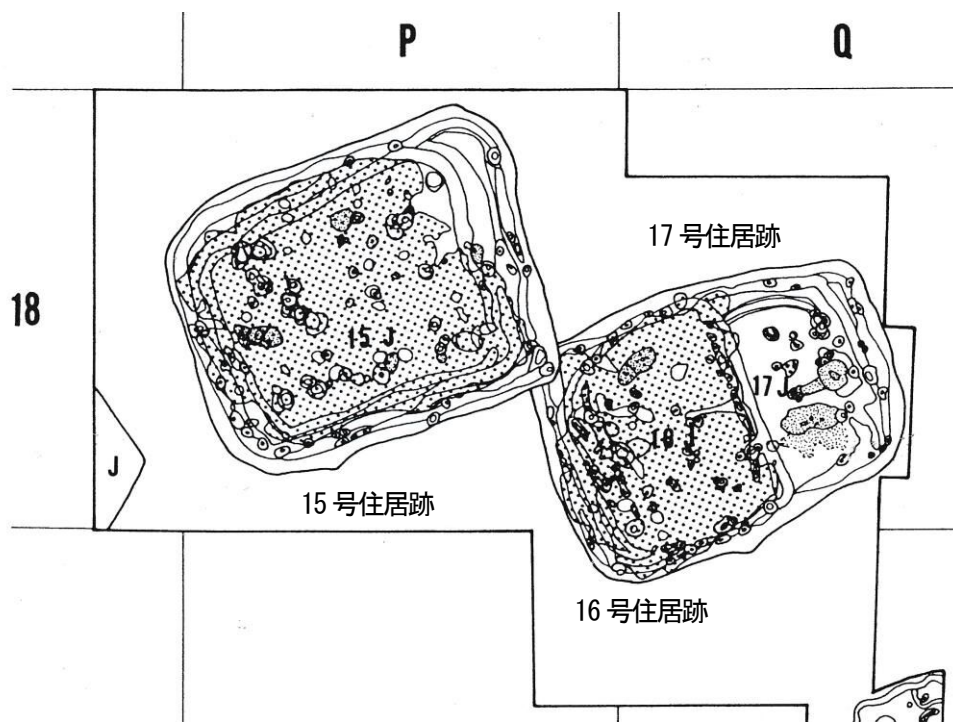


图40 15号·16号·17号住居跡配置図



图41 15号·16号·17号住居跡航空写真

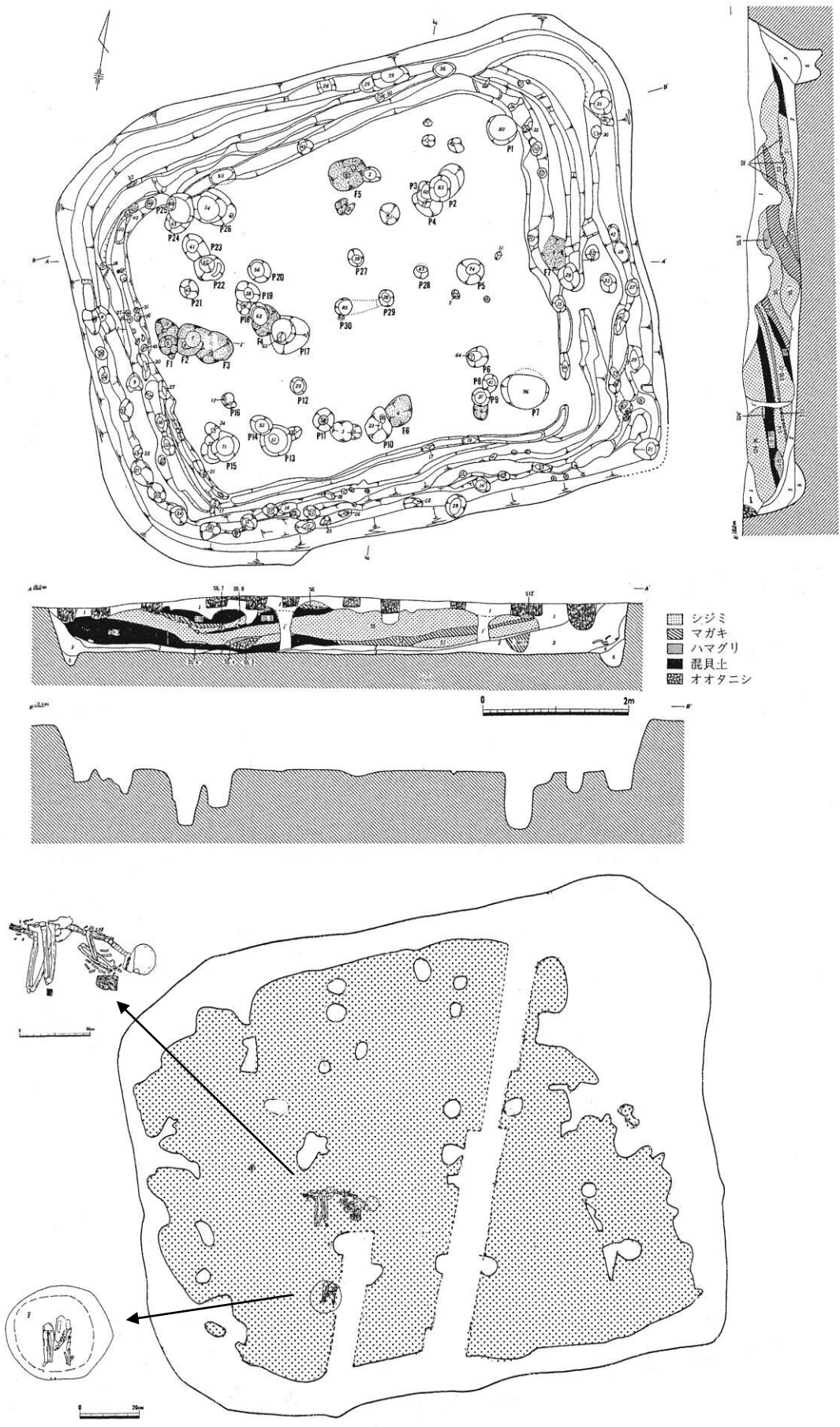


図42 15号住居跡平面図・断面図(上)、貝塚範囲・人骨・犬骨出土状態(下) (1/80)



图 43 15号住居跡貝塚露出状態



图 44 15号住居跡貝塚掘り下し状態



图 45 15号住居跡人骨出土状態



图 46 15号住居跡犬骨出土状態



图 47 15号住居跡土器出土状態①



图 48 15号住居跡土器出土状態②



图 49 15号住居跡完掘状態



图 50 15号住居跡出土土器

②17号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸8.2m、短軸6.0m、深さ80cmを測ります。西側が出入口となり、東側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低2回の改築が認められる拡張住居です。

③16号住居跡の調査概要

平面形は長方形で、長軸5.9m、短軸4.9m、深さ80cmを測ります。17号住居跡の東側1/3を埋めて東側の壁を新築し、北、西、南西側の壁を再利用して構築しています。南側が出入口となり、北側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低1回の改築が認められます。

貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は80cmです。38段階の堆積過程が認められ、マガキ層→ヤマトシジミ層→ハマグリ層の堆積サイクルが10回繰り返されており、それにより堆積所要時間は10年以上と想定されています。

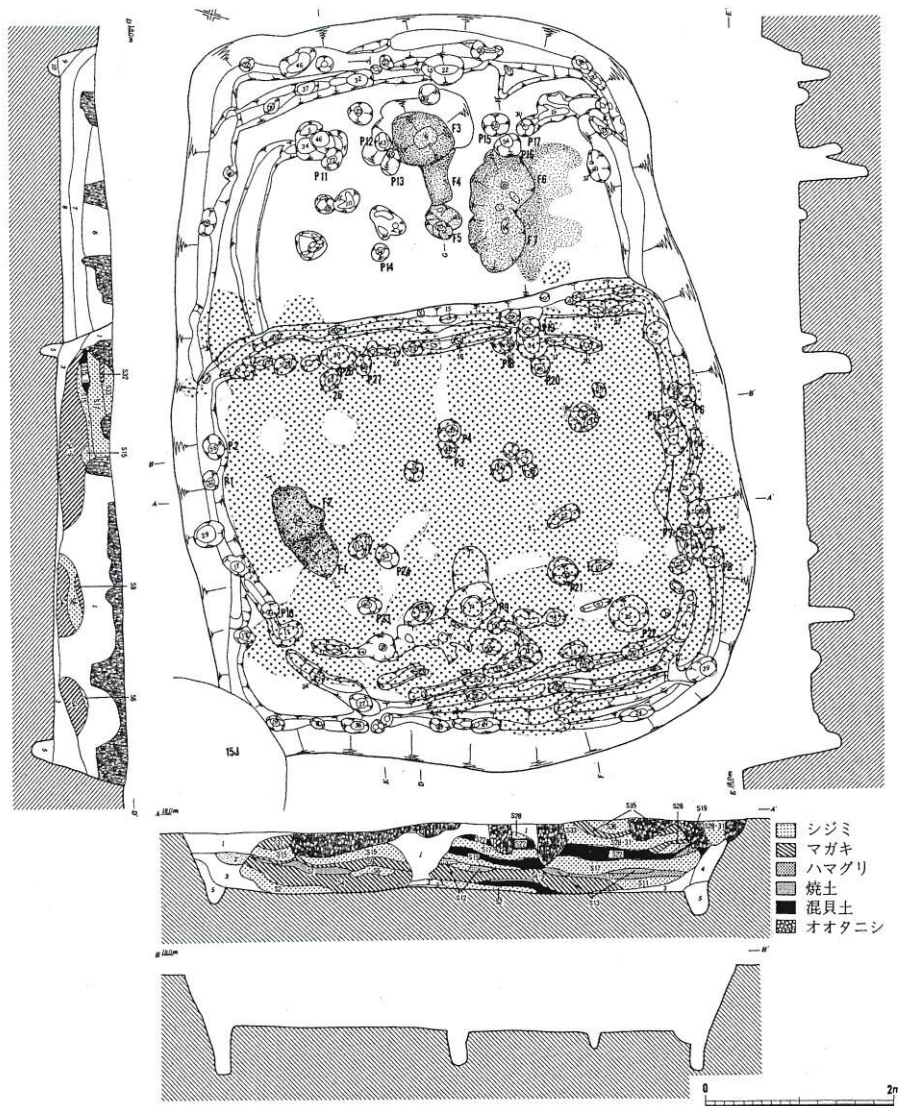


図51 16号・17号住居跡平面図・断面図 (1/80) ※網かけ部分=貝塚の範囲

多量の土器片が出土し、復元可能な個体が10個体以上ありました。また、15号住居跡と同様に甲信地方やシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体はイノシシ、シカなどの哺乳類、コイ、クロダイ、コチなどの魚類、アシハラガニ、炭化種実はオニグルミ、クヌギ、炭化材はクリ、コナラ、オニグルミなどが出土しています。



図52 16号住居跡貝塚露出状態



図53 16号・17号住居跡完掘状態



図54 16号・17号住居跡出土土器①



図55 16号・17号住居跡出土土器②



図56 15号住居跡出土石器



図57 15号・16号住居跡出土歯牙製・貝製装身具

④自然科学的分析

【貝塚の貝】

史跡整備に伴って発掘調査を実施した 15 号住居跡と 16 号住居跡には保存状態の良い貝塚が伴っていました。貝塚は汽水域（淡水と海水が混じる水域）に生息するヤマトシジミが 90%前後を占め、次いで泥底の干潟に生息するマガキ、砂底の干潟に生息するハマグリで認められています。

- ・汽水の貝 ヤマトシジミ
- ・淡水の貝 イシガイ、カワニナ、オオタニシなど
- ・泥底の干潟の貝 マガキ、オオノガイ、ハイガイ、オキシジミ、イタボガキなど
- ・砂底の干潟の貝 ハマグリ、シオフキ、アカニシ、サルボウ、アサリ、オキアサリ
- ・海の貝 カガミガイ、ツメタガイ、バイガイ、ナミマガシワ、イボキサゴなど

【15 号住居跡の人骨】

15 号住居跡に埋葬された人骨は、壮年期の女性で身長は 146.3 cm でした。前歯が激しくすり減っており、皮なめしなどで酷使したためと考えられています。骨の中にわずかに残されているタンパク質を抽出し、炭素と窒素の重さを調べると、そのタンパク質の元となった食物を推定できます。その分析の結果、水産物（魚・貝など）より陸産物（獣・植物など）に由来するタンパク質の方が多く、特に獣に由来するタンパク質が多いと推定されました。

また、犬骨を同様に調べた結果、人間以上に水産物を食べていたことがわかりました。



図 58 水子貝塚の人骨（頭骨）

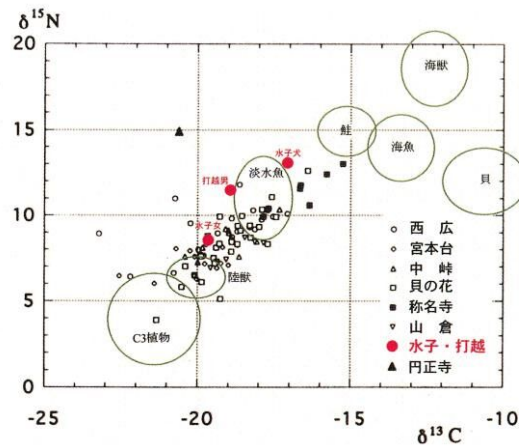


図 59 南関東地方の縄文貝塚出土人骨の炭素・窒素安定同位体

【炭化種実と炭化材など】

炭化種実として、オニグルミ、クリ、クヌギなどがあります。オニグルミの殻は丈夫で腐りにくいため、多く見つかる傾向にあります。1 点のみ見つかったクリの実は、大きさが 23mm で野生のクリとしては大きい方です。

炭化材は、クリが主体です。これは縄文時代の遺跡では一般的な傾向で、コナラやクヌギが多い弥生時代と対照的です。

炉跡や貝塚の中から見つかった灰に含まれるイネ科の植物のプラントオパール（植物の細胞組織に充填する非結晶珪酸体）を調べたところ、森林の下生えのクマザサ属型、明るいところを好むネザサ節型など、竹・笹類のプラントオパールが多く見つかりまし

た。また、屋根材に使われたと推定されるススキやチガヤなどのウシクサ族のプラントオパールも見つかっています。遺跡周辺には、ススキ原やネザサ節を主体としたササ原が存在していたと思われます。

住居跡	現場採取分(件数)					柱状試料浮遊分(点数)											
	オニグルミ	堅果	クヌギ近似	不明果実	クリ	合計	オニグルミ	コナラ亜属	ブナ科	キハダ	シソ科	モモ	イネ	オオムギ?	コムギ近似	アワ近似	不明
15住	45	1				46	115				1		4	1	1		
16住	28	18	8	1	1	56	25	1	3	3		4	2	1	1	1	14
備考	クルミは残りやすい					穀類は上部集中(後世の混入)											

住居跡	クリ	オニグルミ	コナラ節	タケ亜科	エノキ属	ケヤキ	クヌギ節	マツ属	その他	合計
15住	66	20		1		1			1	89
16住	73	10	5	4	2	1	1	1	3	100
備考	クリは腐りにくく鑑定しやすい									

表2 15号・16号住居跡出土の炭化種実(左)と炭化材(右)

【獣骨類】

- ・15号住居跡 魚類 トビエイ(2)、不明(9)
鳥類 タンチョウ(1)、不明(6)
哺乳類 タヌキ(1)、イノシシ(10)、シカ(13)、不明(45)
- ・16号住居跡 甲殻類 アシハラガニ(11)
魚類 アオザメ(1)、コイ(3)、クロダイ(4)、タイ(2)
カツオ(1)、コチ(1)、不明(28)
鳥類 不明(4)
哺乳類 ノウサギ(1)、タヌキ(1)、イノシシ(2)、シカ(1)
不明(7)

【周辺環境】

富士見江川の流れる低地部の山崎公園付近をボーリング調査しました。その結果、水子貝塚と同じ頃の地層から海水や汽水に生息する珪藻(植物プランクトン)が見つかりました。この付近まで海が広がっていたことが明らかとなりました。

花粉も分析したところ、コナラの仲間が最も多く、クリ属も目立ちます。台地上に落葉広葉樹が広がっていたことがわかります。

【土器圧痕】

土器表面の小さな穴をシリコンで型を取り電子顕微鏡で観察し、現生標本と比較して圧痕の正体を同定する「圧痕レプリカ法」により、水子貝塚の土器からシソ属、ニワトコ属のニワトコ、アズキ亜属のヤブツルアズキ、ダイズ属のツルマメの圧痕が多数確認されています。

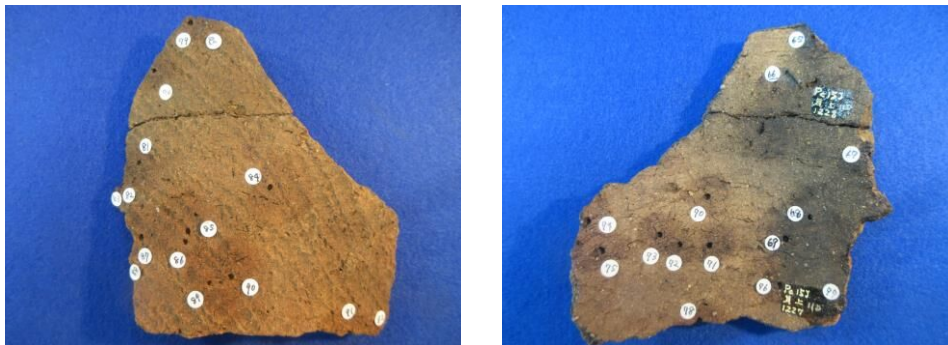


図60 シソ属の圧痕のある土器

これまでの調査成果のまとめ

- 76カ所の貝塚（小貝塚・地点貝塚ともいう）が直径160mの範囲に環状に分布している。
- 76カ所の貝塚の内、6カ所の貝塚が調査されており、すべて竪穴住居跡内に残されたものである。
- 6カ所の貝塚は、一緒に出土している土器から約6,000年前の縄文時代前期中頃に形成されたものである。それより古い時期の前期前半の住居跡は確認されておらず、新しい時期の前期後半の住居跡には貝塚が伴っていないことから、未調査の貝塚の時期も前期中頃のものとして推定される。
- 貝塚の貝殻は、汽水域に生息するヤマトシジミが90%を占め、次いで泥底の干潟に生息するマガキ、砂底の干潟に生息するハマグリが認められる。
- 15号住居跡の貝塚は数年、16号住居跡の貝塚は10年以上かけて堆積したものである。
- 15号住居跡の貝塚の下から、埋葬された壮年女性と犬の骨が出土した。縄文時代前期では稀な例である。人骨の科学分析により、水産物よりも陸産物を多く摂取していたことが明らかとなった。
- 貝塚からは、土器や石器のほかに、イノシシ、シカなどの哺乳類、コイ、クロダイ、コチなどの魚類、オニグルミ、クリ、クヌギの炭化種実が出土しており、縄文人が実際に食べていた食料を知ることができる。
- 縄文土器からシソ属、ニワトコ、ヤブツルアズキ、ツルマメの圧痕が多数確認された。
- 低地のボーリング調査により水子貝塚の位置する台地直下まで古入間湾が到達していたことが明らかとなった。



図61 水子貝塚と古入間湾（汽水域）

第3節 史跡の指定と公有地化

1 史跡の指定

昭和42年(1967)の発掘調査終了後、富士見町では水子貝塚の学術的価値を認識し、保存措置の手続きを進め、昭和42年(1967)5月に国史跡申請書を提出しました。

この時期は、平城宮跡の保存が決定し、加曽利貝塚の保存運動等が続いており、全国的に遺跡保存運動が活発でした。水子貝塚についても発掘関係者や文化財保護対策協議会、埼玉考古学会をはじめ多くの団体から保存要望が出されたようです。国史跡申請手続きが進む一方で、土地所有者への説明が充分に行われなかったことから指定への反対運動が起きました。

こうした中で、水子貝塚は昭和44年(1969)9月9日に国史跡に指定されました(昭和44年9月9日付文部省告示第317号)。また、昭和52年(1977)には文化庁より富士見市が文化財保護法第71条の2第1項の規定による管理団体に指定されました(昭和52年11月18日付庁保記第9の61号)。

【指定理由】

水子貝塚は、浦和市街地の西方約8.5km、荒川低地に面した武蔵野台地上にある縄文時代前期の貝塚である。貝塚は、直径約160mの環状に並んだ約50の小貝塚群からなり、小貝塚の多くは、直径4ないし8m程度で、主としてヤマトシジミなどの淡水産の貝殻で構成されている。昭和13年以来数回の発掘調査により乳棒状磨製石斧・打製石斧・石皿等の石器や、黒浜式土器などの縄文時代前期中頃の遺物がおもに出土している。

また、調査されたどの小貝塚の貝層下においても、長方形の平面をもつ竪穴住居跡が発見されていることから、本貝塚は、主として廃棄された竪穴住居の凹地に形成された貝塚と考えられる。

縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である。

このため、遺跡の全域(約3.3ha)を指定するものである。

【指定名称】

水子貝塚

【所在地】

埼玉県入間郡富士見町大字水子字寺前

【指定地番】

2003番、2006番の1、2007番、2008番、2009番、2010番、2011番の1、2012番の1、2013番の1、2013番の1、2014番の1、2015番、2016番、2017番、2018番の1、2019番の1、2020番、2021番、2029番、2030番、2031番、2032番、2033番、2034番、2035番、2036番、2037番、2038番、2039番、2040番、2041番、2042番、2043番、2044番、2045番の1、2045番の2、2046番、2047番、2051番、2052番、2053番、2055番、2056番、2057番、2058番、2059番、2060番、2061番、2062番、2063番、2064番、2065番、2066番、2067番、2068番、2069番、2070番、地域に介在する道路敷を含む(地番は指定当時、公有地化時に分筆あり)

2 史跡の公有地化

史跡指定後も国・県・町に対して土地所有者の史跡指定反対の陳情が行われましたが、昭和 45 年（1970）9 月には保存への協力が得られることとなり、地権者による水子貝塚保存会が結成されました。史跡指定地の地目は畑で、一部共同墓地が含まれています。

昭和 45 年から国庫・県費の補助金の交付を受けて史跡指定地の公有化に着手し、平成 4 年度に史跡指定地内の公有地計画地のすべての取得を完了しました。ただし、墓地については移転が難しいとの判断から取得対象から除外しています。

【公有地化にかかる経費】

土地取得年度	昭和 45 年度から平成 4 年度まで
土地取得費	総事業費 3,685,270,000 円
	内訳 直接買上 701,670,000 円
	先行取得 2,983,600,000 円
	(元利償還額 3,086,830,000 円)
指定地実測面積	39,346.85 m ²
取得面積	38,727.80 m ²
未取得面積	619.05 m ² (墓地部分)

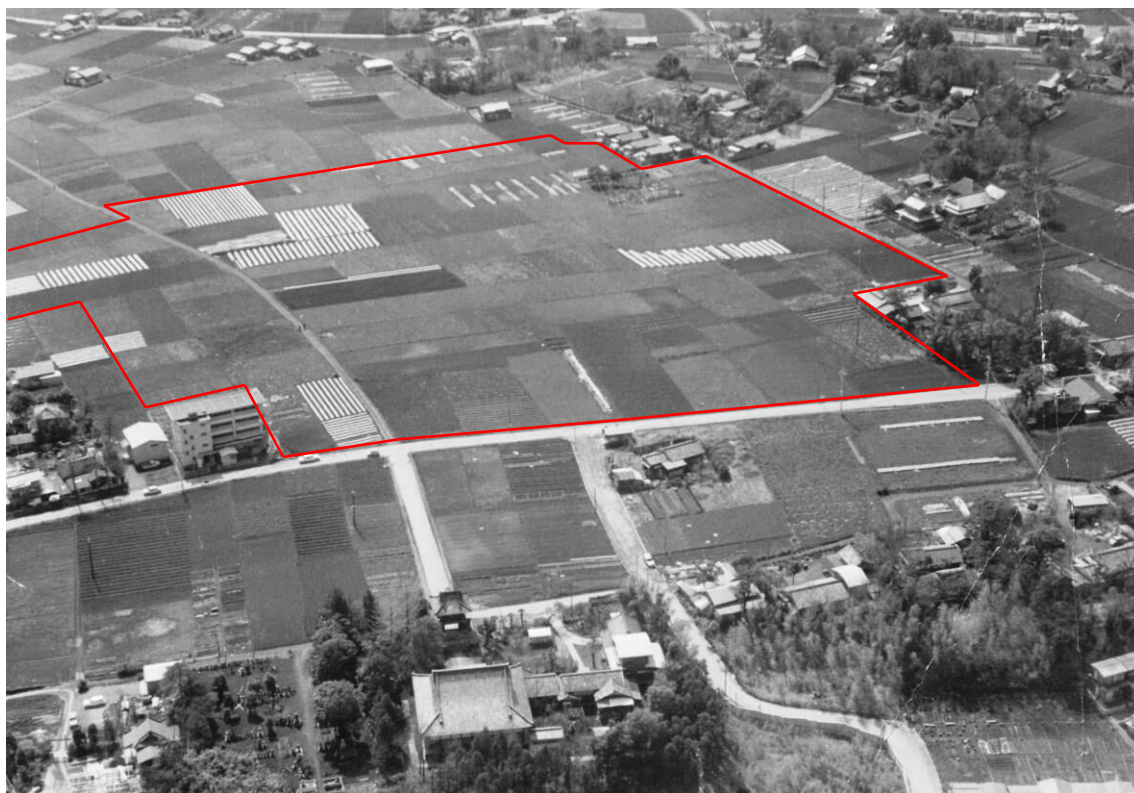


図 64 史跡指定時の航空写真

第4節 史跡の整備計画

1 保存管理計画の策定

昭和54年(1979)3月に史跡整備の基本方針となる「水子貝塚保存管理計画」を策定しました。遺跡を永久に保護・保存すること、史跡公園として市民の学習・憩いの場とすること、水子貝塚の特徴を明確に打ち出すこと、市全体の公園計画等を踏まえ土地利用及び周辺の開発と遺跡の保存を考慮すること、遺跡の範囲及び保存状態を正確に把握することを基本理念としています。その上で、貝層は露出せずに地中に現状保存すること、盛土した上で地点貝塚を白色の小石柱で表示すること、縄文時代の植生を復元すること、野外施設として復元住居を数棟建築すること、博物館を設置することなど具体的な環境整備計画案を作成しました。

2 保存整備基本計画の策定

昭和59年(1984)には「史跡水子貝塚保存整備基本計画」を策定し、調査計画、保存整備計画、博物館計画、管理運営計画等を示しました。

水子貝塚は、ほとんど発掘調査されておらず情報が限られているとの理由から、長期的な調査と保存整備が必要であると、以下のような具体案が提示されました。

・遺跡周辺地区

外部世界の浸透を遮断し、独自の空間を形成するために高さのある樹木の植栽が必要である。史跡の主入口付近には、野外展示広場を設置し、水子貝塚や他の関連遺跡との関係などを模型・説明板などわかりやすく展示する。また、ここを起点として遊歩道を巡らし所々にベンチや展示コーナーを設置する。

・遺跡中央地区

遺跡の中央部、主に地点貝塚の分布地域にあたり長期間調査の対象下に置かれることから、調査そのものを展示として市民に公開し、市民参加を促して「生きた野外博物館」として進める。

・調査結果を慎重に検討し、精密な保存方法を考慮した上で、竪穴住居の復元、最低1カ月程度の貝層の断面展示を行う。

・当面、確認されている地点貝塚上に低く盛土を施し、盛土上に新たな貝を固定散布して分布を表示し、水子貝塚の特性を示す。



図65 保存管理計画時の整備計画図

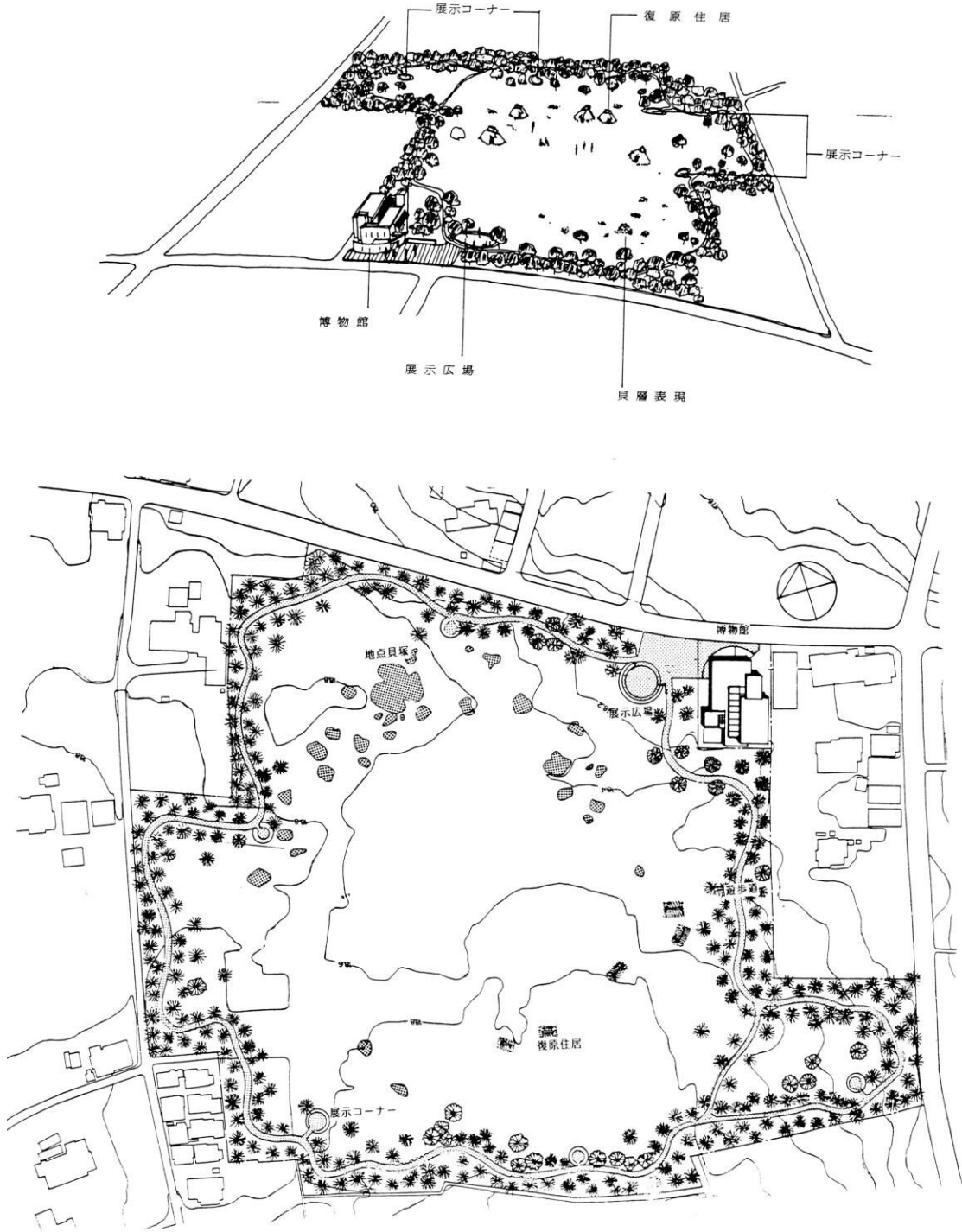


図 66 保存整備基本計画時の平面計画図及び鳥瞰図

3 史跡整備

①史跡整備の経過

平成2年(1990)には、史跡指定地の公有化計画予定地の買収の見込みがたち、富士見市実施計画では平成4年(1992)からの3カ年計画で「水子貝塚環境整備事業」が認定されました。それを受け、学識経験者からなる「水子貝塚専門調査研究委員会」を設置し、環境整備事業の具体的検討に着手しました。

平成3年(1991)に文化庁の史跡等活用特別事業に採択されたことにより、計画を1年早め整備事業に着手しました。平成3年は整備基本設計・実施設計、ガイダンス施設的设计、盛土工事、ガイダンス施設建築工事、平成4年はガイダンス施設設備工事、土留め・フェンス・貝塚表示躯体工事、平成5年は植生復元工事、復元住居建築工事、展示工事、園路舗装工事などを実施しました。

平成6年(1994)6月に市民公募により決定した「縄文ふれあい広場」の愛称を冠して「水子貝塚公園」として開園しました。

平成10年(1998)には市内上南畑にあった考古館を史跡隣接地に移転(平成12年に水子貝塚資料館に改称)し、史跡と資料館が一体となった野外博物館的施設となりました。また、平成12年には市内下南畑の埼玉県指定旧跡難波田氏館跡を整備した難波田城公園・難波田城資料館がオープンしました。近隣では例のない史跡と資料館が一体となった二つの施設が存在しています。

②整備基本設計時の整備方針

基本設計には、以下のような整備方針が示されています。

【公開・展示方針】

水子貝塚の特色を踏まえ、貝塚が形成された黒浜式期を対象に、大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示していくことを主目的とする。また、縄文海進と遺跡の関係、貝塚の形成等、遺跡の歴史的 content や意義を一般に楽しく分かりやすくガイダンス施設内で展示し、遺跡の理解を助ける。

イ 環状に地点貝塚が分布する集落の形態とスケールを示す

160mにわたり環状に貝塚が分布する様子を表すため、現在発見されている貝塚すべての標示を行う。貝塚標示とともに、縄文時代前期の集落形態を表すため、竪穴住居の復元を行う。住居の配置及び棟数は、現在までの限られた発掘範囲内での復元考察が困難なため、当面、平成3年度発掘住居跡2棟を中心とした地域に4～5棟の復元を計画するが、今後さらに学術的検討を進める。また、掘り込みのみを復元した竪穴住居跡を2基程度設け、建築復元などの体験学習に活用する。

ロ 縄文海進と水子貝塚の関係を示す

縄文海進時の水子貝塚周辺の地形や海岸線を示すため、武蔵野台地及び大宮台地の範囲を含めた大型地形模型をガイダンス施設内に設置する。また、当時の環境やそこにおける人々の生活、武蔵野・大宮台地の遺跡の変遷と水子貝塚の位置づけなどを、映像ソフト、イラストパネル等により展示する。

ハ 貝層の形成や出土状態を示す

貝層の出土状態や、それが廃棄された竪穴住居内に形成されたことを示すため、床面まで掘り上げた住居跡と、貝層の面でとどめた住居跡を型取りした遺構のレブ

リカをガイダンス施設内に展示する。この他、映像ソフトやパネル、遺物展示等により、形成の過程や廃棄された貝の種類、そこから推定できる人々の暮らし等を、口と関連させながら展示する。また、遺跡において、貝が地表に露出しているままの状態を見せる箇所を何カ所が設定することを検討する。

ニ 水子貝塚に住んだ人々の生活の様子を示す

水子貝塚に住み暮らした人々の生活の様子を示すため、壮年女性及び犬の骨が発見された 15 号住居跡の内部に、レプリカ及び人形を配置し、一家の生活の様子を再現する。また、ガイダンス施設において、縄文時代の生活の様子を、映像ソフトを中心に説明を行う。

【総合配置方針】

イ 遺構が分布する範囲は、遺跡のスケール及び形態をできるかぎり自然な状態で示すことを第一義とし、遺構以外の施設は設置しない方針とする。遺構分布範囲を囲むように園路を設け、利便施設等は主にこの園路外側に設置する。

ロ 将来ガイダンス施設と一体となった利用・活用が検討されている「(仮称) 富士見市立考古資料館」の計画を踏まえ、ガイダンス施設は資料館予定地に隣接した指定地北東隅に設置する。ガイダンス施設内には便所を併設する。

ハ 土器作り、縄文料理の試食会などの体験学習が行えるゾーンをガイダンス施設周辺に設ける。

ニ 園路周辺と指定地周囲を中心に、高・中木を配栽し、緑陰及びバッファとする。

ホ 遺跡の全容が見渡せる展望台を南側植栽帯内に設ける。

ヘ 主出入口は、アプローチ道路に面した指定地北側に設けることとする。

ト 団体見学者の来訪に対応できるよう、史跡内にも便所を1カ所設けるものとする。給排水の引き込みが容易なよう、指定地北側道路に面した場所とする。

③整備基本計画からの主な変更点

- ・ガイダンス施設、展望台、トイレ、物品庫を設置
- ・貝塚標示を貝殻から陶片に素材変更
- ・出入口を北側に加え、西側と南側にも追加
- ・体験学習用として竪穴住居跡2棟、学習広場を設置



図 67 整備基本設計時の鳥瞰図

第5節 史跡の整備と活用

1 施設の概要

水子貝塚公園は、史跡の保存と活用を目的に平成3年度から3カ年計画で整備を実施し、平成6年（1994）6月に開園しました。敷地面積は約4haで、縄文の村をイメージした園内は5棟の「復元住居」、丸い白タイルを敷き詰めた「貝塚表示」、当時の植生を再現した「縄文の森」、「水子貝塚展示館」などから構成されています。

5棟の復元住居のうち、15号復元住居には縄文人の人形を置くなどして当時の住居内の生活の様子や家族を再現しています。

公園外周の縄文の森には、ケヤキ、クヌギ、コナラなど56種、約11,000本を植栽しており、森の中で営まれた縄文の村の雰囲気づくりに一役かっています。夏はカブトムシやクワガタムシを捕獲しに来る子どもや親子の姿が絶えず、秋に取れる木の実は「縄文クッキーづくり」の材料などに利用しています。また、伐採した枝は土器焼成の薪として利用し、落ち葉も畑の肥料として持ち帰る人が年々増えています。

ガイダンス施設である「水子貝塚展示館」は、大型モニターによる水子貝塚の解説映像、15号住居跡と16号住居跡の実物大模型をはじめ、貝塚の剥ぎ取り断面や出土した土器などの資料を展示しています。特に、住居内に埋葬された人骨や犬の骨、犬歯・サメ歯のペンダントなどは全国的にも珍しく、水子貝塚ならではの出土品といえます。土・日・祝日には、市民ボランティアの「市民学芸員」による展示解説も行っています。

史跡隣接地の水子貝塚資料館は、市内の遺跡から出土した旧石器時代から平安時代までの考古資料約500点を常設展示しています。教育普及事業も積極的に行っており、「まが玉づくり」や「土器づくり教室」など、様々な催し物を定期的に行っています。また、水子貝塚公園の活用と地域活性化の一環として、毎年9月の第一土曜日には野外映画会「星空シアター」を地元の方々との協働により開催しています。地域のイベントとして定着し毎回3,000人以上の人出があります。

2 整備の内容

①整備方針

水子貝塚の特色をふまえ、貝塚が形成された縄文前期黒浜式期を対象に、大規模や環状集落である遺跡の形態及びスケールを示していくことを主目的としています。

また、縄文海進と遺跡の関係、貝塚の形成等、遺跡の歴史的 content や意義を一般に楽しく分かりやすくガイダンス施設で展示し、遺跡の理解を助けるようにしています。

②所在地

埼玉県富士見市大字水子2003番地1

③敷地面積

38,727.80 m²（史跡指定地面積 39,346.85 m²）

④整備内容

【保存盛土】

遺構保護のために、遺構面から100cmを基準とし、史跡指定地全域に現況面から平均50cm程度の盛土をしました。

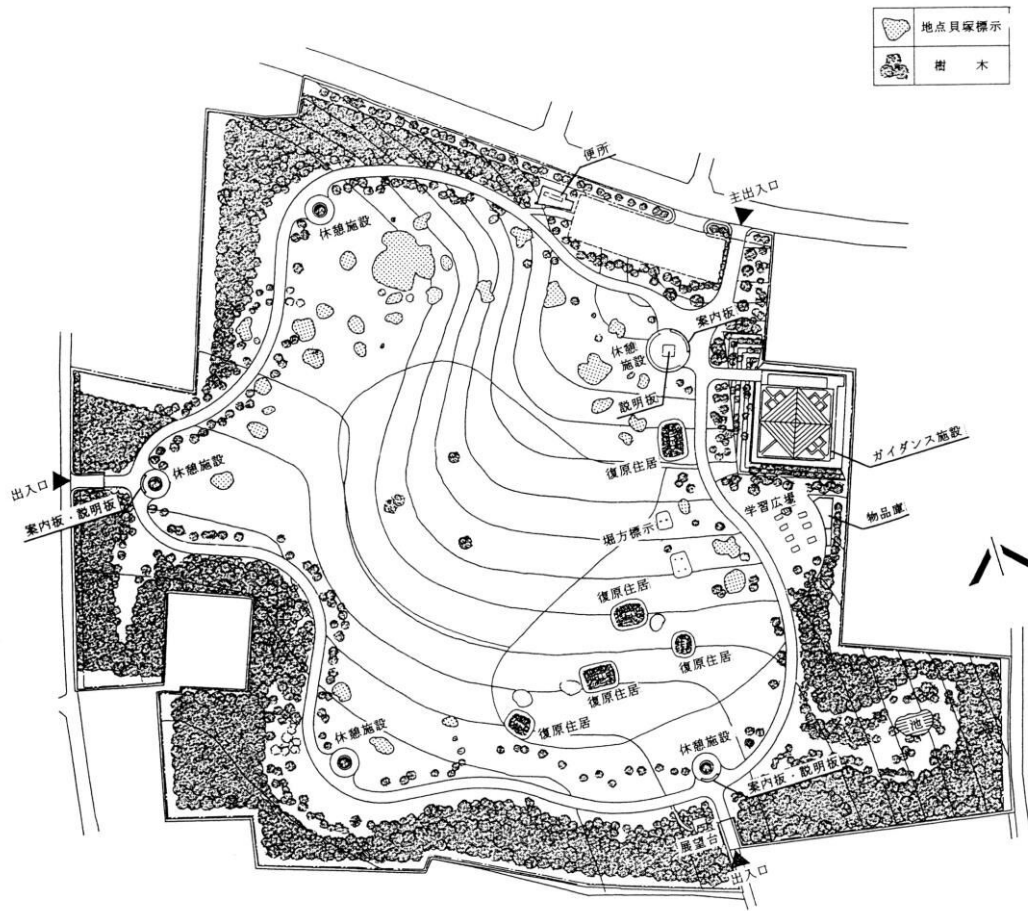


図 68 史跡整備配置図



図 69 史跡整備完了時の航空写真

【復元住居等の展示物】

復元住居等の展示物については史跡等活用特別事業の指針は「これまでの平面的整備に対して、立体的整備を行うことで、史跡等の歴史的空間を視覚的に把握できるようにしようとしたものである。平面表示と説明文で理解しようとするより、視覚による実物大復元の映像の方が、見学者にとって説明を抜きにした理解を得やすいことはいうまでもない」としています。水子貝塚の歴史的空間の復元にあたっては、当該指針をふまえ復元住居、竪穴住居跡、貝塚の所在表示、縄文時代の植生復元を行って、縄文時代の集落景観の復元、集落の形態及び貝塚の規模を表現しました。

・復元住居

発掘された住居跡のうち、貝塚形成期の黒浜式期に属し保存状態が良好なものを5軒選び復元しました。住居周囲は竪穴掘削時の残土処理と雨水侵入防止を兼ねて周堤を築き、屋根は寄棟造りの茅葺きで、煙出しは設置していません。

1号 長軸5.1m 短軸4.2m 深さ30cm 4本主柱 原位置復元 内部非公開

2号 長軸7.7m 短軸4.4m 深さ70cm 6本主柱 原位置復元 内部公開

6号 長軸5.3m 短軸4.5m 深さ70cm 4本主柱 原位置復元 内部非公開

15号 長軸7.2m 短軸5.7m 深さ70cm 4本主柱 原位置復元 内部展示

17号 長軸7.7m 短軸4.4m 深さ50cm 6本主柱 任意位置復元 内部非公開

・竪穴住居跡

6号と16号をモデルとし復元しました。居住中の竪穴住居、廃棄された竪穴住居跡、埋まりつつあり貝殻が遺棄された竪穴住居跡の三者が一体となって集落景観を構成するという想定に基づくもので、自然に埋没する過程も再現することも意図しています。

竪穴住居復元体験学習にも利用する計画でした。

・貝塚表示

貝塚の分布範囲をモルタル躯体に磁器の焼成時に器台とする「ハマ」を表面に貼付けて表示したものを42カ所、貝殻を散布したものを2カ所設置しました。

・植生復元

史跡公園としての修景植栽及び集落景観の構成要素としての縄文の森の植生復元という二つの目標を立て、配置計画を立てました。

園路周辺及び外周に植栽する中・高木は、富士見市の現況植生と縄文時代の復元植生を参考にした樹種構成を基本としています。園路内側に配する樹木は、遺構の保護を考慮し、できる限り浅根性のものとし、中央の地被類は自然な景観となるように野草を基本としながら多様な利用が可能となるように一部芝生も取り入れました。また、利用・活用にも有用で、且つ野鳥・昆虫を集められる樹種の植栽を行いました。

縄文時代の植生復元にあたっては、遺跡内で検出された植物遺存体資料や水子貝塚周辺の低地のボーリング調査で採集した資料、関連遺跡のデータを参考としました。

以上の想定に基づき植栽した樹木は、56種、11,029本です。

高木 コナラ (341)、クヌギ (268)、ケヤキ (65)、シラカシ (147)、アラカシ (142)、スダジイ (67)、クスノキ (4)、ソヨゴ (47)、サルスベリ (5)、ムクノキ (29)、アカシデ (124) ブナ (16)、ハウノキ (5)、ヤマザクラ (38)、リョウブ (102)、ネムノキ (3)、マテバシイ (90)、ス

ダジイ (67)、エゴノキ (15)、エノキ (24)、トチノキ (9)、クリ (63)、オニグルミ (10) など約1,700本

中木 ヤブツバキ (372)、オトコヨウゾメ (30)、ガマズミ (32)、マユミ (16)、ムラサキシキブ (73)、ヤダケ (380)、アオキ (528) など約1,500本

低木 ウツギ (1,963)、クマザサ (1,822)、オカメザサ (2,640)、ヒサカキ (508)、サザンカ (316) など約7,800本

【学習関連施設】

- ・説明広場 1カ所
- ・野外学習広場 テーブル7台
- ・展示館 (鉄筋コンクリート造 平屋建て 建築面積約450㎡)

【その他の施設】

- ・便所 1棟
- ・物品庫 1棟
- ・展望台 1棟
- ・サークルベンチ 4箇所



図70 水子貝塚展示館 (ガイダンス施設)



図71 復元住居



図72 竪穴住居跡



図73 サークルベンチ



図74 展望台



図75 正門 (北門)

⑤公園整備事業費

公園整備費総額 765,857,000円

(うち国補助金151,500,000円 県補助金50,499,000円)

- ・委託料 (設計、工事監理、展示製作など) 132,195,000円
- ・工事請負費 593,423,000円
- ・事務費 40,239,000円

3 史跡の管理

史跡の管理・運営は富士見市の直営で、史跡隣接地に建てられている富士見市立水子貝塚資料館で行っています。

水子貝塚資料館は、市内上南畑にあった考古館を平成 10 年（1998）に移転したものです。また、平成 14 年（2002）には史跡南側の土地を取得（一部財務省から無償貸借）し、駐車場を設置しました。

平成 12 年（2000）から市民との協働による施設運営と生涯学習の推進を目的とした市民学芸員制度を導入しました。「市民学芸員養成講座」を修了した受講生の中で希望者を登録し、休日の園内ガイドや主催イベントの補助などの活動を行っています。

【休園日】

無し

【開園時間】

4月～9月 9:00～18:00

10月～3月 9:00～17:00

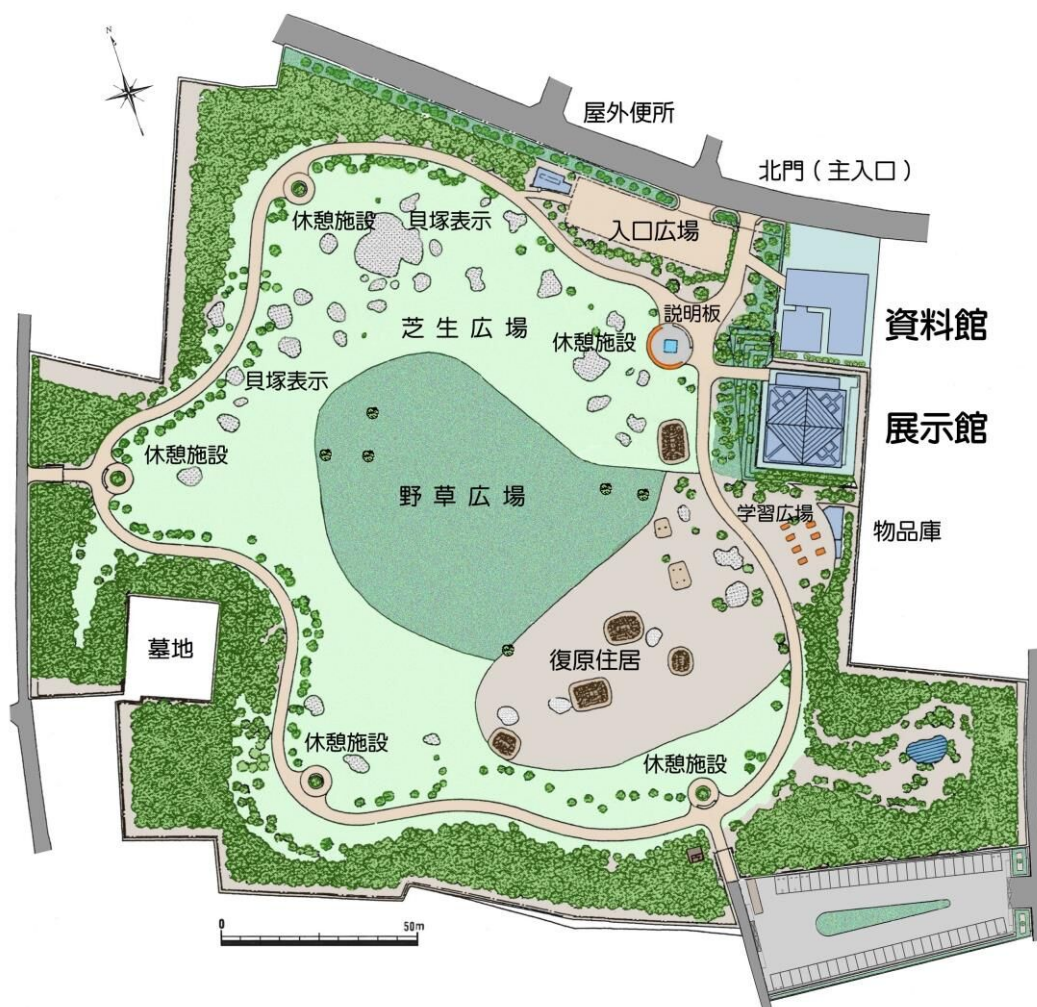


図 76 史跡水子貝塚公園平面図

4 史跡の活用

公園の来園者数の統計はとっていませんが、資料館の入館者は年間約 48,000 人です。公園利用の傾向としては、歴史学習や憩いの場としてはもちろん、ウォーキングなどの軽スポーツや遊び場としても利用されています。

学校教育との連携では、小学校6年生の社会科の歴史学習の場として定着しています。市内外の小学校から見学依頼があり、展示館での水子貝塚の解説映像の鑑賞、資料館での実物の土器や石器を手にとっての観察、復元住居内の見学、火起こしの体験をクラス単位にローテーションで行っています。また、全校遠足での利用もあります。

公園施設を活用した事業としては、「水子貝塚星空シアター」や「縄文土器づくり教室」、展示館を利用したコンサートなどを実施しており、毎年多くの参加者があります。



図 77 小学校社会科見学（復元住居）



図 78 小学校社会科見学（火起こし体験）



図 79 縄文土器づくり教室（土器の焼成）



図 80 学習広場での「まが玉づくり」



図 81 水子貝塚星空シアター

第6節 管理と活用の経過

1 管理の経過

平成6年から令和3年までの施設の管理に関わる主な経過は、以下のとおりです。

実施年度	内 容	理 由
平成6年度	開園 考古館職員が隣接地の仮設管理事務所に常駐し管理を開始	
平成8年度	学習広場の木製イス修繕 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
	復元住居の燻蒸を専門業者に委託	防腐防虫のため（現在まで継続中）
平成9年度	資料館の管理棟竣工	
	竪穴住居跡の小屋組み修繕	腐食のため
平成10年度	資料館の展示棟竣工 考古館を移転	
平成12年度	考古館を水子貝塚資料館に改称	
平成13年度	サークルベンチの木製座板修繕	腐食のため
平成14年度	南駐車場の竣工・供用開始	
平成15年度	15号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成16年度	2号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
	樹木の剪定開始	現在まで継続
平成17年度	6号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
	学習広場のテーブル修繕（2台） 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
平成18年度	1号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成19年度	17号復元住居の屋根差し茅修繕	劣化のため
平成20年度	展示館屋上の防水工事	
	竪穴住居跡の小屋組み修繕	腐食のため
平成21年度	園路の舗装修繕 透水性着色コンクリート舗装に変更	当初の土系舗装の表層が剥がれ路盤が露出したため
平成23年度	トイレ・物品庫の屋上防水・外壁塗装工事	
平成24年度	学習広場のテーブル修繕（5台） 擬木コンクリート製に交換	腐食のため
	展望台の修繕 根太、床板、階段手すりの部材交換	腐食のため
	サークルベンチの木製座板修繕 人工木材に変更	腐食のため
平成25年度	15号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成26年度	2号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成27年度	6号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成28年度	1号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
平成29年度	17号復元住居の修理工事	茅屋根の腐食、竪穴壁の崩落のため
令和3年度	園路灯の修繕（LED化）	劣化、損傷のため

2 活用の経過

平成6年から令和3年までの水子貝塚公園を活用した事業は、以下のとおりです。

実施年度	内 容	備 考
平成6年度	水子貝塚公園オープン記念 水子貝塚まつり 土器づくり教室	9月 9月～12月
平成7年度	夏休み親子考古学教室 土器づくり教室	8月 9月～12月
平成8年度	水子貝塚星空シアター 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 9月～12月 12月～1月
平成9年度	水子貝塚星空シアター 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 10月～12月 9月～11月 12月～1月
平成10年度	水子貝塚星空シアター 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	8月 10月 5月～11月 1月～3月 12月～1月
平成11年度	水子貝塚星空シアター 子ども土器づくり教室 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会	7月 7月 8月 5月～11月 9月～11月 12月～1月
平成12年度	水子貝塚星空シアター 子ども土器づくり教室 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 石器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 さわやか森コンサート	9月 7月 8月 5月～11月 9月～10月 11月 12月～1月 1月
平成13年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 8月～9月 10月 5月～10月 10月～12月 12月～1月 7月
平成14年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 10月 5月～10月 2月～3月 12月～1月 3月

平成15年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 自然観察会 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート 茅葺き屋根講習会・差し茅体験	9月 7月～8月 11月 4月～10月 10月～12月 12月～1月 2月 10月
平成16年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 たこづくり講習会・たこあげ大会 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 1月～3月 12月～1月 2月
平成17年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成18年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成19年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成20年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 2月
平成21年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月
平成22年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月
平成23年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月～8月 通年 10月～12月 11月

平成24年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 12月
平成25年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 12月
平成26年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 熱気球の係留フライトと野外コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 2月 11月
平成27年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 熱気球の係留フライト 6号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 9月～12月 11月 11月 2月
平成28年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 1号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 10月～12月 11月 2月
平成29年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート 17号復元住居修理見学会	9月 7月 通年 10月～12月 10月 2月
平成30年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド 土器づくり教室 縄文の森コンサート	9月 7月 通年 9月～12月 11月
令和元年度	水子貝塚星空シアター 夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド	9月 7月 通年
令和2年度	夏休み縄文体験 土曜おもしろミュージアランド	7月 通年
令和3年度	土器づくり教室 土曜おもしろミュージアランド	1月～2月 通年

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡としての価値

史跡指定の理由となった「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である」という水子貝塚の評価は、指定から50年以上経過した現在でも変わりありません。

水子貝塚は、昭和10年代から存在が注目され、環状集落の成立期の典型的な事例として取り上げられてきており、考古学研究の進展に重要な役割をはたしてきました。水子貝塚の特徴は、76カ所の小貝塚が環状に分布していることです。そのうちの6カ所が発掘調査されており、そのすべてが竪穴住居跡内に存在しており、約6,000年前の縄文時代前期中頃の時期に相当することが明らかとなっています。縄文時代前期の貝塚は、廃絶され窪地化した竪穴住居跡に貝殻を遺棄しています。小貝塚のすべてが竪穴住居跡の中にあり、また17号住居跡のように貝塚を伴わない竪穴住居跡も存在すると仮定すると、前期中頃の竪穴住居跡が100軒以上埋蔵されていると推定されます。水子貝塚の集落の存続期間はおよそ200年間と想定されています。15住居跡・16号住居跡・17号住居跡の重複に見られるように、環状の76カ所の小貝塚と100軒以上の竪穴住居跡は一度に存在していたわけではなく、200年間の累積によるものです。

関東地方には、約300カ所の縄文時代前期の貝塚があります。水子貝塚と同じ前期中頃の貝塚で全容がわかる例として、ふじみ野市上福岡貝塚（竪穴住居跡32軒、小貝塚24カ所）、蓮田市黒浜貝塚（竪穴住居跡43軒、小貝塚6カ所）、春日部市犬塚遺跡（竪穴住居跡25軒、小貝塚15カ所）、我孫子市柴崎遺跡（竪穴住居跡50軒、小貝塚26カ所）、野田市槇の内貝塚（竪穴住居跡18軒、小貝塚11カ所）、柏市鴻ノ巣遺跡（竪穴住居跡21軒、小貝塚10カ所）・大松遺跡（竪穴住居跡45軒、小貝塚16カ所）小山台遺跡（竪穴住居跡26軒、小貝塚9カ所）・駒形遺跡（竪穴住居跡32軒、小貝塚9カ所）・富士見遺跡（竪穴住居跡84軒、小貝塚9カ所）、横浜市南堀貝塚（竪穴住居跡12軒、小貝塚無し）などがあります。それらと比較すると、水子貝塚の貝塚や推定される竪穴住居跡の数がいかに多いかがわかります。全国的に見ても、その規模は突出しています。

水子貝塚の最大の特徴である環状に分布する小貝塚すべてが破壊されず手つかずの状態であることは、史跡としての価値を高める重要な要素です。これは、開発が進む前の昭和40年代に遺跡の価値を認識し早い段階から保存に取り組んだこと、土地の公有地化にあたり土地所有者の理解と協力があつたことによるものであり、文化財保護の成果として評価されます。

水子貝塚の西側には縄文時代早期の終末から前期前半にかけての集落である打越遺跡が存在します。打越遺跡では前期中頃には集落規模が縮小し、それに代わり水子貝塚で集落が成立します。打越遺跡から水子貝塚に村が移動したことが考えられます。打越遺跡と水子貝塚を合わせて考えると、縄文海進時に大規模な集落が1,500年以上も長期的

に営まれていたこととなります。両遺跡は、豊富な海産資源を背景に成立した拠点的集落だったと想定されます。水子貝塚からは、甲信地方の土器も出土していることから入間川流域をはじめとする内陸部とも接点がありました。いわば山と海の文化をつなぐ要衝地域であり、他地域から多くの縄文人が訪れた交流拠点であったことも考えられ、縄文人の行動を知る上で鍵を握る極めて重要な遺跡であるといえます。

貝塚が貴重とされる理由として、貝殻の炭酸カルシウム成分によって酸性土壌が中和され、通常酸性土壌の遺跡ではなくなってしまう獣や魚の骨などが良好な状態で残存していることがあげられます。水子貝塚からも多くの獣や魚の骨が出土しています。それらを分析することによって水子貝塚に暮らしていた人々が何を食べ、どのような環境下で暮らしていたかを具体的に知ることができます。さらに15号住居跡から出土した人骨と犬骨は、縄文時代前期の埋葬形態を知ることのできる希少な事例であり、貝塚ならではの資料といえます。

水子貝塚は、ごく一部の発掘調査にも関わらず縄文海進時における人々のくらしや自然環境を知る貴重な情報を提示しています。史跡全域には想像を超える膨大な資料が内包されていると考えられ、縄文文化を解明する上でとても貴重であり価値の高い遺跡であるといえます。

水子貝塚の本質的価値

- 縄文時代前期の76カ所からなる環状の小貝塚群は全国最大級である。
- 縄文時代前期の環状集落として全国最大級である。
- 貝塚と環状集落全域が良好な状態で保存されている。



図82 水子貝塚公園航空写真（北東から撮影）

第2節 史跡公園としての価値

水子貝塚公園は、5棟の復元住居や貝塚の表示、コナラやクスギなどの樹木の植栽などによって縄文時代の景観を再現した史跡公園です。また、水子貝塚のガイダンス施設である水子貝塚展示館、さらに水子貝塚資料館を併設しており、水子貝塚や富士見の原始古代の歴史について総合的に学ぶことができます。昭和54年（1979）に策定した保存管理計画で示した地点貝塚の表示、植樹による縄文時代の植生復元と周辺地域から隔絶した空間づくり、復元住居の建築、古代の村の中央部で展開された生活を考えることができ市民が活用できる広場、水子貝塚を理解することができ史跡公園を管理運営する博物館の設置という基本的な整備の方針は具体化されています。

整備計画中の史跡もありますが、水子貝塚公園のように遺跡全体が保存され、復元住居などを立体的に整備し、資料館や博物館と一体となった縄文時代の史跡公園はあまりありません。

【関東甲信地方の復元住居等の立体的整備や博物館等を併設する縄文時代の史跡公園】

- ・埼玉県
水子貝塚（富士見市 ガイダンス施設・資料館併設）
- ・神奈川県
勝坂遺跡（相模原市 ガイダンス施設併設）
三殿台遺跡（横浜市 考古館併設 縄文～古墳）
大塚・歳勝土遺跡（横浜市 博物館隣接 ※弥生時代）
- ・千葉県
加曽利貝塚（千葉市 博物館併設）
- ・茨城県
上高津貝塚（土浦市 考古資料館併設）
- ・群馬県
矢瀬遺跡（みなかみ町 親水公園内 資料館近接）
- ・栃木県
根古谷台遺跡（宇都宮市 ガイダンス施設併設）
寺野東遺跡（小山市 ガイダンス施設併設）
- ・山梨県
金生遺跡（北杜市 復元住居3棟）
梅ノ木遺跡（北杜市 ガイダンス施設併設）
- ・長野県
尖石石器時代遺跡（茅野市 博物館隣接）
平出遺跡（塩尻市 ガイダンス施設併設）
井戸尻遺跡（富士見町 考古館隣接）
大深山遺跡（川上村 復元住居）



図83 根古谷台遺跡の復元住居



図84 井戸尻遺跡の復元住居



図85 平出遺跡の復元住居



図86 尖石遺跡の復元住居

第3節 都市公園としての価値

水子貝塚公園は、昭和45年（1970）12月に都市計画決定されています。都市計画法第11条の規定による都市施設であり、都市計画運用指針による「特殊公園（歴史公園）」に該当します。ただし、条例では独自に「富士見市歴史の広場条例」を制定しており、市都市公園条例の対象から除外されています。

昭和54年（1979）策定の保存管理計画では水子貝塚の公園化にあたっては、市民が史跡としての重要性を理解しやすいこと、容易に利用でき親しみやすい施設であること、国指定の史跡であると他に誇れる施設であること、周辺地域の環境に調和をもつこととしています。さらに、広場で遊び、スポーツができ、祭りもできる一大憩いの場であり、古代にひたり、現代に活用され、自然に学習効果の上がる施設、すなわち多目的公園であるなら、公園の特殊性を活かした表現と相まって、市民から浮き上がらない、活気に満ちた水子貝塚として将来に向かって存在価値は保障されるとし、市民が身近な公園として利用することも念頭におかれています。

水子貝塚公園は、市内の都市公園としてはびん沼自然公園、運動公園に次ぐ面積を有しています。中央の広場で遊ぶ家族や、園路をウォーキングやジョギングする市民の姿が日常的にみられ、「近隣公園」としても親しまれています。



図87 水子貝塚公園の利用風景①



図88 水子貝塚公園の利用風景②

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題

1 保存盛土の流出

保存盛土は、遺構面より約100 cmとし、現況面から平均50～60 cmの盛土をしています。公園内の標高は南西から北東に向かって傾斜しており、比高差は約50 cmです。豪雨時は公園内で涵養できない雨水が大量に北東に向かって流出しています。この雨水の流れに沿って表層の下刻が進行しています。特に公園東側の学習広場付近から説明広場、資料館前までが顕著で、1～5 cmの下刻が認められ、土が北側の市道へ流出しています。平成22年に実施した園路舗装修繕時に若干の改善を図りましたが、およそ10年で再び進行してきています。雨水による盛土の流出を防ぐ手法の検討の必要があります。



図89 豪雨時の雨水の流出



図90 雨水による盛土の流出

2 縄文の森・樹木の根による遺構への影響

貝塚をとり囲むように園路を配置するようにしましたが、園路や植栽の設計上、北西の一部では園路の外側に貝塚が配置されました。このため貝塚周辺は植栽され、樹木の成長とともに樹根による遺構への影響が懸念されます。環境整備時、深根性高木による影響も考慮して保存盛土の厚さを決定しましたが、隣接地の畑の下にも樹根が伸びているとの情報があり、樹根による影響を確認する必要があります。

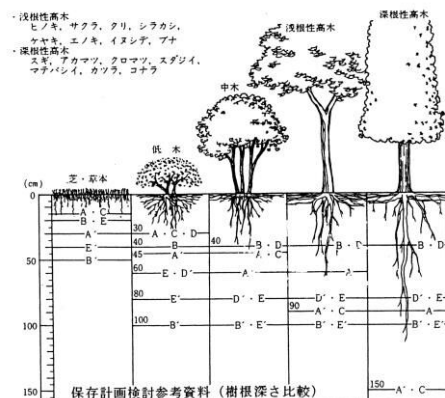


図91 公園整備設計時の樹根の想定深度



図92 貝塚表示に近接する樹木

第2節 活用の現状と課題

1 活用

水子貝塚資料館では体験型の事業に力を入れており、水子貝塚公園を活用して「縄文土器づくり教室」「まが玉づくり」などを実施しています。来園者アンケートの結果では、体験学習を目的とした来園もあることから、さらにサービスを充実していく必要があります。一方で、人気の体験メニューでは100名前後の参加者があり、公園内の学習広場では対応できないこともあることから、体験施設の拡充を検討する余地があります。また、こうした事業をさらに充実させていくためには市民学芸員の存在が不可欠であり、今後さらに登録者を増やしていく必要があります。

主要展示物である復元住居は、15号復元住居内には縄文人の生活の様子を再現しており、自由に中に入って見学できるようにしています。また、2号復元住居は学校見学の際や見学の希望があれば内部を公開しています。資料館主催事業の「夏休み縄文体験」で復元住居に宿泊もしていましたが、近年の猛暑により室温が高くなったため実施は見合わせています。今後検討すべき課題として、水子貝塚公園の30%を占める縄文の森の活用があります。これまでも枝を縄文土器の焼成用の薪、葉を草木染め、木の実を工作などに利用してきていますが、資源として十分に有効活用できていないといえません。樹木の高木化による近隣への影響が大きな課題となっていますが、都市部では貴重となった豊かな雑木林の景観を維持しています。これらをさらに活用し、自然に親しみ大切にする心を育む取り組みが必要です。

水子貝塚資料館で活動している団体として、「富士見市資料館友の会・土器づくり部会（昭和58年発足）」と古代の織物を製作している「からむしの会（平成9年発足）」があります。土器づくり部会は、水子貝塚公園内で土器の焼成実験を定期的に行っており、資料館が主催する土器づくり教室の支援も行っています。

これまでの活用の実績を踏まえると新たな取組は少なく、固定化しています。市民や団体と協働し、施設の充実を図りながら、さらに活用の幅を広げる必要があります。

【主な水子貝塚資料館主催事業】

- ・企画展（年1回）
- ・企画展関連講演会「ふじみ考古学教室」
- ・ジュニア考古学クラブ（全5回）
- ・夏休み縄文体験
- ・縄文土器づくり教室（全4回）
素地づくり、成形、磨き、焼成
- ・水子貝塚星空シアター（9月第1土曜日）
野外映画会、縄文体験（やり投げ・火起こし）、まが玉づくり、ステージ発表、模擬店など
- ・土曜おもしろミュージアム（第1又は第2・第3土曜日、午前・午後2回）
まが玉づくり、縄文ポシエットづくり、アンギン編み、草木染め、ミニ土器づくり、はにわづくり、どんぐりのカレンダーづくりなど
- ・体験！いつでもセブン（土・日・祝日、長期休暇）

まが玉づくり、貝の腕輪づくり、火起こし、どんぐりクラフト、ブンブンごま、じゅず玉の腕輪づくり、古代の鏡づくり

2 情報提供

史跡の理解と学習のために、案内リーフレットの頒布や企画展の開催、市ホームページで紹介などを行っています。また、県内の史跡を管理する自治体と連携し、企画展やシンポジウムなども開催しています。

外国語表記のリーフレットやパンフレットなど外国人に向けた情報提供が課題です。

【史跡案内刊行物】

- ・案内リーフレット（無償）
- ・解説パンフレット（有償）

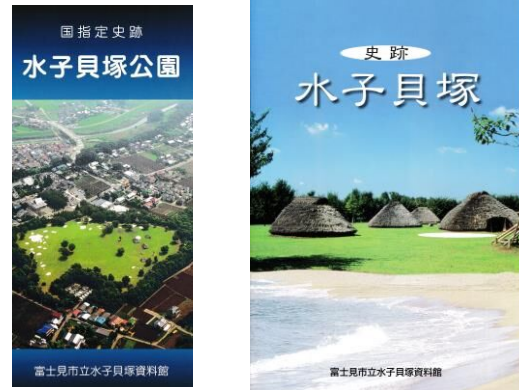


図93 案内リーフレットと解説パンフレット

【史跡に関連する企画展】

- ・平成13年度企画展「縄文海進と貝塚」
- ・平成14年度企画展「富士見の発掘三十年」
- ・平成16年度企画展「水子貝塚公園開園10周年記念 水子貝塚の6000+10年」
- ・平成20年度企画展「富士見の海が来た頃」
- ・平成24年度企画展「縄文前期のムラー富士見市とその周辺ー」
- ・平成27年度企画展「海と貝塚ー関東地方の貝塚を探るー」
- ・平成29年度企画展「竪穴住居の世界」
- ・令和元年度企画展「水子貝塚史跡指定50周年・水子貝塚開園25周年記念 水子貝塚ーまもり伝える縄文のムラー」
- ・令和3年度企画展「埼玉の四大貝塚ー国指定史跡 水子貝塚 真福寺貝塚 黒浜貝塚 神明貝塚」



図94 水子貝塚資料館発行の史跡関連企画展の図録

3 調査研究

水子貝塚の発掘調査は、史跡整備事業に伴い実施されたのが最後となります。この成果は、平成7年（1995）に刊行された発掘調査報告書に総合的にまとめられています。その後は水子貝塚に関する研究については大きな進展がみられていないのが現状です。

現在は考古学研究の中でも自然科学的な分析や研究が大きく進展し、それまで知り得なかった新たな情報を提示しています。水子貝塚については、貝塚から発掘された貝、骨、炭化材などについて当時可能であった分析を行っていますが、現在の分析方法を用いれば新たな知見を得られる可能性があります。しかし、分析にかけるサンプルがあまりなく、新たに入手する必要があります。貝塚への樹木の根の影響調査にあわせ、新たなサンプルを採取し、分析結果を再整備に反映させることを目的とした貝塚の部分的発掘調査の実施も検討します。

また、水子貝塚をはじめとする市内に存在する貝塚について総合的な研究を進めることも重要です。縄文海進時の遺跡の全体像を明らかにすることで、文化財の活用の幅を広げるとともに富士見市の歴史の大きな特徴としてアピールすることができます。

第3節 整備の現状と課題

1 縄文の森の樹種の変化

公園内の植栽は、史跡公園としての修景植栽と集落景観としての縄文の森の復元という2つの目的で実施したものです。樹種については、発掘調査の出土資料や、江川低地のボーリング調査等を参考にし、コナラ・ミズナラ・クヌギを主とする落葉広葉樹林、クリが比較的多く、ケヤキ・クマシデ属、ムクノキ、エノキ、カヤ類・シラカシなどの常緑広葉樹が僅か混じるとしました。この想定に基づき56種11,029本の樹木を植栽しました。

現状では、一見当初の2つの目的は達成されたようですが、1,771本植栽した高木の樹種に大きな変化が表れています。シラカシ・アラカシ・マテバシイなどの常緑広葉樹の樹勢は強くなっていますが、落葉広葉樹の中でクリ・トチ・オニグルミ等の縄文人が主食としていた木の実を収穫できる樹種が立ち枯れし減少してきています。クリは63本植栽しましたが10本以下、トチは9本のうち数本、オニグルミも10本のうち数本となっています。残っている樹木の樹勢も弱くなっています。

植栽時には高さ3.5m、幹回り20cm、直径8cmだった樹木が、現在は高さ20m、幹回り1.5m、直径40cmを超える高木に成長し、密集しています。高木化・密集化の要因として、植栽間隔が3～4mと狭いことがあげられます。クリやクルミ、トチなどが減少している要因は、樹木の密集化や高木化による日照不足と、樹種を園内各所に分散して植栽した結果、常緑広葉樹などの他の樹木の樹勢に負けて淘汰されたものと考えられます。

樹木の成長は、施設にも影響を及ぼしています。サークルベンチの中央に植栽したケヤキの根上がりにより、サークルベンチ周囲の舗装にひび割れや段差が生じています。また、地下約1mに埋蔵されている貝塚に樹木の根が達していることが懸念されています。

すが、樹木の成長を考慮せずに貝塚との十分な距離を確保しないまま周辺に高木を植栽したことが要因です。

現状のままで植栽を管理運営していくと常緑広葉樹を中心とした森に変化していくことも予想され、環境整備時の目的のひとつである落葉広葉樹を中心とした縄文の森とは異なる森となる恐れがあります。

そのため現状での公園内の樹種の実態を把握すること、最新の縄文時代の植生研究の調査などを行い、植栽の管理手法を検討していく必要があります。

令和2年からカシノナガキクイムシによるいわゆるナラ枯れ被害が発生しており、コナラを中心に約100本が被害を受けていますが、現在のところ枯れたものは数本です。



図95 植栽の密植状況①



図96 植栽の密植状況②



図97 樹勢が弱くなったクリ

2 縄文の森の樹木の高木化による近隣への影響

樹木の成長により、公園内からは公園外の住宅などの現代建築物が見えなくなり縄文時代の景観を創出している一方で、樹木の成長は高木化をも意味し、高さ20mを超える樹木もあり、公園外の周辺住宅や畑に様々な影響を及ぼしています。

この間、公園北及び北西側の住宅地では日照への影響、北側の駐車場では着雪した枝の落下、東側の畑では木の実の落下、東側の住宅地では着雪した枝の落下、南側の駐車場では大量の落葉の飛散、南側の畑では大量の落葉の飛散・木の実の落下と樹根による水分の吸収、南側の住宅では着雪した枝の落下や台風などの強風時に枝が揺れて家屋に当たる、西側墓地では大量の落葉の飛散、西側畑では日照への影響と樹根による水分吸収などが発生しています。公園敷地の境界近くに高木を植栽したことによる弊害です。

平成28年からは樹木維持管理業務委託の中で、隣接地に影響を及ぼしている樹木の剪定・伐採を実施していますが、限定的な対応となっています。

公園内では台風などの強風時や積雪による倒木や枝折れ、毎年的大量の落葉があることから、環境整備時の方針を維持しつつ、安全安心な史跡の保存と活用を図るために高木化した樹木の取扱いについて検討していく必要があります。



図98 高木化した樹木



図99 北側住宅（右）への日照の影響



図100 落葉の飛散（西側墓地）



図101 落葉の飛散（南側畑）



図102 畑への日影（西側畑）



図103 積雪による枝折れ



図104 強風による倒木（復元整穴住居付近）



図105 台風による枝折れ（公園内・説明広場付近）

3 貝塚表示の劣化

貝塚の所在を表す貝塚表示は、地点貝塚の分布範囲をモルタル躯体で表示し、表面に磁器の焼成に器台とする「ハマ」を貼り付ける手法として表現しました。経年によりモルタル躯体からハマがはずれ、現在は当初整備時の予備で修繕してきていますが、今後の修繕手法も検討していく必要があります。

また、2カ所で実際の貝塚出土の貝殻を散布した貝塚表示も行っていますが、数年で埋没して草地となり、何度か散布してきましたが貝殻もなくなり凹地となったままです。表現手法の検討の必要があります。

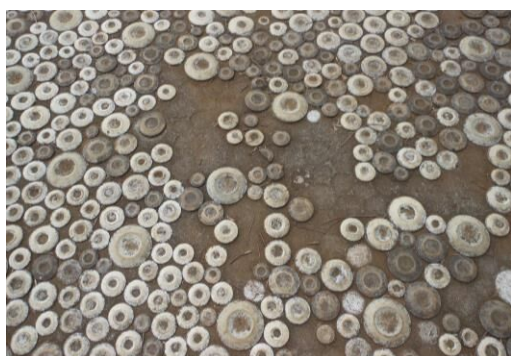


図 106 ハマのはずれた貝塚表示



図 107 草地になった貝殻散布貝塚表示

4 復元住居

縄文時代の集落景観の復元では、重要な施設に位置付けられます。環境整備時から20年以上を経過し倒壊の恐れもあるなど老朽化が進んできたことから、平成25年から1棟ずつ全面改修を実施し、平成29年で完了しました。

復元住居を良好な状態で維持するため、茅屋根の燻蒸を専門業者に委託して年4回実施しているほか、日常的に外部・内部の点検を行っています。

整備当初の復元住居の茅屋根は、民族事例を参考として穂先を下に向けて葺きましたが、腐食がはやく約10年で差し茅修繕を実施しました。その後も茅屋根の劣化や堅穴の壁の崩落が進みました。壁面の崩落原因は、壁を押さえる材料として使用した細い枝が腐食しやすく強度も弱かったためです。約20年で全面改修することになり、平成25年度から1棟ずつ実施した全面改修では、茅屋根を通常の穂先を上に向けた葺き方とし、堅穴の壁も丸太材に変更し強度を高めました。

最初に全面改修し、それから9年が経過した15号復元住居の現状は、茅屋根の表面がやや劣化しているものの全体の状態は良好な状態を維持しています。他の4棟も良好な状態ですが、樹木で日陰になり陽当たりの悪い立地にあるものが茅屋根の劣化がはやい傾向にあります。

これまでの管理運営では、屋根材である茅葺き部分の劣化が進行し、10年目に差し茅の修繕、20年目に全面改修を実施しています。施設の長寿命化のための管理のあり方を検討していく必要があります。



図108 修繕が完了した復元住居



図109 委託による燻蒸作業（年4回）

5 竪穴住居跡

復元住居5棟とは別に、小屋組みの竪穴住居跡を2棟設置しましたが、小屋組み部分は腐食が進み、幼児が登るなど危険であるため撤去し、柱のみとなっています。また、竪穴も埋没し、窪地化している状態で、展示物としての機能をはたしていません。活用も視野に入れて設置したものであり、今後のあり方を検討する必要があります。



図110 埋没した竪穴住居跡

6 展示館（ガイダンス施設）

展示館は、貝塚と竪穴住居跡の実物大造形保存展示と視聴覚機器による解説映像が組み合わさった演出と、発掘調査で出土した資料の展示や解説パネルによるオリエンテーション・ガイダンス機能をもたせた施設です。

造形保存展示は、遺構を実物大で体感できるものとして展示館の中心となる部分です。現状では、経年による退色と一部亀裂が見られるようになってきており、日常点検による経過観察の必要があります。大型スクリーンに映し出す解説映像は、およそ17分の水子貝塚を理解するためのものです。環境整備時には映像と造形保存展示にスポットライトを用いた演出のプログラミングがされていましたが、機器の入替えによってスポットライトによる演出等はできなくなっています。

現状は、小学校の歴史学習、団体見学、休日の来館者に対して上映しており、年間の視聴者数は、約4,000人です。この解説映像は、当初整備時に制作したものであり、その後の考古学や関連諸科学の研究の進歩により、説明内容に齟齬^{そご}が出てきています。展示や解説パネルも、展示資料の若干の展示替えを行っているほかは、環境整備時から変更されていません。

また、来館者からは、展示館が公園内から樹木に隠れてわかりづらい、入館しても館内が暗いため入りづらいという声も聞かれます。

新たな解説映像の制作や展示のリニューアルを検討していく必要があります。



図 111 展示館の外観



図 112 展示館の内部（造形保存展示と大型スクリーン）

7 園路の損傷

園路は、環境整備時には景観に合うように自然砂舗装としていました。しかし、表層が濡れると滑りやすく、摩耗しやすい素材でした。北東部の園路は雨水の流路となり、表層の剥離が進行し、路盤が剥き出しの状態となりました。そのため、平成 22 年に全面修繕しました。舗装材は、着色透水性コンクリートとしました。歩きやすく、すべりにくいため、園路をウォーキングする利用者が格段に増えました。

一方で、学習広場付近とサークルベンチ周囲の園路の損傷が認められます。学習広場付近の損傷の原因は、園路の縁に沿って流れる雨水により舗装面と路盤の間に隙間が生じたことによるものです。隙間を補修し、破損の拡大を防止しています。サークルベンチ周囲の亀裂や浮き上がりの損傷の原因は、中心に植栽している樹木の根上がりによるものです。各所とも簡易的な修繕を行っています。



図 113 園路の段差と損傷（学習広場付近）



図 114 園路の損傷とサークルベンチの段差

8 展望台の劣化

水子貝塚の環状に分布する貝塚を一望でき、縄文のムラを鳥瞰できるよう、高さ 4 m の展望台を設置しました。これまでに金具による補強や床板の修繕を実施していますが、部材の劣化が進行しています。また、周辺に植栽した樹木の高木化により、公園内を一望できなくなっています。そのため、利用者は少なくなっており、展望台のあり方について検討する必要があります。



図 115 展望台



図116 展望台からの景色（平成14年）



図117 展望台からの景色（平成28年）

9 サイン

当初整備時には、展示館（ガイダンス施設）で総括的に説明することを踏まえ、公園内の解説などのサインは必要最小限に抑えました。そのため、公園内での説明は、説明広場の縄文海進時の奥東京湾を表示した大型説明板と、北門、南門、西門の壁面の説明板だけとなっています。設置場所が分散しており、施設の全容が理解しにくいという側面があります。説明板は、耐久性に優れた磁器製としています。

このうち、大型説明板は、ひび割れ、浮き上がり認められます。磁器板そのものの劣化によるものではなく、コーキングの隙間から入った水が凍結、膨張し、磁器板に負荷がかかったことが原因として考えられます。

壁面に設置した説明板には、顕著な異常は認められません。

平成25年からの復元竪穴住居の修繕にあわせ各復元住居に説明板を新設しました。

サインは、学習や散策の補助として重要な役割を持つものであることから、史跡や施設を理解するためのサインの設置を検討していく必要があります。



図118 北門壁面説明板



図119 大型説明板



図120 大型説明板破損状況



図 121 北門壁面説明板



図 122 新設した復元住居の説明板（2号復元住居）

10 学習広場

広場内には、180 cm×90 cmのテーブル7台とベンチイスを設置しています。小学校の見学時のまが玉づくりや火起こしなどの体験学習や資料館主催事業の会場として使用しているほか、来園者の休憩場所として提供しています。設置当初は木製でしたが、腐食のため擬木コンクリート製に改修しました。

屋根がないため雨天時は使用できないことから、活用が限定されています。



図 123 学習広場

11 雨水流出による道路冠水

豪雨時は公園内で処理できない雨水が大量に北東に向かって流出し、公園北側の市道は一時的に冠水します。

保存盛土の流出とともに公園外への影響を最小限に抑える手法を検討していく必要があります。



図 124 公園北側の市道の冠水状況

12 周辺環境の変化

北西に建設が予定されている都市計画道路のみずほ台駅東通線の開通や周辺の宅地化により、史跡の周辺環境が今後大きく変わる可能性があります。

第4節 管理運営の現状と課題

水子貝塚公園の管理・運営は、水子貝塚資料館で行っています。水子貝塚資料館の職員は、令和4年現在で正規職員3名（館長、学芸員2）、会計年度任用職員5名の計8名体制で、日曜日と火曜日はローテーション勤務となっています。除草や樹木の剪定、閉門作業などは委託していますが、職員が常駐し管理をしていることで施設は良好な状態で維持されています。主要な展示物である復元住居は、開園当初は茅屋根に登る、茅材を抜くといった行為が頻繁にありましたが、平成25年（2013）からの全面改修以後は注意喚起の看板の設置や園内放送を行うなどの対策を講じたことによりほとんどなくなりました。

管理面において最も重視している点は、来園者が安全安心して利用できる環境の維持です。園内は樹木が多いため枯れ枝が落下することがあります。常時見回りし危険な場合は即座に撤去しています。

来園者の状況を詳細に把握し運営に反映するために、平成30年（2018）にアンケート調査を実施しました。実施日は、最も一般利用の多い5月5日とし、午前10時から午後3時30分までの間に190組272人から回答を得ることができました。

居住地では、市内102組（53.7%）、市外88組（46.3%）でした。市外では近隣市町からの来園者が多く、都道府県別では埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県で、遠方では新潟県からの来訪者もいました。来園回数では、「はじめて」が46組（24.2%）、「複数」が144組（75.8%）でした。はじめての来園者の居住地は市外が93.5%でした。来園目的では健康、遊び、犬の散歩、学習の順であり、都市公園としての利用が多く、史跡の見学を目的とした利用は少ない傾向でした。

なお、調査時間中の来園者数は802人であり、調査時間外（午前9時～10時、午後3時30分～6時）の来園者を含めると、休日为好天の日の来園者は1,000人程度と推測されます。なお、調査日の資料館入館者数は309人でした。

水子貝塚公園は、史跡公園と都市公園という二面性を有しています。平日は散歩やウォーキングなどを目的とした中高齢者が利用者の多数を占め、休日はそれに加え幼児・児童とその保護者、家族での利用が目立ちます。日常的な利用を含め来園者は多いものの、施設の見学や歴史の学習を目的とした来園者は限られています。史跡としての知名度と魅力度の向上が課題といえます。また、歴史や文化財にあまり興味のない一般利用者の関心をひく取組も必要です。

【主な管理運営関係委託業務】

- ・公園等維持管理業務委託（閉門、休館日の開閉門、園内除草・清掃等軽作業）
- ・清掃業務委託（展示館・資料館の清掃週2回）
- ・復元住居燻蒸殺菌業務委託（年4回）
- ・警備業務委託
- ・樹木維持管理業務委託
- ・展示館の設備（消防設備、自動ドア、空調設備、AV機器）保守点検業務委託



図125 樹木維持管理委託（除草）

第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節 計画の方向性

史跡水子貝塚は、昭和54年(1979)の保存管理計画、昭和59年(1984)の保存整備基本計画を受け、平成3年(1991)に整備基本設計を策定し、それに基づいて環境整備が行われました。この環境整備では、史跡指定要件が縄文海進期の貝塚と集落であることを踏まえ、基本設計における公開・展示方針、総合配置方針により、遺跡の保存を図りながら大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示しました。今後の保存活用計画においても、この基本設計による方針を継承していくこととします。

ただし、平成6年に供用を開始してから経年とともにさまざまな課題や史跡を取り巻く環境、社会情勢にも変化が生じてきています。前項で整理した課題を解消し、最新の研究成果を踏まえつつ、保存、管理、活用、整備を図り、将来の再整備を見据えた柱となる基本方針を次のように設定します。また、SDGsの理念を尊重し持続可能な開発目標のうち「目標4 質の高い教育をみんなに(ターゲット4-7)」「目標11 住み続けられるまちづくり(ターゲット11-4)」の達成に向けた管理・運営を行ないます。

基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存

基本方針②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

基本方針④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営



第2節 基本方針

①史跡を未来へ継承するための適切な保存

国民共有の財産である史跡の本質的価値を損なうことなく恒久的に保存するために引き続き適切な保存措置を図るとともに、盛土の流出などの保存上の課題についても調査し、解消に向けた検討を行います。

また、史跡の保存状態の確認と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。

②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理

復元住居などの展示物の管理マニュアルを作成し、良好な状態で維持します。また、修繕については長期的な視野をもって計画的に取り組みます。

③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

体験型事業の充実、学校教育との連携、市民活動の援助など、活用の幅を拡大します。

④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備

縄文時代前期の最大規模の貝塚と、その集落景観を整備した史跡公園という特徴を、さらに理解しやすく、学習や活用の向上につながる再整備の計画を進めます。

⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

市民学芸員との協働による運営や地域住民、地域団体との連携を強化します。

第7章 史跡の保存と管理

第1節 保存の方向性

史跡指定地 39,346.85 m²のうち 98.5%にあたる 38,727.80 m²は公有地化され、公園として整備されています。残る 1.5%にあたる 619.05 m²は既存の集合墓地であり、平成4年に現状に整備されています。この集合墓地は、移転が難しいため公有地化を見送った経緯がありますが、指定地であることから将来的な公有地化も視野にいておく必要があります。

このように史跡指定地内においては住宅の建築や道路の建設など保存に影響を及ぼすような現状変更の可能性は低いと想定されますが、将来的な再整備等も見据えて具体的な現状変更の取扱基準を定めておく必要があります。

なお、史跡の追加指定については、隣接地の開発に伴う発掘調査では史跡に直接関連する遺構は確認されておらず、史跡の範囲も十分に確保されていることから対象となる土地はありません。

現状において課題となっている盛土の流出や樹木の根による遺構への影響などについて、重点的に調査、検討を行っていきます。

第2節 保存の具体的な取組

基本方針①「史跡を未来へ継承するための適切な保存」に沿って、以下のように取り組めます。

- 貝塚等の遺構の分布する付近の樹木の根による影響の確認と新たな資料の収集を目的とした発掘調査を実施します。調査は公開とし、史跡の理解にも役立て、成果を再整備に反映します。
- 保存盛土の流出防止策を検討します。
- 大雨時等の雨水流出を抑えるための工法を検討します。
- 史跡としての本質的価値を高めるための研究を継続し、その成果を展示や刊行物などで報告します。

主な取組

- ・ 傾斜地形に対して流出しない盛土工法の検討
- ・ 貝塚の保存状態の確認と資料収集のための発掘調査の実施
- ・ 遺構に影響を及ぼす樹木の伐採、伐根の検討
- ・ 雨水流出を抑える工法の検討
- ・ 水子貝塚と近隣貝塚の総合的な研究

第3節 現状変更の取扱基準

史跡指定地内において、現状を変更する又は史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可が必要となります。史跡の本質的な価値を守るために、現状変更の取扱基準を以下のとおり定めます。

【現状変更取扱基準】

項目	取扱基準
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> 整備は、史跡の本質的価値を損なわないように行う。 整備後は、史跡の保存・活用に必要な範囲で現状変更を認める。
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。
建築物 ・住宅、物置など	<ul style="list-style-type: none"> 新築は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 既存建築物の増改築は、必要最小限度の規模で、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
工作物 ・電柱、側溝、柵、塀、説明板、展示物など	<ul style="list-style-type: none"> 新規工作物の設置は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 改修は、維持管理上必要な場合で、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とする道路の新設、移設、拡幅と、既存道路の修繕、補修は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。
埋設設備 ・電気、給水、雨水、排水、汚水など	<ul style="list-style-type: none"> 新設は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とするもので、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。ではない。
樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の植栽は、史跡の整備に関わるもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。 根の伸長など史跡の保存に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 近隣に影響を与える樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の管理に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。 史跡の整備に支障のある樹木は、伐採、抜根を認める。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、整備を目的とするもの以外は原則として認めない。

【現状変更許可申請区分】

許可区分と法令		行為の内容
文化庁長官	文化財保護法第125条	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増改築及び除去 ・既存建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物等の増改築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・史跡の保存、管理、整備に関わる建築物、掘削を伴う設備工事 ・史跡の保存及び景観に影響を与える樹木の植栽、抜根 ・発掘調査（史跡の保存、整備を目的とするもの）
富士見市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの） ・道路の舗装もしくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水管その他これらに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度をこえないもの） ・木竹の伐採 ・建築物等（設置から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの）の除去

第4節 管理の方向性

復元住居などの展示物、樹木の剪定、広場の除草、展示館の修繕など、日常的な管理は、これまでと同様に水子貝塚資料館で行います。

しかし、クリ・クルミなどの特定樹種の減少、高木化と密集化による近隣への影響、復元住居などの展示物の経年劣化などへの対応については、長期的な計画に基づく管理を行っていきます。

【主な管理（一部委託も含む）】

- ・開門、閉門
- ・清掃
- ・樹木剪定
- ・除草
- ・復元住居の燻蒸
- ・展示館等建築物の保守・修繕
- ・施設の点検
- ・枯枝等危険物の除去

第5節 管理の具体的な取組

これまで継続して行ってきた日常的な管理に加え、基本方針②「史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理」に沿って、以下のように取り組みます。

- 復元住居や貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成を進めます。
- 史跡として復元した修景を維持しながら、近隣住宅地や畑地への影響を抑えるために、高木化した樹木の整理を検討します。
- 市民が楽しみ学習しながら復元住居や縄文の森の維持管理に継続的に関わる市民参加型の管理方法を検討します。

主な取組

- ・復元住居、貝塚表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成
- ・樹木調査と台帳の整備
- ・近隣に影響を与える樹木の剪定などの計画的な管理
- ・市民参加型管理の具体的内容と方法についての検討

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

水子貝塚公園は、活用も視野に入れた整備がされており、これまでに水子貝塚資料館が主催するイベントの会場として利用してきました。特に毎年9月に開催している「水子貝塚星空シアター」は、地域の活性化と観光を目的として地域の幼稚園・保育園、J A、商店会、市民団体と実行委員会を組織して実施してきています。映画上映に加え、和太鼓やダンスなどのステージ発表、まが玉づくりや槍投げなどの体験、模擬店など内容を充実させながら令和4年に25回目を迎えました。

学校教育では、社会科の歴史学習、地域の歴史や自然を学ぶ総合学習、全校遠足などに利用されてきました。とくに歴史学習においては展示館での解説、復元住居の見学、火起こし体験など、施設の特徴を活かした内容で実施しています。

近年は公民館を活動の場としていた地域のヨガや太極拳サークルの様子も見受けられるようになり、ウォーキングなどの市民の個人のみならず団体での利用もされるようになってきています。

資料館で実施している既存事業に加えて、史跡水子貝塚保存整備委員会や地域住民、地域団体の提案、デジタル技術の導入、活用施設の見直しなどを検討し、社会教育、学校教育、地域の活性化、観光資源、地域住民の活動の場につながる新たな活用事業を展開します。

第2節 活用の具体的な取組

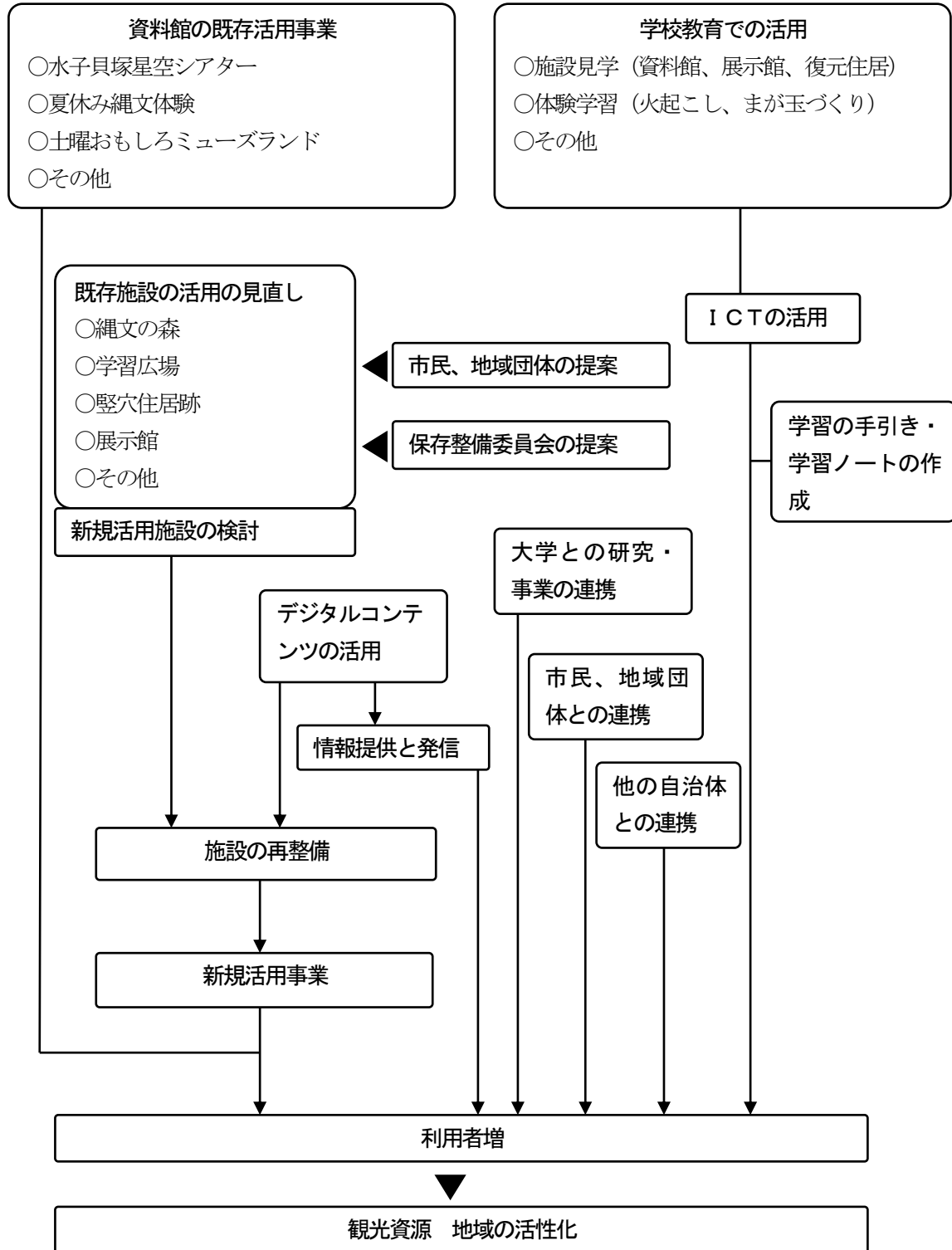
基本方針③「史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用」に沿って、以下のように取り組めます。

- 史跡に親しむ体験型事業を充実します。
- 縄文の森を自然学習や環境学習の場として活用します。
- 児童・生徒・学生の歴史学習をはじめ学校教育での様々な利用増加に努めます。
- 市内だけではなく、市外からの来訪者数を増加するため、魅力を発信していきます。
- 市民が集い活動する拠点となる場を提供します。

主な取組

- ・体験型事業の充実
- ・縄文の森の活用策の検討
- ・学校向け「水子貝塚公園の手引き」の作成や「水子貝塚学習ノート」の改訂
- ・学校へのICTを活用した学習の提供
- ・富士見市HPやSNSを活用した情報発信の充実
- ・デジタルコンテンツを活用した情報提供の検討
- ・国指定史跡の貝塚遺跡を有する自治体との連携の推進
- ・観光資源としての活用の推進

- ・観光拠点として周辺の文化財や湧水などの自然を含んだ活用の推進
- ・大学との連携の推進
- ・地元特産品を活用した事業の検討
- ・市民の活動拠点としての活用の推進
- ・外国人に向けた情報の提供



第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

整備完了から28年が経過した現在、施設として多くの課題を抱えています。こうした課題を解消し、さらに学習と活用の充実を図るための再整備を実施します。

再整備にあたっては、以下の点に留意しながら計画を進めます

- ①史跡を適切に保存する整備をすること
- ②史跡公園を構成する重要な要素である復元住居や貝塚表示には大きな変更は加えないこと
- ③史跡の本質的価値をわかりやすく展示し、誰もが楽しく学べること
- ④縄文時代の植生にもどすこと
- ⑤最新の研究成果を取り入れること
- ⑥体験などの活用の幅が広がること
- ⑦来園者が安全、快適に利用できること

第2節 整備の具体的な取組

基本方針④「史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備」に沿って、以下のように取り組みます。

- 史跡水子貝塚のオリエンテーション、ガイドンス機能を持った展示館の充実をはかります。
- デジタル技術を導入し、縄文時代の暮らしを視覚的にわかりやすく伝えます。
- 利用度の高い学習広場等の施設の充実や、利用度の低い施設のあり方を検討します。
- 利用者にわかりやすいサインを設置していきます。
- 縄文の森のゾーニングを検討し、減少したクリやクルミなどの樹木などを新たに植栽するなど、落葉広葉樹を中心とした樹種へ復元を進めます。
- エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物を栽培し、学習や事業に活用します。

主な取組

- ・展示館の展示リニューアルの検討
- ・デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討
- ・展望台、学習広場などの施設の充実、撤去、改修
- ・復元住居等の展示物へのサインの設置
- ・竪穴住居跡2棟のあり方の検討
- ・既存解説板の改修
- ・縄文の森のゾーニングと復元のための既存樹木の伐採と新規樹木の植栽
- ・エゴマやツルマメなどの縄文時代の食用植物の栽培
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・外国人に向けた展示方法や表記の導入

新規整備

- 縄文時代の食用植物を栽培する畑
エゴマ、ツルマメ、ヤブツルアズキなど
市民と協働による栽培と活用
- 減少樹木の新植
クリ、トチ、クルミ
- デジタルコンテンツによる展示と解説



図 126 ヤブツルアズキの栽培（黒浜貝塚）



図 127 クリ林（黒浜貝塚）



図 128 VRアプリ（下野谷遺跡公園）

一部修繕

- 復元住居
茅屋根の差し茅
- 園路
ヒビ割れ、浮上りの補修
- 貝塚表示
欠損部分の補修

活用促進のための既存施設の改修

- 学習広場
- 竪穴住居跡

縄文の森の整理

- 剪定・伐採等

既存解説板の改修

- 大型解説板の改修
- 壁面解説板の集約



図 129 解説板（下野谷遺跡公園）

展示館の展示のリニューアル

- デジタルコンテンツによる展示
- 展示ケースの改修
- 展示パネルの改修
- 発掘調査成果の反映

雨水流出対策

- 排水側溝や浸透柵の新設などの
有効な工法を検討
- 盛土の流出した部分の原状復帰

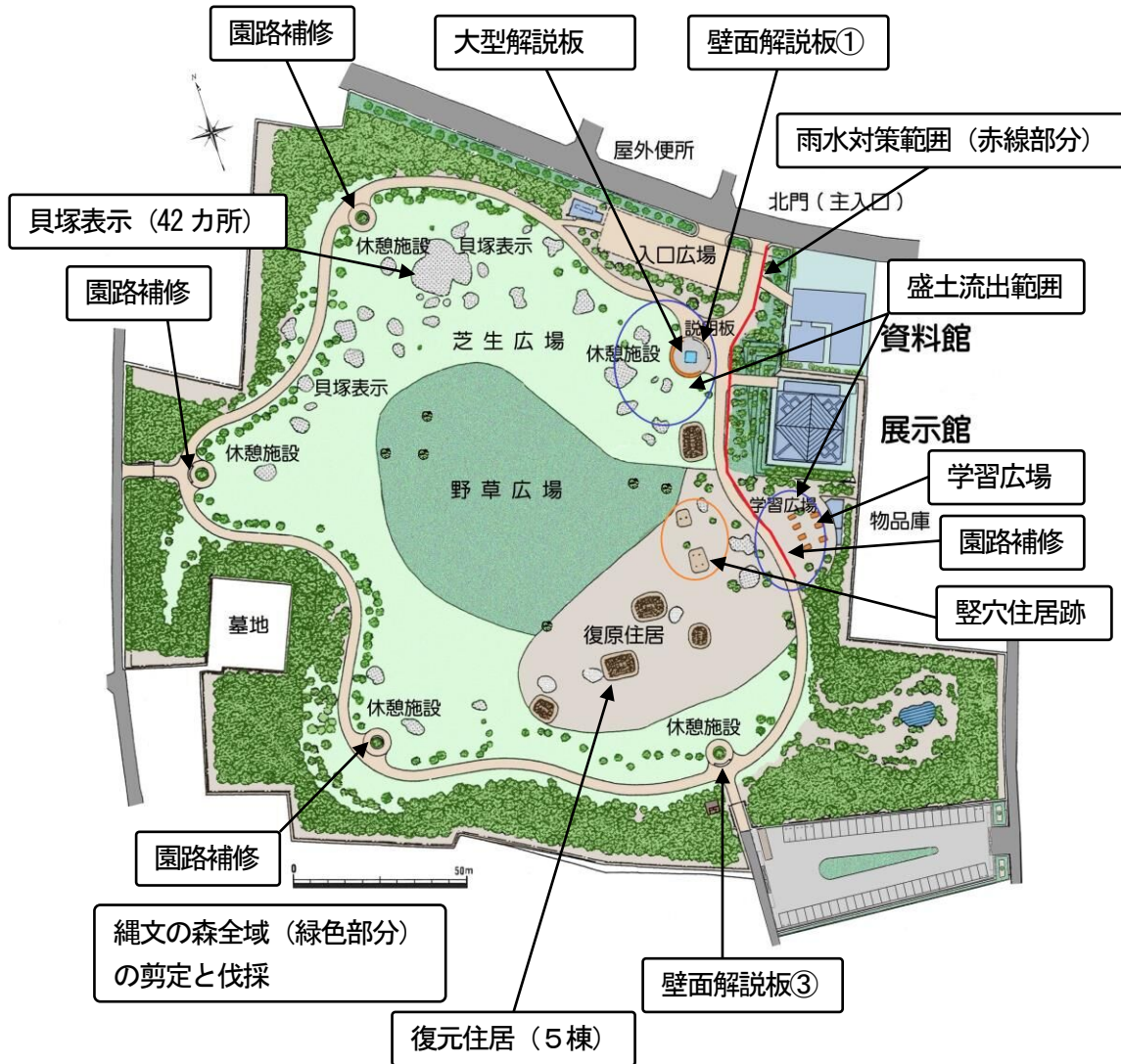


図130 整備対象地

第11章 実施計画

史跡水子貝塚保存活用計画の期間は令和5年度から10年間とします。史跡の保存、管理、活用を継続し、経過観察を行います。

前半の5年間は再整備の準備と施工の期間とします。

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
市の計画		第1期基本計画			第2期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画	第2次			第3次		
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存		盛土工法の検討	発掘調査			施工
			樹木の伐採・根元保護			施工
			雨水流出抑制工法の検討			施工
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理		樹木の計画的な管理	復元住居修繕計画・管理マニュアル作成			
			樹木調査と台帳の整備			
			市民参加型管理の検討			
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
				学校向け手引きの作成		
				学習ノートの改訂		
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備			展示館の展示とデジタルコンテンツの検討			施工
			改修施設検討			
			サイン・既存解説板検討			
			縄文の森の検討			
			食用植物の栽培			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
			市民学芸員と協働による運営			
保存整備委員会						
保存整備庁内推進委員会						
再整備計画	策定					
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
市の計画		第2期基本計画			第3期基本計画	
第6次基本構想 教育振興基本計画			第4次			第5次
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存			保存経過観察			
基本方針② 史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理		日常的な管理と経過観察	樹木の計画的な管理			
			市民参加型の管理			
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用			体験型事業の充実			
			縄文の森の活用			
			経過観察			
			ICTの活用			
			情報発信の充実			
			他自治体との連携			
			観光資源としての活用			
			周辺の文化財を含む活用			
			大学との連携			
			市民の活動拠点としての活用			
基本方針④ 史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備			経過観察			
			食用植物の栽培と活用			
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		市民学芸員養成講座			市民学芸員養成講座	
保存整備委員会			市民学芸員と協働による運営			
保存整備庁内推進委員会			経過観察			
再整備計画					見直し	
保存活用計画						
整備基本計画						
整備基本設計						
整備実施設計						
整備工事						

第12章 経過観察

史跡の保存、管理、活用は継続的に取り組む必要があります。また、計画期間中における社会情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、PDCAサイクルの考え方のもとで定期的に運営状況を確認し、計画の見直しを行っていきます。

【史跡等の自己点検表】

分類	点検項目	取組状況		
		未実施	実施中	実施済
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画は策定されているか ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・保存活用計画の見直しは実施されているか 			
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・指定時における史跡の本質的価値について十分把握できているか ・調査等により史跡の価値等の再確認はできているか ・史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか ・災害対策は十分されているか ・境界標の設置、現地での範囲の把握はされているか ・保存盛土の流出対策を検討しているか ・遺構に影響を及ぼす樹木を把握し対策を講じているか 			
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な管理はされているか ・復元住居などの展示物の管理は適切か ・樹木の管理は適切か ・除草などは適切に実施されているか ・園路は歩行に支障のある箇所はないか ・トイレや体験用テーブルなどの施設に損傷はないか ・環境保全のため地域住民や関係機関との連携が図られているか ・復元住居等の展示物の修繕計画は作成されているか ・復元住居等の展示物の管理マニュアルは作成されているか ・樹木調査を実施し台帳を整備しているか 			
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・施設・資料の公開が適切に行われているか ・史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか ・市民の文化的活動の場となっているか ・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか ・地域の活性化としての活用がされているか ・史跡を活用する事業内容は適切か ・体験学習等の事業は計画的に実施されているか ・市民ニーズに則した事業を実施しているか ・学校教育との連携は進んでいるか ・外国人向けの対応はされているか ・パンフレット等は活用されているか ・ガイダンス施設は十分に活用されているか ・縄文の森の活用策は検討しているか 			

分類	点検項目	未実施	実施中	実施済
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校向けの手引きは作成したか ・学習ノートは作成したか ・ICTを活用した学習を提供しているか ・HPやSNSでの情報発信をしているか ・他の自治体の連携をすすめているか ・観光資源として活用がすすんでいるか ・周辺の文化財を含んだ活用はすすんでいるか ・大学との連携や地元特産品を活用した事業は検討しているか 			
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・整備基本計画は策定されているか ・整備基本設計は策定されているか ・保存整備委員会の指導を受けているか ・保存整備庁内推進委員会の連絡・調整は図られているか ・展示館の展示リニューアルを検討しているか ・展示館の解説映像を検討しているか ・施設の改修を検討しているか ・サインの設置を検討しているか ・縄文の森の整備内容を検討しているか ・史跡の表現は学術的根拠に基づいているか ・遺構等に影響のないように整備されているか ・復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか ・活用を意識した整備が行われているか ・多言語に対応した整備が行われているか ・整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか ・ユニバーサルデザインを導入できたか ・整備基本計画に基づいて実施されたか ・整備基本計画の見直しはされているか 			
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・適切な運営が行われているか ・体制については十分であるか ・他部署との連携は十分であるか ・地域との連携は十分であるか ・市民学芸員との協働は十分であるか ・適正な予算確保のための取組をしているか 			

分類	点検項目	未実施	実施中	実施済
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の文化財を含んだ活用はすすんでいるか ・大学との連携や地元特産品を活用した事業は検討しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 		
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・整備基本計画は策定されているか ・整備基本設計は策定されているか ・保存整備委員会の指導を受けているか ・保存整備庁内推進委員会の連絡・調整は図られているか ・展示館の展示リニューアルを検討しているか ・展示館の解説映像を検討しているか ・施設の改修を検討しているか ・サインの設置を検討しているか ・縄文の森の整備内容を検討しているか ・史跡の表現は学術的根拠に基づいているか ・遺構等に影響のないように整備されているか ・復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか ・活用を意識した整備が行われているか ・多言語に対応した整備が行われているか ・整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか ・ユニバーサルデザインを導入できたか ・整備基本計画に基づいて実施されたか ・整備基本計画の見直しはされているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none">
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画に基づいて実施されているか ・適切な運営が行われているか ・体制については十分であるか ・他部署との連携は十分であるか ・地域との連携は十分であるか ・市民学芸員との協働は十分であるか ・適正な予算確保のための取組をしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

資 料

- 富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例
- 史跡水子貝塚保存整備庁内推進委員会設置要綱
- 富士見市歴史の広場条例・施行規則
- 富士見市立資料館条例・施行規則
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

議案第14号

富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

適応指導教室の名称変更に伴い、富士見市教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>教育相談室</p> <p>(1) 教育相談に関すること。</p> <p>(2) <u>教育支援センター</u>に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 教育相談に関する資料の収集保存及び調査研究に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める課及び室（以下「課等」という。）の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>教育相談室</p> <p>(1) 教育相談に関すること。</p> <p>(2) <u>適応指導教室</u>に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 教育相談に関する資料の収集保存及び調査研究に関すること。</p>

議案第15号

富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）の一部を改正する
訓令を別紙のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

決裁区分の一部変更及び適応指導教室の名称変更等に伴い、富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）新旧対照表

新					旧				
別表第2（第4条関係） 教育長決裁事項及び個別専決事項					別表第2（第4条関係） 教育長決裁事項及び個別専決事項				
課名	事項	区分			課名	事項	区分		
		教育長	専決権者				教育長	専決権者	
			部長	課長				部長	課長
教育政策課	1 教育委員会会議の招集及び提出案件の決定	○			1 教育委員会会議の招集及び提出案件の決定	○			
	2 教育委員会会議に係る議案の編成			○	2 教育委員会会議に係る議案の編成			○	
	3 寄附物品の受納報告の受理			○	3 寄附物品の受納報告の受理			○	
	4 生理休暇及び夏季休暇以外の特別休暇、介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業及び病気休暇の承認並びに欠勤届の受理	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	4 生理休暇及び夏季休暇以外の特別休暇、介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業及び病気休暇の承認並びに欠勤届の受理	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	
	5 職務専念義務の免除の承認	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	5 職務専念義務の免除の承認	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	
	6 身分諸届の受理			○	6 身分諸届の受理			○	
	7 身分、給与、在職その他の証明書の発行			○	7 身分、給与、在職その他の証明書の発行			○	
	8 市例規集への登載の決定			○	8 市例規集への登載の決定			○	
	9 高等学校等教育資金に係る補助金の決定	○			9 高等学校等教育資金に係る補助金の決定	○			
	10 後援の決定			○	10 後援の決定	○			
	11 学校施設、設備貸与に係る指示		○		11 学校施設、設備貸与に係る指示		○		

生涯学習課	1	社会教育調査等の実施			○
	2	文化財の調査の実施	○		
	3	市指定文化財に係る現状変更等の許可	○		
	4	文化財に係る諸届の受理及び進達			○
	5	圖書の選定に関する承認			○
	6	学校体育施設開放の利用許可			○
	7	西中学校屋外運動場夜間照明施設 使用料の減免の決定			○
	8	西中学校屋外運動場夜間照明施設 使用料の還付の決定			○
	9	水谷東小学校陶芸教室地域開放の 利用許可			○

(中略)

教育相談室	1	各種教育相談の実施			○
	2	<u>教育支援センター</u> の実施			○
	3	教育相談研修会の実施			○
	4	学校カウンセリング初・中級研 修会の実施		○	
	5	教育に関する調査等の実施	○		

生涯学習課	1	社会教育調査等の実施			○
	2	文化財の調査の実施	○		
	3	市指定文化財に係る現状変更等の 許可	○		
	4	文化財に係る諸届の受理及び進達			○
	5	圖書の選定に関する承認			○
	6	学校体育施設開放の利用許可			○
	7	西中学校屋外運動場夜間照明施設 使用料の減免の決定			○
	8	西中学校屋外運動場夜間照明施設 使用料の還付の決定			○
	9	水谷東小学校陶芸教室地域開放の 利用許可			○

(中略)

教育相談室	1	各種教育相談の実施			○
	2	<u>適応指導教室</u> の実施			○
	3	教育相談研修会の実施			○
	4	学校カウンセリング初・中級研 修会の実施		○	
	5	教育に関する調査等の実施	○		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の制定について

富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の制定に伴い、各任命権者において個人情報保護事務に関する規則を制定する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護管理責任者)

第2条 個人情報保護管理責任者は、富士見市教育委員会事務局組織規則（令和3年教委規則第1号）第4条第1項に規定する課長及び室長、富士見市立地域公民館条例（昭和32年条例第20号）第6条第1項第1号に規定する館長、富士見市立資料館条例施行規則（平成12年教委規則第3号）第2条に規定する館長並びに富士見市学校給食センター設置条例（昭和41年条例第3号）第2条第1項に規定する所長とする。

(その他)

第3条 前条に規定するもののほか、教育委員会が保有する個人情報の保護に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）の施行に関し必要な事項については、市長が行う個人情報保護事務に関する規則（令和5年規則第3号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の廃止)

2 富士見市教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（平成15年教委規則第5号）は、廃止する。

議案第17号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の
保護者負担額に関する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担
額に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）及び令和4年4月1日付け令3日ス振学運第41号にもとづき、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担額に関する規則を制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の
保護者負担額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項に基づき、富士見市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童及び生徒の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者（成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者。）をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金の額（以下「保護者負担額」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担額)

第2条 市立学校の児童及び生徒1人当たりの各年度の保護者負担額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第7条の額にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	保護者負担額の割合
小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部	100分の60
特別支援学校の高等部	1000分の795

(保護者負担額の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、保護者が各年度の5月1日において次のいずれかに該当する場合は、法第17条第4項ただし書の規定により保護者負担額を徴収しないことができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者

(保護者負担額の納入)

第4条 保護者負担額は、市立学校の学校長を経由して、教育長が別に定める日までに納入しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

富士見市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の制定について

富士見市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の制定に伴い、各任命権者において職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を制定する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、富士見市教育委員会職員（以下「職員」という。）の標準的な職及び標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

(標準職務遂行能力等)

第2条 職員の標準的な職及び標準職務遂行能力は、富士見市職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（令和5年富士見市訓令第2号）第2条及び第3条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。